

木簡研磨

第二三号

木簡研究

第二三号



木
簡
學
會

題字
荔枝

晃
刻

目次

卷頭言——木簡学会の原点——

・ 錄田元一 i

目次

凡例

一〇〇〇年出土の木簡

概要

奈良・平城宮跡	吉川	馬場 基	1
奈良・平城宮跡左京三条一坊七坪		聰・渡辺 晃宏	6
奈良・藤原京跡十一条・朱雀大路		渡辺 晃宏	15
奈良・酒船石遺跡	ト部 行弘	ト部 行弘	17
京都・長岡京跡(1)	相原 嘉之・山下信一郎	相原 嘉之・山下信一郎	18
京都・長岡京跡(2)	梅本 康広・國下多美樹	梅本 康広・國下多美樹	19
中鳥 信親・清水みき		中鳥 信親・清水みき	20
中鳥 皆夫・古尾谷知浩		中鳥 皆夫・古尾谷知浩	30
京都・長岡京跡		岡村 勝行・鳥居 信子	48
大阪・加美遺跡		岡村 勝行・鳥居 信子	47
大阪・堺環濠都市遺跡		平田 洋司・鳥居 信子	51
兵庫・深江北町遺跡		永井 正浩・鶴谷 和彦	52
兵庫・行幸町遺跡		阿部 敦生・山本 雅和	55
兵庫・柴遺跡		西口 巧次	57

福岡・彼岸田遺跡	小田 和利	161	熊本・上高橋高田遺跡	網田 龍生					
長崎・沖城跡(1)	川口 洋平	163	熊本・白藤遺跡群	林田 和人					
長崎・沖城跡(2)	川瀬 雄一	165							
「一九七七年以前出土の木簡(二三)」									
奈良・平城宮跡(七七次)	馬場 基	169							
訛文の訂正と追加(四)									
奈良・平城宮跡左京一条三坊十三坪(第三号)	松浦 五輪美	174	福島・荒井難田遺跡(第三号)	押山 雄三					
福島・大猿田遺跡(第一九号)	三上 喜孝・氏家 浩子	175	富山・東木津遺跡(第二号)	荒井 隆・岡田 一広					
大越 道正			新潟・下ノ西遺跡(第二号)	田中 靖					
	犬飼 隆		吉川 真司						
飛鳥池木簡の再検討									
新刊紹介 V・L・ヤーニン著(松木栄三・三浦清美訳)									
『白梅の手紙を送りました—ロシア中世都市の歴史と日常生活』	渡辺 昭宏								
230	205	185	183	181	177	174	169	168	167

業 報

山 本 崇

西 山 良 平

編集後記

英文目次

コラム

木簡の穿孔位置

馬場 基

デジタルカメラによる木簡の赤外線撮影

中村一郎

会 告

「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書」について

「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムの開催 及び

主催団体・幹事団体としての参加について

凡例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び积文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

一、報告は「二〇〇〇年出土の木簡」、「一九七七年以前出土の木簡」、及び「积文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それぞれほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の积文・内容、関係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（）内は図幅名である。

なお、「积文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（）で明記し、地図は原則として割愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の积文・内容」において最少限の言及を行なった。

一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、「調査」との通し番号とした。なお、「积文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の积文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、积文の漢字は概ね現行常用自体に改めたが、「實」「寶」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「ヰ」「ヰ」「季」「林」などについてのみ用いた。

一、积文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（單位はmm）。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し（單位mm）、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「积文の訂正と追加」の欄において积文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を(2)のことく付した。

一、积文に加えた符号は次の通りである（i: 貢第1回参考）。

「」　木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。

<　木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

×　抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限

り原字の左傍に付した。

穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つながらず、中間の文字が不明なもの。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数の数えられないもの。

前後に文字の紙くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

異筆、追筆。

合点。

横材木簡に木目と直交する方向の刻線が施されていることを示す。

木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。

校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

右以外の校訂註、及び説明註。

「×」 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上の要領で右傍に示す。

カタマリ文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

ならなかつた場合、行末・行頭に付けたもの。

卷頭國版に写真の掲載されているもの。

組版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行頭に付けたもの。

一、本文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、次の「一八型式」からなる（二頁第2圖参照）。

015型式 短衝型で、側面に孔を穿つたもの。

011型式 短衝型。

019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

023型式 小形矩形のもの。

031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

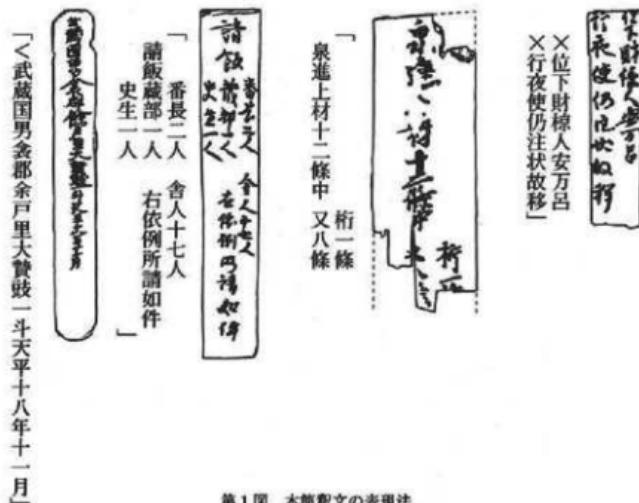
033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたもの。

035型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

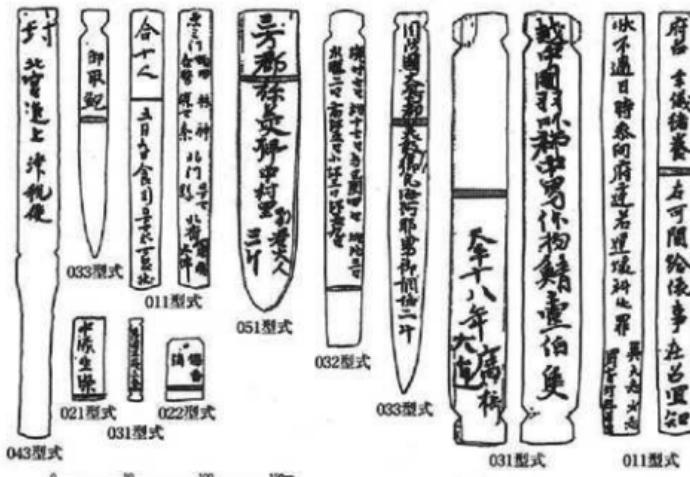
036型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

037型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの。

凡例



第1図 木簡积文の表现法



第2図 木簡の形態分類

043型式

長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みを入れたもの。

049型式

長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。

051型式

長方形の材の一端を尖らせたもの。

059型式

長方形の材の一端を尖らせてあるが、他端は折損。

061型式

用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

065型式

用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

081型式

折損、腐蝕その他によつて原形の判明しないもの。

091型式

削肩。

なお、中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

「」の凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文自次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。

奈良・平城宮跡

1 所在地 一・二 奈良市佐紀町
2 調査期間 一 第三・五次調査 一〇〇〇年平成12年四月一七月
二 第三・六次調査 一〇〇〇年七月一〇月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 田辺征夫

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

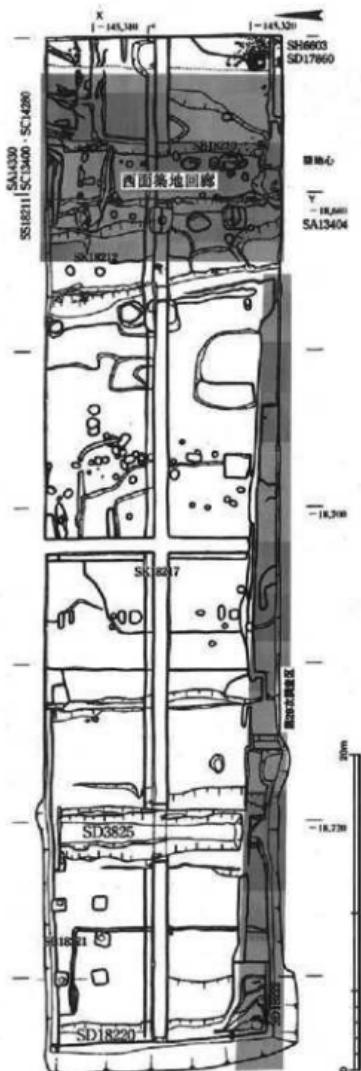
一 第三・五次調査

本調査は、第一次大極殿の復原整備計画に対応して、第一次大極殿院からその西方にかけての状況を明らかにし、地形復原に関するデータを得る目的で実施された。調査区は第二八次調査区の北側に設定し、調査区東部に西面築地回廊SC一三四〇〇を、また西部に排水路SD三八一五を含む形とした。調査区の範囲はおよそ南北一五m東西六五m、約九七五m²であった。

調査の結果、以下のような知見が得られた。調査区周辺の地形は元来、第一次大極殿院地域が尾根筋に、調査区の西部が谷筋にあたっている。地山は東から西に緩やかに落ちており、西面築地回廊付



平城宮第315・316次調査位置図



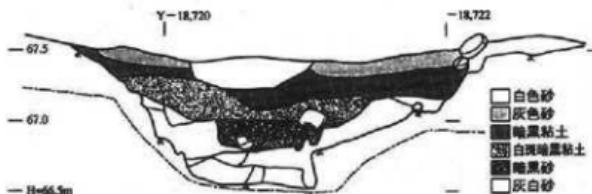
平城宮第315次調査遺構図

近では、大極殿院を造成するためにかなりのかさ上げを行なつていった。その分、西面築地回廊の西側には一段下がる段差が存在した。段差の西方は、東西約二五mにわたって、平坦で遺構が希薄な空開地が広がる。空開地の西側は、東西約七mにわたってさらに西へ下がる緩斜面があり、その下に排水路SD三八二五が南北に流れる。SD三八二五の肩と西面回廊の現存最高点との比高は約二・五m、大極殿周辺の検出面とは比高約五mを測った。西側から大極殿院を望めば、広い空開地の彼方に、大極殿・大極殿院が高くそびえ立つて見えたことと思われる。

SD三八一五の西方は平坦な面が広がり、調査区西端で奈良時代後期の南北溝SD一八二〇を、またSD三八一五とSD一八二一で区切られる区画の中央から、南北様の獨立柱建物SB一八二一を検出した。この地域に何らかの施設が存在したことが明らかとなつたが、その性格の究明は今後の課題として残った。

木簡は、SD三八一五から一五六点（うち削削一〇七点）、SD一八二二〇から五点（うち削削四点）出土した。

SD三八一五は、佐紀池に源を発し、南流する排水路である。位置はおおむね、平城宮の南面西門である若犬養門と、朱雀門との中



平城宮第315次調査 SD 3825断面図 (X=-145.314 1:40)

間にあつており、宮西部の基幹排水路として機能していたと考えられる。本調査区では、第二八次調査で検出した部分の延長部を新たに一二m分検出した。幅一・六・三m深さ一・一mほどの素掘りの溝である。溝の堆積土は下から大きく、灰白砂・暗黒砂・白疊暗黒粘土・暗黒粘土・灰色砂・白色砂の六層に分類される(上図)。木筒は、灰白砂から灰色砂の各土層から出土した。奈良時代のはじめに開削されたと思われるが、灰白砂から暗黒砂にかけては時期を知り得る遺物の出土が少なく、層位の年代を明確に得ない。ただし、暗黒砂には大量の木筒を含んでいた。暗黒粘土から白色砂にかけては平城IV期(七六年頃)の木器が出土しており、また木筒跡からも、暗黒粘土より上の二層が

調査で検出した部分の延長部を新たに一二m分検出した。幅一・六・三m深さ一・一mほどの素掘りの溝である。溝の堆積土は下から大きく、灰白砂・暗黒砂・白疊暗黒粘土・暗黒粘土・灰色砂・白色砂の六層に分類される(上図)。

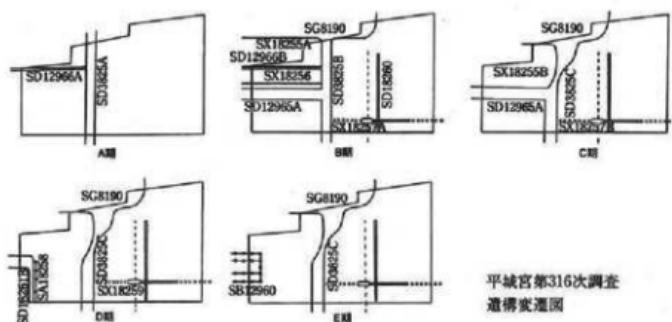
SD一八二〇は、調査区西端で検出した南北溝で、溝の西端はわずかに調査区外に出るが、幅一・五・二m深さ約一・二mを測る。出土土器の年代は平城IV期で、奈良時代後期の溝である。大きく上下二層に分かれ、下層には木製品・木筒をはじめとする有機物を多く含んでいた。木製品の中には、輪縫びきで木器を削りだした後に残る残材が出土しており、百万塔の残材かと推測されている(井上和人「木製小塔の製作材料——百万塔製作工房の在処について」『奈良文化財研究所紀要』二〇〇一年)。

二 第三一六次調査

本調査も第一次大極殿の復原整備計画に伴うもので、大極殿の真西にあたる部分の西面回廊の西側から佐紀池南岸にかけての、約九九七mを対象として実施したものである。

検出した主な遺構は、圓池SG八一九〇の南岸、そこから南流する三時期の南北溝SD三八二五A・B・C、SG八一九〇の南堤造成後にその南側に掘削され、東流してSD三八二五に合流する東西溝SD一二九六五A・B、SD一二九六五Bを一部埋め立てて調査区西端から南流するように付け替えた南北溝SD一八二六一などである。このうちSD三八二五とSD一八二六一は、それぞれ第三一

2000年出土の木簡



平城宮第316次調査
運搬史跡図

五次調査で木簡が出土した
SD三八二・五、SD一・八二
二〇の上流部分にある。

この地域は第一次大極殿
院の所在する丘陵からの傾
斜面とその西の低地部分に
ある。第一次大極殿院造
營に伴い、大極殿院地域の
整地と同時に宮内の基幹排
水路として南北溝三八二・五
A（西大溝、幅約一・七m深
さ〇・五m）を開削する。

この段階ではSG八一九〇
はまだなく、谷筋の自然流
路であった可能性が高い。

その後、神龜年間に大極
殿院の改作を行ない南面に
樓閣を付設するのと同時に、
この地域は大規模な改変を
受けた。すなわち、今度は
西大溝以西を含めて再び大

規模な整地を行ない、SG八一九〇からSD三八二・五への排水口を三mほど東に移して溝底も約〇・七mほど高くし、SD一二九六五Aを掘り直したSD一二九六五Bに東から屈曲させて合流するようになる。これがSD三八二・五Cである。SD三八二・五A・Cの底のレヴエル差は調査区南端で既に約〇・四mになつておらず、位置もほぼ重なつてゐる。約八〇m余り南北の第三一五次調査区では、兩者はほとんど重なつた状態で、別の溝としては確認できず、順次堆積していく状況を呈している。

木簡は、SD三八二・五Aから一五点（うち削層五点）、SD三八二・五Cから四二点（うち削層五点）、SD一二九六五から九点、神龜の造営に伴う大極殿院西側の整地土下層の木層層から二点、同時期のSG八一九〇南堤の整地土下層の木層層から削層一点、以上計七〇点（うち削層二二点）が出土した。

(153) X 9 X 5 019

卷八

(94) X 15 X 6 081

(113)×20×4 059
159×20×2 051

・「美濃國 山縣郡力郷

193

(5) (4)
「宮手申 物給
釘跡(イシヅチ)」
197×35×6 (661)
1011*

・「備後國品治郡佐我」□ 橋カ

(133) × 31 × 5

(7) (6)
「系脚力」

・右件種正下十日上進以解

(110)×(19)×3 061

(14) 駒椅里雜腊一斗五升
□□千^く

(153) × (14) × 5

古文孝經傳進

「秦宿奈万呂萬二枚」

122×18×5 032

(8) 古方図 (異筆2) □ (異筆2) □ (294)×(43)×3 (661) (131)×19×4 (661)

但馬國七美郡七美郷春米
若狹國遠敷郡余戸里御謂塙×

(132) × 35 × 4 039

(9) 日奉弟麻口 (74) × (10) × 2 081

(51) X (14) X 5 0392

(19)
〔十ヶ〕
□文
天平

(36)×15×6 109

20
・
□□□□□若犬甘部
若桜部

(180)×25×4 180

21
□□□六斗
〔三ヶ〕

(147)×(6)×4 86

南北溝SD一八二二〇

22
・道之来月之□人□□□
〔土方〕

(136)×(6)×4 109

SD三八二五出土木簡は、(1)～(3)が灰白砂より、(4)～(6)が暗黒砂
より、(7)～(9)が白斑暗黒粘土より、(10)～(18)が暗黒粘土より、(19)が灰
色砂よりの出土で、(20)は層位の分別ができなかった。

(1)は、上部を欠損するが、四角柱状の材の現存部中程やや上に、

人名のみを記す。用途は不詳。

(2)は、○五一型式の完形の木簡だが、ほぼ全面を二次的に削って
おり、わずかに削り残された部分にのみ墨が残る。貢進物荷札の人
名部分であろう。

(3)は上端折れ。下部を尖らせるが、下端はわずかに折損する。

(11)～(13)は米、(14)は脂の荷札。「延喜式」では美濃國も備後國も庸
米輸納國である。以下に紹介する第三二六次調査でも、備後國品治
郡や美濃國の庸米と思われる荷札が出土している。(11)は、上下一片
に分離した状態で、下部が上部の六〇〇ほど下流から出土した。(12)
は下端をわずかに折損するが、ほぼ完形を保つ。

(14)は上端折れ。里名を記すが、白斑暗黒粘土中からは(11)～(13)が出

(4)は文書木簡の書出が記されるが、下端を欠損する。物品を申請
したものか。(5)は、「丁寧に整形された材の上部に「釘隸宿玖隻」とのみ記す。
○一一型式で切り込みなどはないが、付札として用いられたもので
ある。SD三八二五暗黒砂には木屑を多量に含む木屑層が存在し
ており、本木簡はその木屑層中から出土しているので、その木屑を
出した造営に伴うものとも考えられる。暗黒砂からは、(6)も出土し
ていることが注意される。

(7)は下端折れ。表面は文書木簡の一部だが、意味は必ずしも明確

ではない。文中の「古文孝經」は、官人の必讀書として重視された
書物で、長岡京跡右京六条一坊六町出土木簡にも記載例がある(本
誌第二〇号)。裏面は第一字目は「不」または「布」の可能性がある。

それ以外の異筆は習書であろう。

(8)は、歴名を記し、後に人名をマル印で囲んでチェックの印しと
している。(11)～(13)は米、(14)は脂の荷札。「延喜式」では美濃國も備後國も庸
米輸納國である。以下に紹介する第三二六次調査でも、備後國品治
郡や美濃國の庸米と思われる荷札が出土している。(11)は、上下一片
に分離した状態で、下部が上部の六〇〇ほど下流から出土した。(12)
は下端をわずかに折損するが、ほぼ完形を保つ。

土しているので、里制ではなく郷里制の里と考えた方が自然だろう。

(16) は下端折れ。『和名類聚抄』には若狭国遠敷郡に余戸が見える。

「余戸里」とあるが、出土層位の土器の年代は平成Ⅳ期であり、郷

制の跡を里と表記したものと思われる。余戸を同様に記載する例に

は、「平城宮木簡」第四〇四号木簡などがある。

(17) は春米の荷札。五俵が貢進主体となる例は、春米には多い。

(18) は「天平」の下がいたんでおり、下に文字が続いた可能性もある。

二 三一六次調査

S D 三八二五 A

(1) 「尾張國造御前誰空々頬首□

・「頓火 火火頭 布布□

147×15×4 051 *

(2) 「内舍人

(3) 日部□
留□
志カ□

091

(4) 「く美濃國片縣郡杏問里守マ連
・「く少所比米六斗

(179)×21×3 029 *

(9) 「く伊豆國賀茂郡稻×

(97)×(20)×4 029

(5) 「矢己乃者奈夫由」□伊真者々留部止

・〔夫〕伊己冊利伊真役春マ止作古矢己乃者奈

251×23×13 051 *

S D 三八二五 C

(6)

×師
法藥師
奉
光道師
安光師
基寬師
顯
惠智師
」

□

合拾伍人

六月廿一日川口馬長】

(182)×35×2 019

(7)

・
八人
卅六人
□

人大將

(8)

□坊驅使
〔作カ〕

091

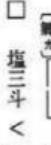
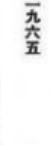
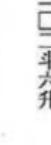
(237)×(24)×5 081

・「長□〔屋郷カ」

・「米〔也表

□上□□□

265×(17)×6 061

(10)	「  講岐國鶴足郡和軍六斤」	(153)×23×4 031*
(11)	「  指三斗」	(134)×24×4 039
(12)	「  講岐國寒川」	(76)×20×5 039
(13)	「  布乃利」	(10)×18×3 011
(14)	「  背国葛...郡...」	(148)×30×3 081
(15)	「  禁弓矢解」	(160)×24×3 011*
(16)	「  入舍人事」	(69)×(20)×3 081
(17)	「  大野郡美和郷長神直三田次進酢年」	(102)×23×6 089
S D	「  二九六五」	
(18)	「  麻呂事麻呂麻事」	
(19)	「  整地下の木簡」	
(20)	「  事事事事」(異筆部分ハ天地逆)	(128)×(26)×2 081
(21)	「  七日」	(95)×(26)×2 016

(1)は「某御前」の書式をとる尾張国造宛の上申文書。表裏同筆であり、習書の可能性が高いが、在地の豪族宛にこのような書式を用いている点は注目できる。側面は中央部分より下を左右から二次的に削って尖らせている。

(2)は比較的長大な完形の〇五一型式の木簡であるが、文字は「内舍人」の三文字しか書かれておらず、用途は不詳。左辺は削ったままの状態で削っていない。

(3)は人名を記した削屑。上端と左辺は原形を保ち、左辺上部には切り込みの痕跡が残る。文字は左端部分にのみ記されている。

(4)は美濃国片栗郡からの庸米の荷札。里制下のもので、従来のSD三八二五Aの時期に関する知見とも矛盾しない。但し、杏間里は

「和名類聚抄」に対応する綱名が見えず、読みも不詳。下端は折れ。

(5)は難波津の歌を記した木簡。最近相いで発見された(下)の句まで書く珍しい例の一つ(他に、東木津遺跡(木本秋文の訂正と追加参考)、藤原京跡左京七条一坊(奈良文化財研究所同調査現地説明会資料、二〇〇一年六月)に事例がある)。表裏で文字違いに若干差異がある。表面「己」の次は「母」の可能性がある。これに対応する裏面四文字めは、字体は「冊」で、このままでは「も」とは読めない。裏面の「役」は「波」と読める可能性もあるが、偏は行人偏である。「部」の異体字の字体は「ア」。上端は二次的に面取り、下端は尖らせており、先端部分を若干欠く。

(6)は第一次大極殿で行なわれた仏教行事に関わる木簡か。従は從者で、これを含め一五人か。表面の「六」は不詳。ここにみえる六人の僧のうち、光道は天平十五年(七四三)と天平宝字六年(七六二)の史料にみえる(前者は正倉院文書、後者は光覚知識経奥書)が他の僧はみえず、年代の特定は難しい。差し出しに官職が記されておらず、文字も比較的稚拙なので、同じ官司内の事務連絡に用いられたものか。川口馬長という人物も他に所見がない。上端は折れ。

(7)は役夫の割振りを記した木簡か。大将は中衛または近衛大将であろう。表面の腐蝕が著しく、文字は部分的にしか残らない。上端は折れ。側面の整形は腐蝕のため判断が難しいが、左辺は文字が切れている。

(8)の長屋郷は、「和名類聚抄」では大倭国山辺郡と伊勢国安濃郡にみえ、いずれとは決め難い。左辺は削れ。

(9)は伊豆国賀茂郡稻梓郷から調として送られた荒堅魚の荷札木簡であろう。下端折れ、左辺削れ。

(10)のコザトの忌浪里は、若狭国三方郡能登郷に所属し、調査の荷札と考えられる。上端折れ。

(11)は讃岐国寒川郡からの唐米の荷札。下端折れ。

(12)は食料とするフノリに付けられた付札。ラベルとしての用途か。品目名のみのフノリの付札の例としては、平城京左京七条一坊の東坊大路西側出土の類例がある(木本第一七号平城京跡、14)。四周削り。上端は山形に整形。

(13)は同一木簡に由来すると考えられる削屑が若干の欠をおいて接続する。荷札ではなく、官人などの本貫地を示す記載か。

(14)の「禁弓矢」は不詳。「矢」は「兵」の可能性もあるが、字体は「矢」。下端は折れ。

(15)は神龜三年の美濃国の帖すしの荷札木簡。郷長が進上主体とされる荷札はこれが初出。いかなる税目として送られたものかは不詳。なお、美濃国大野郡の荷札として從來知られていたのは唐米のみである。四周は原形を保つ。

(16)は參河國宝飯郡形原郷から送られた荷札木簡の断片であろう。同郷の荷札には小篆や海松の例がある。形原郷は木簡では初出。右

辺のみ削りの原形を保つ。

(1)は備後国品治郡から送られた麻糸の荷札の断片であろう。同郡の荷札と特定できるのは、第三・五次調査出土のもの（(2)）に統いて二点めである。下端は折れ。

(3)の和軍は、軍布が「め」であることからすれば、にぎめのことであろう。税目は不詳。讃岐国綱足郡の荷札には、二条大路木簡に中男作物千鈞の例がある（本誌第一号平城京跡、一四）。上端は切り込み部分より上部を欠く。

(4)は習書木簡。上端は折れ、左右両辺は二次的削り。

(5)は日付記載の末尾のみが残る断片か。上端折れ、右辺削れ。

9　關係文献

奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三六（100

年）

同『奈良文化財研究所紀要二〇〇一』（1001年）

（一　吉川　聰、二　渡辺晃宏）

奈良・平城京跡左京三条一坊七坪

所在地 奈良市二条大路南二丁目

調査期間 2000年(平12)七月~八月

発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

調査担当者 代表 田辺征夫

遺跡の種類 都城跡

7 6 5 4 3 2 1
遺跡の年代 奈良時代~平安時代初期

遺跡及び木簡出土遺構の概要

平城京左京三条一坊七坪は、平城京の中でも宮南面の高等地で、壬生門から南に下る東一坊坊間大路に面する。同坪ではこれまでに

当研究所が七カ所の発掘調査を行なっており、宮前面では比較的調査成果の集約

されている坪である。中でも一九九二年に坪中心部で実施した調査の報告書(奈



良)では、ここを大学寮告

の所在地と推定している。宮前面の一等地であるにもかかわらず遺構が比較的小規模で、また奈良時代後半に坪内が整備されてくることや、平安京の大学寮推定地との位置関係などが主な根拠である。

今回の調査地は坪東辺中央部に位置し、調査面積は二八八m²である。調査の結果、掘立柱建物・井戸・土坑・柱穴・石列などを検出したが、調査区の多くの部分は北西から南東に向けて流れる自然流れSD六一〇〇が占めている。SD六一〇〇は幅約五mで、埋土下層からは平城Ⅳ期（七六年頃）・V期（七八〇年頃）の土器類が、上層からは平城Ⅴ期から平安期の土器類が出土した。遺物はSD六一〇〇を中心として、土器には、「十」「研」「供」などの墨書き土器計一五点、転用鏡一六点、円鏡、漆付着土器、土馬片があり、また瓦には軒丸瓦・軒平瓦の他、一彩・緑釉平瓦がある。特殊な遺物としてはSD六一〇〇出土の籠甲の破片がある。

木簡は、SD六一〇〇の底で検出した井戸SE七七九〇の上層から一点出土した。この井戸は、一辺八〇cmの方形縦板組で、基底部に長径六五cm短径四五cm高さ二五cmの楕円形の曲げ物を据える。井戸枠の板材の一点については、年輪年代測定によつて七四四年の伐採という成果を得ている。

なお、今回の調査によつても、左京三条一坊七坪が大学寮であるとの確証は得られなかつた。今後なおデータを蓄積して検討していく必要があらう。

8 木簡の叢文・内容



(200)×(33)×8 016

上端は山形に整形、左右側面は削り、下端は折れている。幅の割に細長い木簡で、恐らく人名を数名分間隔をあけながら一行に記しているとみられるが、用途は不詳。左右は一次的に削られている可能性もある。

9 関係文献

奈良文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」三六（二〇〇一年）
同「奈良文化財研究所紀要」一〇〇一（二〇〇一年）

（後述見本）

奈良・藤原京跡十二条・朱雀大路

ふじわらきょう



(吉野山)

土師器・韓式系土器・獸齒・

- 1 所在地 奈良県橿原市和田町字石田
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平12)一月~三月
- 3 発掘機関 奈良県立橿原考古学研究所
- 4 調査担当者 上部行弘
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代・飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は藤原宮大極殿跡から南へ約一・九kmの朱雀大路想定位置で、和田堀寺塔跡から北東八〇mの水田中に位置する。県道新設に伴い、六六〇mを調査した。

検出遺構は古墳時代の土坑・落ち込み、藤原宮期前後の掘立柱建物・欄・井戸・土坑・溝で、朱雀大路に該当する道路遺構は検出されなかつた。遺物は、古墳時代の遺構から須恵器・

双孔円盤、藤原宮期前後の遺構から土師器・須恵器・瓦が出土した。木簡が出土した井戸一は、径一二五cm深さ一〇五cm(検出面より)が遺存していた。石組みは一段構成で、南北両辺は長手の同種の石材各一個を横置きし、東西辺はその間を埋めるように小振りの石材各三五个。埋土は石組み内が三cmの大の礫層、石組みより上が灰色ないし黒灰色粘質土となつてゐる。木簡は黒灰色粘質土から須恵器・土師器・瓦・もえさし・横構・木片とともに投棄された状態で出土した。井戸の廃絶は藤原宮期直前で、木簡も同時期とみられる。

- 8 木簡の叢文・内容

(1) 米四斗二升上

165×13×2 96.1

上端をわずかに欠損する。両端ともに鈍く尖らせる。

- 9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館「大和を掘る18—一九九九年度発掘調査速報展」(二〇〇〇年)

(上部行弘)

奈良・酒船石遺跡

さかふねいし

1 所在地	奈良県高市郡明日香村岡
2 調査期間	第一四次調査 一〇〇〇年(平12)六月～一月
3 発掘機関	明日香村教育委員会
4 調査担当者	相原嘉之
5 遺跡の種類	宮殿関連遺跡
6 遺跡の年代	飛鳥時代～平安時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	

(吉野山)

酒船石遺跡は飛鳥の小盆地の東、「酒船石」がある丘陵に位置する。一九九二年に丘陵の北斜面で大規模な土地造成痕跡と石垣遺構が発見され、「日本書紀」齊明天年(六五六)是歲条に「宮の東の山に石を累ねて垣とす」(岩波日本古典文学大系本による)と記されたものにあたると考えられた。一〇〇〇年には丘陵北側の谷底から、龜形石造物などの導水施設や石敷・石

垣が発見された(第一二・一三次調査)。

今回の調査は第一二次調査地の北側の様相を解明するためのもので、調査面積は約一一〇〇m²。調査の結果、龜形石造物の尾から延びる石組溝がさらに北へと続くこと、その両側には石段があることが判明した。また、南北溝の西側でこれらの石段よりも古い石段を確認し、遺構の重複関係も推定できるようになった。その結果、この地域では七世紀中頃～一〇世紀初頭までを五時期に区分することが可能となり、Ⅰ期は七世紀中頃、Ⅱ期は七世紀後半、Ⅲ期は七世紀後半～末、Ⅳ期は九世紀後半、Ⅴ期は一〇世紀初頭と考えられる。木簡は、幅一・六mのⅢ期の南北石組溝SD-1-B東肩の裏込め土から、木屑とともに出土した。木簡と共に伴する遺物は極めて少なく、時期を決定し難いが、Ⅰ期を埋める整地土からは飛鳥Ⅰ～Ⅱの土器が出土すること、石組溝埋土からは飛鳥Ⅳ～Vの土器が出土していることから、木簡の帰属する年代は飛鳥Ⅱ～Ⅳ(七世紀中頃から後半)の間と推定される。

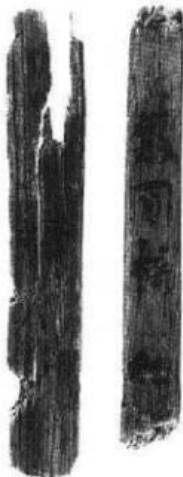
8 木簡の軸文・内容

- (1) □□□椅 神□
- (2) 「△□□ □鷹」尺四寸
- (3) 「△□ □□」

(1)(9)×(11)×(10) 38

154×23×3 32

120×113×4 22



(2)

(1)

(4)



(171)×(21)×3 (81)

(1)は、上端・下端ともに折損。左右両側面は原形をとどめる。裏面は剥けている。一字目も下端から上に向かって削られ、削り残りの状態である。三文字目の門構えはカギ状に書する字体か。六文字目は門構えの残画と思われる墨痕がある。歴名簡の一部か。(2)は、上端が一部欠損するが、四周原形をとどめる。(二文字目と三文字目の間は欠損、もとは文字があった可能性もある。四文字目「薦」の字体は「薦」である。二尺四寸の薦に付けた荷札か保管用の付札であろう。(3)は、左側面割れ。(4)は、上端および右側面は原形をとどめる。下端は折損、左側面は割れ。下端部に墨痕が確認できる。

9 関係文献

明日香村教育委員会「明日香村遺跡調査概報 平成一二年度」

(1)(O)(一〇〇)二年刊行予定
(1-7-9 相原嘉之、8 山下信一郎(奈良文化財研究所))

奈良国立文化財研究所

『平城京木簡一一長屋王家木簡一一』の刊行

長屋王家木簡の正式報告書の第二冊目、『平城京木簡一一長屋王家木簡一一』（奈良国立文化財研究所史料第五三巻）が刊行された。本書はいわゆる木簡譜のうち、TC一一地区という最も本簡の出土が濃密な地域を対象とし、二八〇〇点の木簡を収録している。『平城京木簡一』同様に、高精細印刷を駆使して原寸大の写真により報告している。さらに一部の木簡については、高解像度の赤外線デジタル画像データも併せて掲載した。

本報告書作成過程で判明した接続もあり、訛文もより正確を期している。B4判・本文二〇六頁、別冊解説・A5判五二六頁。

なお、発売は吉川弘文館から。頃値は四七〇〇円（税別）。

京都・長岡京跡
(2)

卷之四

- | | | | |
|-------|-----------------|---------------|----------------------------------|
| 2 | 1 | 所在地 | 京都府長岡京市開田四丁目 |
| 調査期間 | 右京第六八八次調査 | 一二〇〇年(平12) | 一二月 |
| 6 | 3 | 発掘機関 | 一一〇〇一年三月 |
| 5 | 4 | 調査担当者 | 町長岡京市埋蔵文化財センター
山本輝雄・中島哲夫・小畠佳子 |
| 4 | 3 | 遺跡の種類 | 都城跡 |
| 遺跡の年代 | 長岡京期(七八四年-七九四年) | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

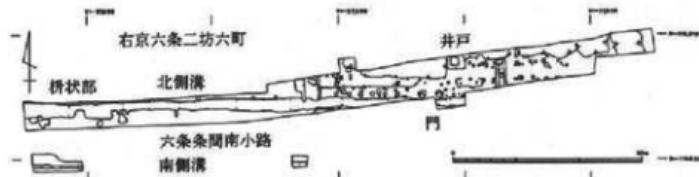


（京都西南部）

にあたり、門・橋・井戸・大型土坑などを確認した。また、宅地の南側では六条堀川南小路の南北両側溝を検出している。

にあたり、門・橋・井戸・大型土坑などを確認した。また、宅地の南側では六条糸間南小路の南北両側溝を検出している。

広に深く掘削されていた部分で、陸側は橋状の掘り残しを抉んで西側と東側の二ヵ所に分かれている。西側の耕作部は長さ八m以上でさらに西へ続き、東側は長さ約四mを測る。いずれも幅が約二mで、深さは〇・六m程度を測る。桥状部の役割は明らかでないが、この部分が湧水層である砂層まで掘削され、宅地側だけに護岸用の側板・杭が設けられていることから、簡易な貯水施設と考えるのが妥当かも知れない。なお、陸側の掘り残しは右京六条二坊六町への通路と考えられる。木簡は桥状部から七層の木層を多く含む粘土層から七点出土しており、埋土の上層には全



長圖嘉路右直第688號調查處機印

資料や、絵のある薄板などの多くの木製品が出土している。

以下、漆文書の状況と内容について述べる。

六条三条間南小路北側溝SD一五出土漆文書

オモテ面の墨痕

(1) □長谷

□上又

麻呂

守

年

卅五

□

漆付着面の墨痕（オモテ面から鏡文字で観察）

(1) 年卅□

□

出土した資料のうち、墨痕のあるものは二二断片あり、そのうち

の二断片は直接つながるので、結局一一断片となる。但し、(5)と(1)は漆付着面どうしを内側にして固定しており、現状では分離できない。これら一一断片はすべて紙や漆の色調などからみて、本来は同

一の漆容器蓋紙であったと判断できる。

断片には、漆付着面を内側にした一枚重ねのもの（(1)(2)(5)と(1)(7)

(8)(9)）と、その状態から分離したと思われる一枚のみのものがある。

一枚重ねの断片のうち、折れ目部分が残るものとして(1)(8)の二片

があるが、折れ目の傾きをみると、(1)は文字の行に対して上で右に約三三度、(8)は上で左に約五〇度傾れている。この二つの折れ目は

一回の折りでできることはない。従って、二回折り疊んで四つ折り

にした状況が想定できるが、その際、やや折れ目をずらして疊んだ

ために、完全に四枚重ねにならず、一枚重なっただけの部分が生じ、

その部分が残存したのである。この折れ目を復元的に展開したとすると、やや上で左に傾き、直交しない「X」字状の折れ目がある

ことになる。

この状態を想定しつつ、文字内容も加味して断片の位置関係を復元するならば、いくつかの可能性が考えられるが、今後墨痕のない断片も含めて接合を検討する必要がある。また、全体の大きさに対して、残存している部分はわずかにとどまるに留められたため、本来の漆容器蓋紙としての大きさは推定できない。

オモテ面については、(1)(7)(8)に縦界線がみえる他、(1)(8)には横界線もみえる。界幅は一本残るものがないため計測できないが、(1)で行間を測ると約一・八四である。書体は比較的整った楷書であり、界線を持つことも合わせて考えると、この面が正規の文書として作

られた一次文書と推定できる。内容をみると、人名・年齢・身体の障害に關わる記述がみえる。戸籍・計帳に類似した歴名様の文書と推定できるが、身体障害の注記が目立つことが特徴的である。なお、(4)の一字目は「身」または「耳」、(6)の一字目は「五」または「九」の可能性がある。

漆付着面は、現状では界線などは確認できず、書体もオモテ面に比較して粗雑に書かれている。オモテ面の文書が廃棄された後、紙背を一次的に利用したものであろう。

内容は年齢と思われる記載があるが、詳細は不明である。

8 木簡の証文・内答

- (1) 「猪名郷物マ刀自白米五斗」
〔124〕×17×4 (65)*
- (2) 「十一月十日」
〔124〕×17×4 (65)*
- (3) 「菅田郷度津廣司戸五斗」
〔144〕×18×5 (65)*
- (4) 「延暦十年四月一日」
〔146〕×15×3 (65)
- ・「越前国□郡少□」
〔152〕×23×4 (65)
- (5) 「忌浪郷□大伴養万呂□□□五斗」
・「十一月廿六日」
〔173〕×13×5 (65)
- (6) 「忌浪郷□大伴岡成□□広主五斗」
・「十一月五日」
〔185〕×17×5 (65)*
- (7) 「郡官 □ □ □」
・「延暦八年十一月廿□」
〔201〕×18×4 (65)*
- (8) 「□家郷□□ □」
・「十月十三日□」
〔135〕×(11)×2 (65)
- (9) 「V □郷□□□〔部々〕」
・「V 延暦十年」
〔186〕×22×5 (65)
- (10) 「大野□□□□□安浜郷綱」
・「」
〔127〕×28×3 (65)
- (11) 「酒マ安万呂白米五斗」
・「十一月十二日」
〔127〕×28×3 (65)

09	18	07	16	09	14	03	12
・「平群安万呂五斗」	・「酒見乙上白米五斗」	・「丸部廣川白米五斗」	・「白神人豐成五斗」	・「掃守乙万呂白米五斗」	・「丸部人万呂五斗」	・「物マ吉万呂白米五斗」	・「衣穢廣人五斗」
・「十一月十六日」	・「十一月廿九日」	・「十二月十五日」	・「正月廿六日上」	・「十二月十五日」	・「十一月廿九日」	・「延曆十一年正月十九日」	・「延曆十一年正月十九日」
」	」	」	」	」	」	」	」
(86)×(12)×6 081	103×18×2 (61)*	131×18×5 051	138×20×3 061	102×16×3 061*	151×18×3 061	168×17×4 061*	95×23×3 051

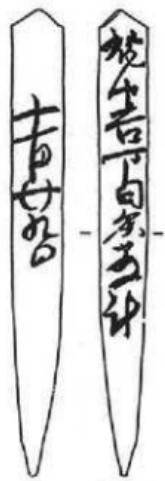
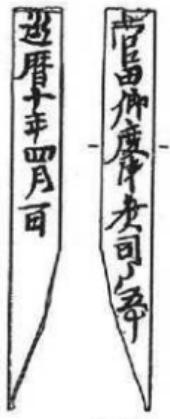
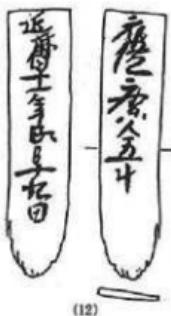
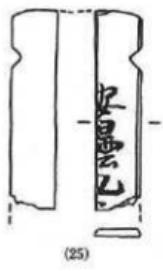


(11)

(27)

(12)

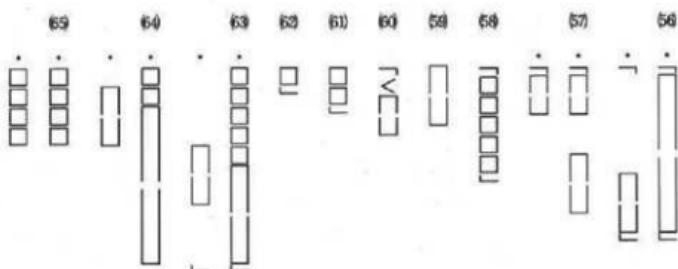
(5)



2000年出土の木簡

86	• 「□□ □□人五斗」	(115)×14×4 051	49	□□□成□□	(92)×12×5 051
87	「□泡□□」	125×15×4 051			
88	「□□□□□五斗」	135×20×3 051			
89	「五斗」	134×22×3 051	49	• 「□□□」	(80)×21×3 069
90	「嚴春曰中五斗」	(71)×29×4 061		• 「□ □」	
91	「櫻春米上□」		50	「□人」	152×15×5 061
92	「△米五十□」		50	「□人」	
93	「□ □ □ 五斗	(135)×(12)×4 061	51	• 「○。蘇民將來 之子孫者」	(70)×25×5 039
94	「十一月□日」	(117)×(6)×3 061			
95	「□斗 上久□□□」		52	• 「□□□□□□」	27×13×2 062*
96	「□斗」	(66)×25×4 061			
97	「□米」	(96)×19×3 019	53	• 「□」	(73)×(12)×4 081
98	「五斗」	(94)×9×5 069			
99	「□□□□□□」	(33)×(15)×3 081			
100	「中□□□□」	(56)×(18)×4 081			
101	「□主」	(45)×15×4 081			
		156×18×4 051			

2000年出土の木簡



- (73) × (19) × 2 081
- 66 □□
- 67 • □□
- 68 (29) × (8) × 1 081
- 69 (26) × (14) × 2 081
- 70 (21) × (5) × 2 081
- 71 (15) × (9) × 1 081
- 72 □ 091
- 60 (130) × (18) × 3 089
- 61 (61) × 15 × 5 089
- 62 (167) × 20 × 4 019
- 63 (7)、延暦一〇年(3)030、延暦一年(2)030の年紀を持つものがある。前述のように六条余間南小路北側溝SD一五折状部の下層粘土層からまとまって出土したことからも、これらの資料にはある程度の一括性を期待することができる。さらに、木簡は多くが荷札で、その形態は〇五一型式が大部分を占める。荷札裏面の表記形式は「貢納者名+物品名+物品の数量」の簡略化されたもので、物品名および数量は多くが白米と五斗である。貢納者名の前に郡郷名を記す資料には「武義郡」(美濃国)「菅田郷」(美濃国武義郡)「元浪
- 64 (194) × 18 × 6 080
- 65 (53) × (18) × 4 081
- 66 (181) × 18 × 1 081
- 67 110 × 18 × 2 081
- 68 (84) × 21 × 3 089
- 69 (53) × (9) × 3 089
- 70 (11) × 15 × 6 081

鷺」（越南國江沼郡）などがみられた。なお、荷札木簡の法量分布は長さが一〇〇—一六〇mm、幅一五—二〇mmの範囲に集中する。

5は、「蘇民将来」呪符木簡である。長さ二七mm幅二三mmと非常に小さいもので、「蘇」の字でも五mm角程度の大きさしかない。木簡の中央上部には徑一mm程度の小さな孔が貫通し、中心付近には文字の上から木釘が打たれている。穴は木簡の大きさや護符としての用途を考慮すれば、袖口などにぶら下げるための糸穴と考えられる。

また、木釘は身につける護符としての用途を果したあと、土壁などに打ち付けられたことを示している。「蘇民将来」呪符木簡は全国で五〇点以上が出土しているが、今回の資料は「蘇民将来」の文言を用いた札として最も古い段階に位置付けることができる。本資料の特徴は非常に小さく、ぶら下げるための孔を有する点であり、「蘇民将来」疫病除け信仰のより原初的な時期には、持ち主がまさしく疫病除けのお札として身に付けていたことを示している。「蘇民将来」呪符木簡を用いた疫病除け信仰のはじまり、木簡が授与された場の検討など、都城における精神生活を考察する上で貴重な資料と言える。

出土した文字資料には右京六条二坊六町の性格を具体的に示すものはない。しかし、これまで長岡京の四条大路以南では木簡がまとまって出土した例が多く、六町には公的な機関が存在した可能性も考えられる。また、析状部からは大量の桜樹皮とともに拂未製品・

漆容器・トリペ・フイゴ羽口・石製鉈尾末製品が出土しており、木製品を中心に多様な製品を扱う工房の存在を窺わせる。調査地の南、右京七条二坊は長岡京西市の有力な推定地であることから、六町に想定した公的な施設の性格は西市に物資を供給するための出先機関や工房と考えられる。

なお、木簡、漆紙文書の収蔵に関しては奈良文化財研究所史料調査室の方々よりご教示をいただいた。

（中島哲夫、？漆紙文書解説 古尾谷知浩（名古屋大学））

2000年出土の木簡



(京都西北部、京都東北部)

出土遺物では土器類の出土

京都・平安京跡左京三条一坊十町

はなく、木簡一点を採集している。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□

130×33×3 (81)

- 1 所在地 京都市中京区西ノ京職司町
2 調査期間 二〇〇〇年(平12) 一〇月
3 発掘機関 ④ 京都市埋蔵文化財研究所
4 調査担当者 菅田 熊・吉本健吾

- 5 遺跡の種類 都城跡

- 6 遺跡の年代 平安時代カ

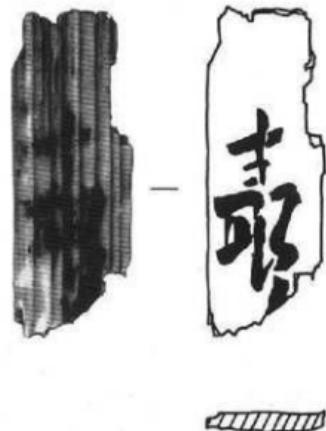
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

マンション建設に伴う立会調査である。調査地は平安京左京三条一坊十町に位置し、八町を占地する神泉苑のほぼ中央にある。掘削工事に先立ち地盤改良が施されていたため、大半の地点で遺構の確認、層序の確認などは不可能であった。部分的に確認できた断面観察では地表下九〇~一二〇cmのあいだに湿地状を呈するシルト層が認められた。

木簡の形状は、上方の左右に切り込みを入れた形態の可能性があるが、折損しており〇八一型式とした。表に三文字程度の墨痕が認められ、裏面には墨痕は認められない。

9 関係文献

京都市文化市民局「京都市内遺跡立会調査概報 平成十二年度」
(2001年)
(菅田 熊)



京都・平安京跡左京六条三坊六町

8 木簡の訳文・内容

(1)

•

(109)X(29)X4 0611

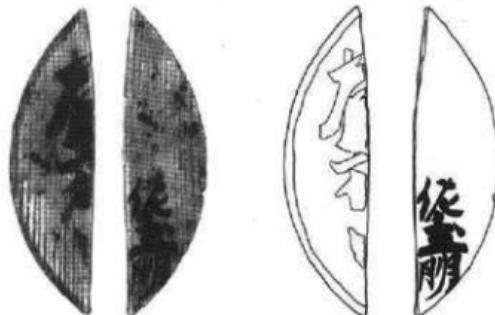
- | | |
|---------------|---------------------|
| 所在地 | 京都市下京区柳梅通新町東入上柳町 |
| 調査期間 | 一九九九年(平1)二月～二〇〇〇年二月 |
| 発掘機関 | 京都都市埋蔵文化財研究所 |
| 調査担当者 | 菅田 索・竜子正彦・吉本健吉 |
| 遺跡の種類 | 都城跡 |
| 遺跡の年代 | 江戸時代 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

本製容器の蓋とみられる。両面に墨書きが認められるが判読できたのは片面のみで、人名であろうか。未判読の面は大きく墨痕が認められ、三字分が確認できた。

マンション建設に伴う立会調査である。調査地は平安京左京六条三坊六町にある。平安時代中期、この町の北東部四分の一町に慶遊保風の邸宅「池亭」があったとされ、調査地はその南西部に位置する。調査の

祝賀にあたっては、
京都産業大学の井上満
郎氏、京都大学の西山
良平氏・吉野秋一氏の
ご教示を受けた。

音
書



An aerial photograph showing a residential area with a clear grid pattern of streets and houses. The houses are mostly single-story bungalows, and the streets are paved. There are some larger buildings, possibly apartment complexes, along the edges of the grid. The overall appearance is that of a planned urban neighborhood.

(京都西南部・京都東南部)

木製品は湿地状堆積シルト層から、江戸時代前期の染付椀・鉢・施釉陶器椀（唐津）とともに出土した。



(京都府西北部)

1 所在地	京都市右京区御室大内
2 調査期間	第三次調査 二〇〇〇年(平12)七月一〇月
3 発掘機関	財京都市埋蔵文化財研究所
4 調査担当者	津々池惣一・南出俊彦
5 遺跡の種類	寺院跡
6 遺跡の年代	平安時代後期～鎌倉時代前期、江戸時代前期～中
7 鉢跡及び木簡出土遺構の概要	

今回の調査は、仁和寺境内の西南隅にあたる部分で、仁和寺境内において当研究所の担当する第三次調査となる。宗務戸舎等新・改築工事に伴う事前調査である。調査の結果、この地域は少なくとも近世にはゴミ棄て場や火災始末地の様相を呈していたことが判明した。検出した遺構は、平安時代後期から

鎌倉時代前期にかけての土門を伴う築地状施設と雨落ち溝、江戸時代前期の墓地と雨落ち溝、江戸時代中期の通用路と側溝などである。

今回紹介する木簡は、調査地中央部付近の土坑SK一二五の第二層から出土した。SK一二五は、直徑一・七m深さ一・一mのはば円形の土坑である。石組はなく、また埋土中にも石材は検出していないが、調査地を含めた南北方向に伏流水の水脈が想定され、江戸時代の絵図にも井戸が複数描かれていることから、この土坑は水脈に当たらず途中で放棄されゴミ捨て穴に転用された井戸とも考えられる。共伴遺物などからみて、一八世紀第四四半期に掘削後程なく埋められたと思われる。共伴した木製品としては、下駄・杓文字・漆器蓋・漆器碗や箸などがある。また、土器には土師器の他、染め付けのそば猪口・手塙皿・紅皿・龟甲文や梅樹文をあしらった椀などがある。施釉陶器には、京焼系の皿・綠釉掛の火入れ・擂り鉢などの焼締陶器の他、「浪花桃州」銘焼塙壺などがある。

8 木簡の収集・内容

(1)
「
上
」

240×360×6 05.1

左上部が一部欠損している。また木釘の痕跡が九ヶ所残っている。この木簡は、「香草」を納めて「献上」した木箱の蓋と思われる。



「香草」は中国地方や信州で珍重されている草であるが、「香草」は「カウジョウ」とも読み、香草の異名で、薬草の一種の意味もある。また、香草の意味とすれば椎草になる。

9 関係文献

『助京都市埋蔵文化財研究所 平成二二年度 京都市埋蔵文化財調査概要』(二〇〇一年刊行予定)

(津々池憲一・南出俊彦)

埋蔵文化財写真技術研究会編

「埋文写真研究」十二号

文化財写真に携わる人の必携マニュアル

巻頭言

キトラ古墳撮影記

全国埋文写真業務実態調査

竹筒写真における露光修正

日本初(?)の遺跡カラー写真

旧石器発掘探査事件と記録

井本昭他
編集委員会
井上直夫
牛嶋茂
郡勤建

価額

一~三号は品切れ

四~八・十~十二号は三五〇〇円

九号は三〇〇円

送料
四冊までは五〇〇円、五~十冊までは一〇〇〇円

一冊以上は無料

連絡先

〒六三〇一八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号
奈良文化財研究所内 埋蔵文化財写真技術研究会

電話 ○七四二一三四一三九三一

郵便振替 ○一〇五〇一九一九九三〇

埋蔵文化財写真技術研究会



兵庫・行幸町遺跡

みゆきちょう

所在地	兵庫県神戸市須磨区行幸町三丁目
調査期間	第一次調査 二〇〇〇年(平12)七月一〇月
発掘機関	神戸市教育委員会
調査担当者	西岡巧次・阿部 功
遺跡の種類	集落跡
遺跡の年代	飛鳥時代～奈良時代
遺跡及び木簡出土遺構の概要	行幸町遺跡は、神戸市の市街地が形成された狭隘な海岸平野の西端を流れる千守川の扇状地の中央、海岸段丘に接する傾斜地の標高一五七mに占地している。
SDO二は幅一・四一・二m深さ四〇cmを測る。被覆土内から土師器碗片が出土し、八世紀初頭頃には開削されたと考えられるが、溝の残存状況は浅く、出土遺物もわずかであるため、存続年代は不明である。溝の北側には土留め杭を設け、盛土などの道路基盤を造成していた可能性もある。	木簡は、SDO三東部の溝埋没土下層上面で須恵器杯蓋とともに一点出土した。SDO三は、二段に掘り込まれた素掘り溝、中段に幅五〇～一五〇cmの大走り状の平坦面を一部で残している。溝の幅は上端で三・八一・〇m深さ一・一・一・四mを測る断面台形の溝である。溝の下層及び溝底からは、七世紀中頃の須恵器・土師器や性格不明の木材片が出土している。以上の遺構検出状況から、木簡の授業年代は、SDO三が埋没した七世紀後半から、それが廃され、古代山陽道の南側溝と考えられるSDO二が設けられる八世紀初め頃までの間と推定される。

(須 磨)

今回の調査は、都市計画道路須磨中央幹線街路築造工事に伴う事前調査である。当初は從来から付近で調査してきた天神町遺跡の名を踏襲したが、遺跡の年代が異なるため、その地名をと

つて行幸町遺跡第一次調査とした。今回の調査地の北側には、近世の西国街道が東西に通る。また、古代の山陽道もほぼこれと同じルートであったと推定されており、その痕跡が検出されることも予想された。

検出した遺構は、調査地北西部から南東部にはば等高線に沿って掘られた東西溝SDO三、その埋没後に現在の西国街道にはば平行して掘られた東西溝SDO二、性格不明の土坑などである。

SDO二は幅一・四一・二m深さ四〇cmを測る。被覆土内から

土師器碗片が出土し、八世紀初頭頃には開削されたと考えられるが、溝の残存状況は浅く、出土遺物もわずかであるため、存続年代は不明である。溝の北側には土留め杭を設け、盛土などの道路基盤を造成していた可能性もある。

木簡は、SDO三東部の溝埋没土下層上面で須恵器杯蓋とともに一点出土した。SDO三は、二段に掘り込まれた素掘り溝、中段に幅五〇～一五〇cmの大走り状の平坦面を一部で残している。溝の幅は上端で三・八一・〇m深さ一・一・一・四mを測る断面台形の溝である。溝の下層及び溝底からは、七世紀中頃の須恵器・土師器や性格不明の木材片が出土している。以上の遺構検出状況から、木簡の授業年代は、SDO三が埋没した七世紀後半から、それが廃され、古代山陽道の南側溝と考えられるSDO二が設けられる八世紀初め頃までの間と推定される。

8 木簡の积文・内容

(1) 「□□□□□□」

412×37×10 011

大型の完形木簡であるが、習書及び重ね書きのみで内容は不明である。裏面には墨痕は見出せない。

(西園寺)



木簡研究第二二号

卷頭言

細切玉夫

歎文の訂正と追加(三)

荷葉連
代書林
八
前
荷葉連
代書林
八
前

七号 欧洲崎道路
八号 前桥崎道路
九号 福井崎道路
十号 矢玉道路
十一号 機部坊ン

ダ遺跡（一八号） 井上藥師堂遺跡（七号）

昭和と木簡—正倉院文書の帳簿・雜文と木簡—

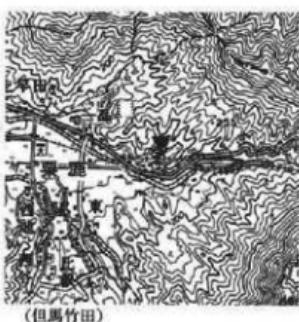
唐評 鬼頭清明著『古代休閒と都城の研究』

書評
森公章著「長屋王家木簡の基礎的研究」

卷之三

価格 五〇〇円 通算六〇〇円

兵庫・柴遺跡



(但馬竹田)
調査の結果、八世紀から

1 所在地	兵庫県朝来郡山東町柴字方谷
2 調査期間	二〇〇〇年(平12)一月～二〇〇一年三月
3 発掘機関	兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
4 調査担当者	西口圭介・鈴木敬一・海邊博史
5 遺跡の種類	官衙開闢遺跡
6 遺跡の年代	八世紀～一〇世紀

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

柴遺跡は丹波国と但馬国との境である遠坂峠の但馬国側の麓にある。遺跡は南面する山裾の狭い谷中にあり、谷が埋没し安定してゆくな

かで形成されている。今回の調査は北近畿豊岡自動車道の建設に伴うものである。調査地点の南側には近世の山陰道(現国道四二七号)が走っており、古代から中世の山陰道についても近隣に推定できる地点である。

8 木簡の収文・内容

- (1) 「く縣子委文マ豊足十束代稲穀一尺」 316×33×5.5 033
- (2) 以今月三日癸卯日送□ 物方 (242)×(29)×45 081

一〇世紀にかけての遺構・遺物を検出した。遺構は比較的地盤が安定している山裾より集中しており、遺物は主にその前面の湿地堆積土中に投棄もしくは流入した状態で出土している。

遺構・遺物包含層は上下二層に大別され、上層は一〇世紀、下層は主として八世紀から九世紀前半の時期が与えられる。

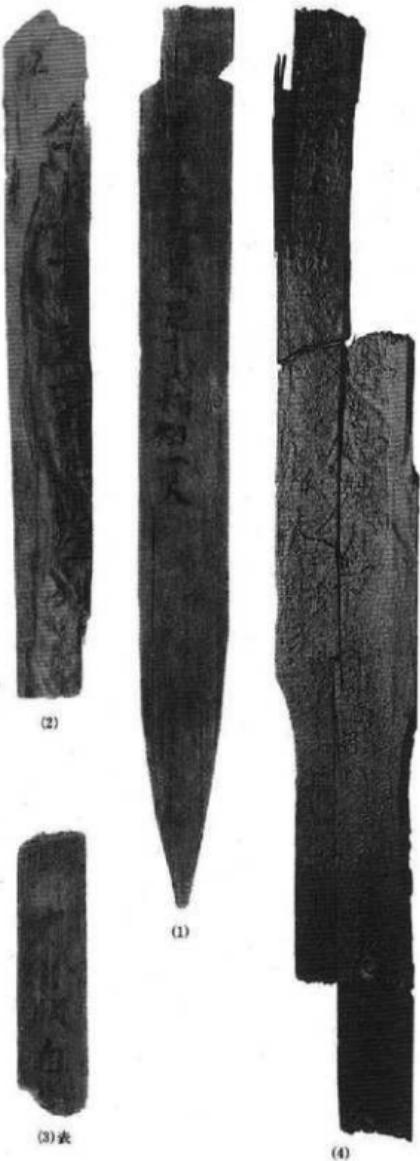
上層では、整地層と水田畦畔の芯材と考えられる木組みが検出されているが建物などは検出されなかった。

下層では、掘立柱建物八棟、井戸一基が検出されている。建物はいずれも二間×三間程度の小規模のものである。

遺物は今回報告する木簡のほか、馬形が主体となる木製祭祀具、神功開宝・綠釉陶器・墨書き土器・金属器を模倣したとされる穀碗・多量の転用鏡など官衙的色彩をもつ遺物が出土している。遺物は八世紀初頭～八世紀前半、及び九世紀後半の時期のものをこく少量含むが、八世紀後半から九世紀前半と一〇世紀のものが大半を占める。

今回報告する木簡のうち、(1)は掘立柱建物一の南東端の柱抜取穴から出土した。(2)(3)は下層の遺物包含層、祝符木簡三点(4)(5)(6)は上層の遺物包含層より出土している。

- (6) (5) (4) (3)
- ・×悦乎 有朋自×
- ・×子乎 有子×
- （符錄）過 急々如律令
左方□立」
- 「呴天罷」急急如律令」
- 160×180×6 032
- 177×38×4 032



(1)は上端の一部が欠損している以外はほぼ完存している。駅家運営のために駅子に課した出舉（駅糧）の本稻分の返納について記した付札木簡である。駅子委文部豊足が、稻一〇束の代わりに稻穀一石で返納している。この木簡は、本稻分の返納に際して稻穀とともに駅家へ行き、その周辺で廃棄されたものであろう。一石を一尺と書く用例は、紅葉山文庫本「令義解」賦役令に「一石」の石に尺の註があるなど、これまで文献の中では確認されているが、地方出土

文字資料では初めての例である。また、本木簡から所在が考えられる駅家は山陰道栗鹿駅家である。栗鹿駅家は丹波国側から入る但馬国最初の駅家である。栗鹿駅家の所在地については、従来、柴を含め周辺において数説あったが、本木簡の出土によって今回の調査地点の至近に駅館が存在した可能性が高くなった。

(2)は干支と日付を併記している。文書木簡の断片であろう。

(3)は「論語」学而篇を表裏両面に記した木簡である。表面には冒頭の一節が記されている。裏面には表面に続く部分が記され、文字の重複や繰返しがなく、習書とは考え難い。複数の木簡に、表裏・表・裏の順に「論語」学而篇が記されていたものと考えられる。現状では木簡は上下端を破損しているが、両面の文字の配列から、片面に二〇一二文字が記され、文字部分だけで四〇四羽、金長はそれ以上の長さがあったことがわかる。

(4)(5)(6)はいずれも呪符木簡である。(4)は羽子板状の形状をもつ。

(5)(6)はいずれも上端に切り込みをもつものである。

なお、木簡の叢談・内容の検討にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

9 関係文献

兵庫県教育委員会「ひょうごの遺跡」四〇(2000年)

同「平成二年度年報」(2000年)

(西口圭介)

木簡研究第二号

卷頭言 WEB 版本簡データベースの公開に思う

石上英
一

シンドハイム「長屋王家の木簡」をめぐる、この記録
前原からみた、長屋王家の木簡と見ゆる、長屋王家の米支給関係木簡
・源通寺令子、長屋王家の経済基盤と荷札木簡・柳木謙周 討論のまとめ
木簡の撮影
書評
今泉院著「古代木簡の研究」

平城京跡左吉井一
一条坊十坪
式文の訂正と追加
長岡京跡（一八二号） 東浅香山
シンドジウム「星屋王家木簡」をめぐる
朝倉からみた長屋王家木簡：波多野
とめ・東野治治
大衛の撮影
書評
書評 今泉院雄著「古代木簡の研究」
書報

「つて」の記録
近宜家、長屋王家の米支給関係本筋
暨と荷札木簡；柳木建周、討論のま
井上直吉

三重・辻子遺跡



(桑)

- 辻子遺跡は、伊勢平野の北部、鈴鹿山地から流れる朝明川の下流部北岸に立地している。朝明川の北側背後には、朝日丘陵から細かな尾根が派生しており、遺跡はその間を開拓する小さな谷口付近に位置し、谷から南に向かい緩やかに傾斜する。遺跡の面積は二万七六〇〇m²、現標高は九一四mである。この地域は条里制地割の存在が指摘されていたが、昭和四〇年代の

- 1 所在地 三重県三重郡朝日町大字埋藏字辻子
2 調査期間 第二次調査 一九九九年(平成11年)七月~二月
3 発掘機関 三重県教育委員会・三重県埋蔵文化財センター
4 調査担当者 倉田文美・田中久生
5 遺跡の種類 集落跡
6 遺跡の年代 弥生時代~室町時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

辻子遺跡は、伊勢平野の北部、鈴鹿山地から流れる朝明川の下流部北岸に立地している。朝明川の北側背後には、朝日丘陵から細かな尾根が派生しており、遺

跡はその間を開拓する小さな谷口付近に位置し、谷から南に向かい緩やかに傾斜する。遺跡の面積は二万七六〇〇m²、現標高は九一四mである。この地域は条里制地割の存在が指摘されていたが、昭和四〇年代の

圃場整備によつて旧地割は失われている。

辻子遺跡の発掘調査は一九九八年・一九九九年に第二名神高速道路建設に伴つて進められ、弥生時代から古墳時代前期と、平安時代後期から九mの方形区画を二区画構成する。条里坪界溝の西側では掘立柱建物群が検出された。建物は桁行四~七間でほぼ方向を揃えて建てられており、計画的な配置が窺える。建物周辺・溝・土坑から、下駄・箸・曲物などの木製品や灰陶器・山茶碗・転用硯・磁器片の他、「廿」「上」「市」「め」「運」「大」「〇」などと記された多数の墨書き土器が出土している。墨書き土器は、灰釉陶器や山茶碗の底部外面や肩部外面に、一文字を記したもののが大半である。

木簡は二点出土した。(1)は、I~V地区の土坑SK八七二から出土した。SK八七二は掘立柱建物の南西にあり、平面は三・一m×二・二mの不整円形、深さ〇・五mの土坑である。出土遺物には灰釉陶器・ロクロ土師器・下駄などがあり、一〇世紀後半頃と考えられる。

(2)は、G地区の溝SD六一六から出土した。SD六一六は条里坪界溝の南角に南北方向からT字状につながるとみられる幅四〇~六〇m深さ一五mの溝である。出土遺物が少なく、遺構の時期は不明である。



(a)



(2)

(2) **S D 六一六**

100

(112) × (15) × (8) (081)

三重県埋蔵文化財センター「近畿自動車道名古屋神戸線(第二名神)愛知県境~四日市JCT 埋蔵文化財発掘調査概報Ⅲ」(1100年)

田中久生（青山町教育委員会）

8 木簡の釈文・内容

SK八七二

(1)は、表面が傷んでおり、判読不可能な部分が多い。上端はやや傷んでいるが主頭に加工している。下端は舟形に尖らせる。

傷んでいるが主頭に加工している。下端は舟形に尖らせる。

愛知・幅下遺跡



(名古屋北部)

地部に造られた「巾下水

所在地 愛知県名古屋市西区幅下一丁目

調査期間 第四次調査 一九九五年(平7)四月一八月

発掘機関 名古屋市教育委員会・名古屋市見晴台考古資料館

調査担当者 村木 誠・服部哲也・水野裕之

遺跡の種類 近世城下町跡

遺跡の年代 弘生時代～江戸時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

幅下遺跡は、名古屋城(標高約二二五m)西側に広がる沖積低地面のうち、自然堤防や砂州堆積物からなる微高地(標高約一・五m)に位置している。この微高地

の範囲は、江戸時代の名古屋城下町北西部の範囲とも

よく一致している。本遺跡は、一九八〇年の幅下小学校体育館基礎補強工事の際

に発見されたものであり、一七世紀後半に城下町の低

道の上水施設の一部と思われる木樋などが検出されている。その後、校舎の改築時に発掘調査が行なわれ、近世城下町のうち武家地と町人地の一部が検出された。低湿地である関係で木製品も遺存していた。

今回報告する木簡が出土した第四次調査は、体育館建設に伴う事前調査であり、一五〇〇m²を対象に行なわれた。調査地点は、一九二九年の居住者地図によると「ミソ・タマリ、井桁屋、森本…」と

あり、子孫の方によると江戸時代から代々当地で酒造などを営んできたという。また、一八世纪前半頃の城下町絵図と明治時代の地図とを合わせると、道路と武家地、町人地の敷地割がよく一致し、調査地点は、道路を含む町人地の一部であったと推定される。

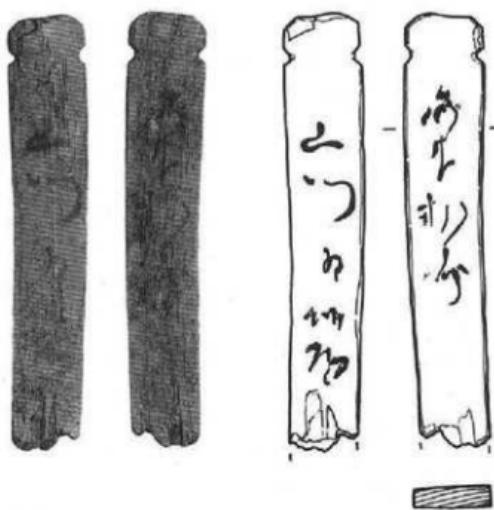
発掘調査の結果、米や大豆を蒸すなど醸造作業と関係したと思われる甕状遺構や、上水井戸・木樋・竹管などの上水遺構が検出された。

木簡が出土した遺構P-1四は、楕円形(直径一m・短径六〇cm深さ六〇cm)の小土坑である。木簡は、一七世紀中頃の瀬戸美濃産陶器碗・鉢片を含む埋土の下部から、下駄とともに検出された。

(1) 「ノ御下物」

・「ノ御下物」

[名古屋城]



9 関係文献

名古屋市教育委員会「幅下小学校遺跡—第四次発掘調査の概要
—」(一九九六年)

(水野裕之)

木簡研究第二〇号

卷頭言・機器の目・人の目

和田 茂

一九九七年出土の木簡

平城宮跡 平城京跡(1) 平城京跡(2)

青野遺跡 藤原宮跡 酒

船石遺跡 長岡宮跡 長岡京跡左京二条四坊三町

長岡京跡右京三条 坊三町

平等院庭園

細工谷遺跡

天満本願寺跡 墓塚漢都市遺跡 東浅香山遺跡

猪名庄遺

跡 屋敷町遺跡 加藤遺跡 明石城武家屋敷跡

丸石遺跡

西連跡 安坂・城の坂遺跡 大村軍遺跡 大盛城跡 潟名川遺跡 明

治大學記念館前遺跡 千駄ヶ谷五丁目遺跡 山崎上ノ南跡B地点

西原遺跡 松本城三の丸跡小御町 松本城下町跡伊勢町

二輪田遺跡

一本橋遺跡 志羅山遺跡 上高田遺跡 山田遺跡

松田橋

跡 大光寺新霧路遺跡 三集遺跡 福井城跡

金石本町遺跡

田日遺跡 七尾城下町遺跡 細塙A道跡 二口五反田遺跡 清水堂F

遺跡 下ノ西遺跡 中曾遺跡 大御堂庵寺 三田谷I遺跡 有福寺遺

跡 高田遺跡 百間川米田遺跡 律寺遺跡 末原窯跡群(灰原上層)

萩城跡(外堀地区)

高松城跡 観音寺遺跡 上長野A遺跡 香椎B

遺跡 博多遺跡群

魚屋町遺跡

山垣遺跡 荷物遺跡(深田地区)

持伏遺跡

入佐川遺跡 出雲国守跡

再び長屋王家木簡と皇親家令について

八木 充

長野特別研究集会の記録

信濃の古代と星代遺跡群・寺内隆夫、七世紀の屋代木簡・海田伊史、

七世紀の地方木簡・遠江木簡・遠江木簡・鶴見泰寿、律令制

の成立と木簡・七世紀の木簡をめぐって・藤野和己)

書評 佐藤忠志著「日本古代の宮都と木簡」

新刊紹介 大庭脩編著「木簡―古代からのメッセージー」 丸山裕美子

通巻 五五〇〇円

65

静岡・中村遺跡

なかむら



(浜松)

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 所在地 | 静岡県浜松市西伊場町 |
| 2 調査期間 | 二〇〇〇年度調査 二〇〇〇年(平12)四月一~ |
| 3 発掘機関 | ○〇一年三月
(財)浜松市文化協会・浜松市博物館 |
| 4 調査担当者 | 鈴木敏則・鈴木 靖 |
| 5 遺跡の種類 | 官衙関連遺跡 |
| 6 遺跡の年代 | 七世紀~九世紀 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

中村遺跡は、静岡県西部の天竜川と浜名湖の間に形成された海岸

平野に立地する。遺跡は東

西に延びる第一砂丘上にあ

り、北側には三方原台地が

波で洗われてきた海蝕崖、

南側には埋没河川(梶子北

大瀬)が存在する。

発掘調査は、浜松市の中

心部から浜名湖東岸の浜名

都雄踏町に抜ける県道(通

称雄踏街道)の拡張工事に伴い、一九九九年から行なわれている。
一九九九年度の調査では、七世紀末から中世までの木簡一一点が出土した(本誌第三号)。今回の調査区は、中村遺跡では最も西に位置する所で、SDO二とした溝から木簡三点が出土した。

SDO二は、幅約四mで、全長六〇mにわたって検出され、出土土器から八世紀代の溝と考えられる。梶子北遺跡の「大頭石山」と記された木簡など八点(本誌第一七号)が出土した地点から、県道を挟んで北へわずか数十mの所にある。

8 木簡の収文・内容

(1) □義マ益 □□

(2) 「丈マ尻壙」

(3) 「赤坂」
〔釋文〕

(159)×33×6 (61)

155×33×2 (61)

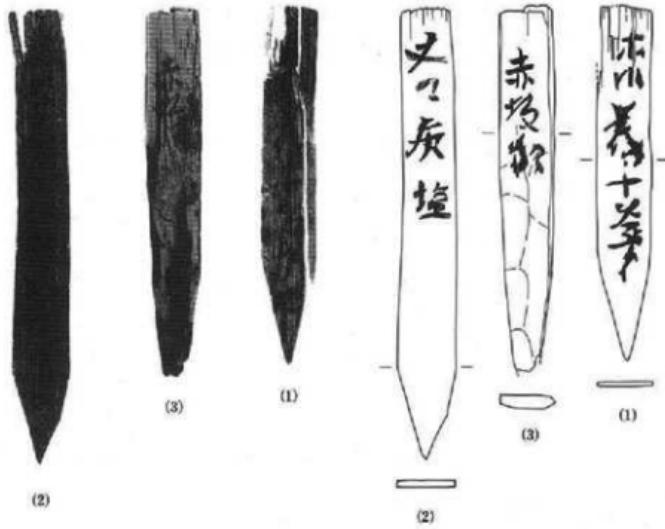
195×33×3 (61)

(1)は、上端の一部を欠損するだけで、ほぼ原形を留めている。上端は平らで、下端を尖らせる。人名だけを記した付札木簡である。ソガのガを「義」と表記するのは、伊場遺跡群では初出で、最も一般的なのは「宜」、次いで「我」、「可」がある。梶子北遺跡では二、三号木簡に「宗宜部」と記した例が、一九九九年度の本遺跡には一号木簡に「宗我部」の例がある。

(2)は原形を留めたもので、上端は平らで、下端を尖らせる。「丈部尻塙」という人名が記された付札木簡である。「丈部」は伊場遺跡群では初出である。

(3)は下端を少し尖くが、上端が平らで下端を尖らせる形態は、前一点と同じである。上の「赤坂」ははつきり判読できるが、「櫛」は二次的に削られていてためかはつきりしない。これより下の文字は、削り取られているようである。「赤坂」は、「和名類聚抄」にも見られる遠江国敷智郡の郷名である。郷名の後に人名がくる付札木簡であろう。「赤坂櫛」は、梶子北遺跡出土五号木簡にも例がある。なお木簡の假説については、奈良女子大学の笛野和己氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏・馬場基氏・市大樹氏にご教示いただいた。

(鈴木敏明)



静岡・春岡遺跡群

はるおか

1 所在地	静岡県袋井市春岡
2 調査期間	一九九九年度調査 一九九九年(平成11)四月一〇〇〇年三月
3 発掘機関	袋井市教育委員会
4 調査担当者	松井一明・白澤崇
5 遺跡の種類	集落跡・水田跡・古墳・城跡
6 遺跡の年代	縄文時代・鎌倉時代・江戸時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	

春岡遺跡は縄文時代から江戸時代に至る複合遺跡である。奈良・

平安時代の遺物が出土する
地区はA・C・D・G地区
で、主に遺跡の西側の低地
部分である。

A・G地区は太田川の自
然堤防上に立地する地区で、
大型の掘立柱建物、条里型
水田や、祭祀遺物あまりか
らなる。

A地区では官衙関連と思われる大型の掘立柱建物二棟が確認され、
遺跡がさらに西側へと広がることが予測されたが、西端部分では大
半が近世の太田川により破壊されていた。おそらく、隣接する稲荷
領家遺跡と一連の遺跡になると考えられる。稲荷領家遺跡は「知」
や「周」と書かれた墨書き土器が出土し、近年周管藝術の可能性が指
摘された遺跡である。

G地区では水田域と自然堤防の境で、木製祭祀遺物や墨書き土器を
含む土器が大量に投棄された状態で出土し、官衙周辺部での祭祀場
所の検討に良好な資料を提供した。水田は条里型水田であり給排水
の溝を伴う坪境の大畦畔を検出した。年代は奈良時代前半と後半の
二期がある。

これに対して、C・D地区は丘陵の小谷内部に位置し、丘陵の掘
を造成して建てられた掘立柱建物一~二棟程度の小規模な遺跡であ
る。C地区では谷内部の低湿地包含層の調査で、奈良時代の土器の
ほか平安時代の二面硯・綠釉陶器が出土した。D地区では奈良時代
の掘立柱建物一棟を検出し、また、低湿地の包含層から中世と思わ
れる木簡が三点出土しているが証認できない。

今回紹介する奈良時代の木簡は、G地区的祭祀遺物あまりから木
製祭祀遺物とともに出土したものである。周辺から出土している土
器は奈良時代前~後半のものが混在しており、木簡の時期は奈良時
代としか特定できない。

(1) 「 辛人マ白人

若倭マ赤麻呂 瓜工マ逆

〔小長谷^{カニガタ}〕 伊蘇マ□

合五人

□□□マ首支

335×46×2 (22)

」

長方形板材の下端の左右に切り込みを入れており、切り込み部分には、紐状の痕跡がある。上端部は、表裏両面から切り込みを入れて切断した今まで、原形を保つ。文字は墨が流れ、文字部分の盛り上がりによって僅かに判読できる程度である。

本資料の用途は断定できないが、計五名の人名が、上下二段、合計五行に整然と記されており、それぞれ書き始め・行取りなどの割付が均等に行われている。また、扁平な「人」の字の表記や、「部」の異体字に「ア」字を用いる点などとともに、全体的に柔らかい筆使いであることが特徴的である。

なお、木簡の枳説と内容については、国立歴史民俗博物館の平川南氏にご教示いただいた。

(1-7 松井一明、8 白澤 崇)

木簡研究第一九号

卷頭言

町田 章

一九九六年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 藤原宮跡 廿仁宮跡 長岡京跡 平安京跡
左京八条三坊十四町(八条院町) 末森跡群 大坂城跡 広島幕大坂藏屋
敷跡 梶葉野田西遺跡 三条九ノ坪遺跡 大物遺跡 深田遺跡 安倉南
遺跡 明石城跡 坪橋 明石城 武家屋敷跡 柏原遺跡 印場城跡 角江遺
跡 鶴殿・二之宮遺跡 川合遺跡志保田地区 北条小町邸跡 伊興遺跡
丸之内三丁目遺跡 沼留遺跡 江戸城外毛路牛込御門外櫻井 馬鹿落上
屋敷跡 遺跡 青山学院構内遺跡 国部桑里遺跡 上山神社遺跡 湯ノ部
遺跡 観音寺城下町遺跡 小谷城跡 高山城三之丸城跡 松本城三の丸
跡土居尻 松本城下町跡伊勢町 前橋城遺跡 大猪田遺跡 根岸遺跡
泉平館跡 山王遺跡 舟場遺跡 無量光院跡 志羅山遺跡 後田遺跡
鬼ヶ崎城跡 宮ノ下遺跡 上高田遺跡 大猪進跡 扇田櫻跡 長田南遺
跡 金石本町遺跡 田尻遺跡 大坪遺跡 賀多遺跡 馬寄遺跡 下町・
坊城遺跡 新發田城跡 日久美遺跡 天神遺跡 三田谷丁遺跡 沼の果
東遺跡 吉川元春館跡 長登御山跡 飛田表本遺跡 博多遺跡群 香椎
B遺跡 駒齋城跡 前田遺跡 那覇港周辺遺跡群旧東村地区

一九七七年以前出土の木簡(一九)

美作国府跡

韓國出土の木簡について

史料紹介 琉球の木簡二題

書評 山里純一著「沖縄の魔除けとまじない—フーフダ(翁札)
の研究—」

書評 東野治之著「長屋王家木簡の研究」

業報

編集 五五〇円 送付六〇〇円

李 成市
山里 純一
高島 英之
鶴見 泰寿

神奈川・北条小町邸跡

所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目

調査期間 一九九九年(平成11)一〇月～二〇〇〇年一月

発掘機関 北条小町邸跡発掘調査団

調査担当者 森 孝子

6 5 4 3 2 1
遺跡の種類 中世都市跡
遺跡の年代 中世(一二三世紀初頭～一四世紀)・近世(一七世紀～
一九世紀)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地点は鎌倉の市街地の中心に位置しており、若宮大路の東側、鶴岡八幡宮から南に二五〇mの場所に所在する。本遺跡の名称ともなっている「北条小町邸跡」とは、北が横大路、西が若宮大路、東が小町大路に囲まれたおよそ二〇〇m四方の範囲である。調査地点は北条小町邸跡の南西隅付近に位置し

ている。

北条小町邸は北条義時の私邸に起源を持ち、代々北条家が正邸を構えたと伝承されており、さらに若宮幕府が置かれていた可能性も指摘されている。また、本遺跡地南側は宇津宮辻子幕府跡、若宮大路を挟んだ西向の一郭には北条時房・頼時邸があつたと言われており、都市鎌倉の中枢となる地域であった。

調査の結果、中世・近世の幅広い遺構群が検出された。近世の遺

構としては井戸・土坑などが検出され、八幡宮社頭における庶民の活発な営みが確認された。また、若宮大路東側溝の護岸と考えられる遺構群も検出されている。中世の遺構としては鎌倉前期の若宮大路の側溝と考えられる大規模な南北方向の溝五条、大路側溝に流れ込む東西方向の溝四条が検出された。また、L字型に屈曲する東西・南北方向の素掘りの区画溝も検出され、北条小町邸の南西隅を示すと推察される。

木簡は一三世紀初頭の若宮大路側溝から一点出土した。これは五時期ある側溝のうち最も古い時期の素掘りの大溝で、橋脚も確認されている。木簡は多量に投棄された木片に混入して出土した。溝に不用品として廃棄されたものとみられる。

8 木簡の叢文・内容

(1) 十年の大月閏一月□

(2) ××××× 80

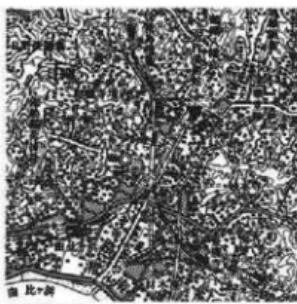
板材を縦に切って長方形に作られている。上端は鋭利な刃物などで切断され、また、下端は折れおり完形品ではない。木簡は片面に、一行墨書きされ、九文字が確認された。最後の文字の下は、黒い墨状に汚れており、あるいは墨痕の可能性がある。ある年の大の月を書きあげた木簡で、「十年」は、遺構の年代観から延久一〇年（正治元年 一一九九）の可能性があるが、この年に閏二月はない。

9 関係文献

北条小町邸跡発掘調査団「北条小町邸跡（泰時・時頼邸）発掘調査報告書」（二〇〇〇年）

（森 孝子（宮田事務所））





北ノ沢
(横須賀)

神奈川・北条泰時・時頼邸跡

はうじょうとうとき ときより

1 所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目
2 調査期間 一九九〇年(平2)七月一八月
3 発掘機関 鎌倉市教育委員会

4 調査担当者 深田哲夫
5 遺跡の種類 中世都市跡
6 遺跡の年代 一二三世紀中葉～六世紀

北条泰時・時頼邸跡は鎌倉市街地の中心、鎌倉駅から北東約六〇〇m、鶴岡八幡宮の南、若宮大路の東に位置している。

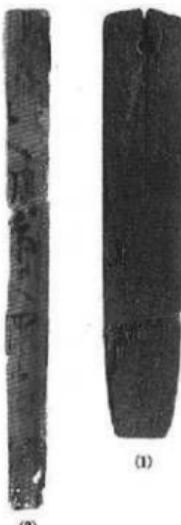
本調査は住宅建設に伴う事前調査で、まず杭打ち箇所を先行調査(第一次調査)

し、杭工事終了後に本格調査(第二次調査)を行なった。調査面積は一〇〇m²である。検出された遺構は若宮大路東側の南北溝や柱穴列などであり、大路に開わ

8 木簡の叢文・内容
(1) 「○蘇民将来子孫家也急□律令」 25×47×7 (61)
(2) 「□□□□□□□□□□□□」 (26)×(25)×9 (81)

(1)は完形である。(2)は下端・左辺を欠損する。

鎌倉市教育委員会「鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書」七(一九年)
(深田哲夫)



る新たな資料が得られている。南北溝は掘り直しや浚渫を繰り返しており、堆積状況から一六条を確認している。遺物としては素焼皿(かわらけ)・貿易陶磁器類・国内諸窯の製品・石製品・金属製品の五種、(2)の木簡は六溝から出土している。両溝は一四世紀中葉以後棄用廃絶したものと考えられる。



(2)



東京・汐留遺跡

しおどめ

- 1 所在地 東京都港区東新橋一丁目
 2 調査期間 一九九一年(平3)六月一~一九九三年七月
 3 発掘機関 汐留地区遺跡調査会
 4 調査担当者 滝口 宏・玉口時雄・吉原健一郎・段木一行・
 J.E.キダー・中津由起子・丑野 紋・小田静夫・
 植木真吾・中山経一・長井光彦・新里 康
 5 遺跡の種類 近世都市(大名屋敷)跡・鉄道施設跡
 6 遺跡の年代 近世・近代
 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

汐留遺跡は、JR新橋駅から南東へ約三〇〇m離れた旧国鉄汐留貨物操車場跡地に位置し、約二万四〇〇〇m²の広さを有している。

当地は近世初頭まで、江戸前島と称される半島の先端であった。寛永年間(一六二

一四一)に埋め立てが開始され、寛永九年には信濃飯田藩脇坂家下屋敷、同一年には出羽山形藩保科家、同八年には陸奥仙台藩伊達家がそれぞれ居敷地を拠領し、大名屋敷として土地利用が開始され、明治時代に至るまで続いた。明治時代になって新橋~横浜間に鉄道が開通すると、交通の拠点となり近代化の一翼を担つた。

当調査会が調査したのは、新橋駅から新交通システム(ゆりかもめ)建設部分に相当し、調査面積は約二万七〇〇〇m²である。調査区は仙台藩伊達家上屋敷・会津藩保科家下屋敷・江川太郎左衛門大小砲習練場にまたがり、建物基礎・屋敷境・上水施設・地下式坑・配水施設などの遺構や、豊富な陶磁器の出土など、近世大名の江戸での生活を知る上で重要な成果を残している。今回紹介するのは、桶・曲物などの木製遺物や上水施設(木製)構築材の一部に残された墨書き文字資料である。上水施設は、導水のための木桶と汲み上げ・方向転換のための井戸からなる。木桶は井戸から井戸までの間を一つの遺構としてとらえている。井戸及び木桶には通し番号を付した。

- 8 木簡の収文・内容
 (1) 「上納豆」
 (2) 「□□の芝」

一〇九号井戸

(3) 「□□武村□□」

縦159×横7 901

四号木桶

(4) 「△ □□□六寸」

901

八六号木桶

(5) 「いの六」

901

四三号木桶

(6) 「い一 十四」

901

二八号木桶

(7) 「又」

901

二七号木桶

(8) 「又」(朱)

901

(1)(3)は、曲物の蓋、納豆などの食品が入れられていたと想定している。(1)には樹皮製の摘みが付く。(2)は、手桶(口徑120mm・底径

95mm・高さ25mm・側板厚6mm・底板厚10mm)。墨書きは八枚で構成される桶

側板外面にある。調査地一帯は、芝あるいは芝口と呼称されていたので、地名と考えるのが妥当であろう。帆文は「□□の芝」としたが、文字の始まりは不明。

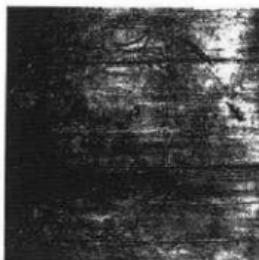
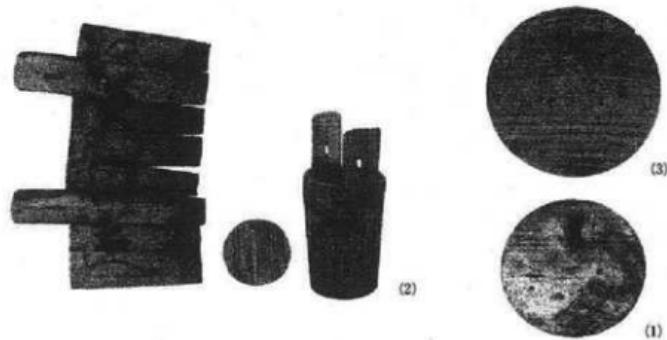
(4)~(8)は、上水施設を組み上げるための目印・符号的なもので、いずれも木桶の蓋にあたる部材の端部に書かれている。こうした墨書きは各上水の系統ごとに様々なものがみられるが、遺存状態がよく、代表的なもののみを紹介する。(4)は寸法と推測される。(5)の部材の反対側の端部には「いの五」と書かれている。おそらくこの系統の木桶の部材は「いの一」に始まる統一した記号が用いられていたと考えられる。

他に、一八世紀前半から一九世紀初頭の九五号井戸桶の外面に鬼らしき絵がある。顔が横向きであることから、井戸桶製作時に書かれたのである。井戸桶は多く検出されているが、絵が書かれたものはこの一点だけである。一八世紀後半は、天明四年(一七八四)、寛政六年(一七九四)、寛政八年と火災が多く発し屋敷も焼失しており、「火除け」や「魔除け」的な意味を込めたものであろう。

9 関係文献

沙留地区遺跡調査会「沙留遺跡」(沙留遺跡埋蔵文化財発掘調査概報
一九九四年)

同「沙留遺跡」(沙留遺跡埋蔵文化財発掘調査報告書
一九九六年)
(新里 康・長井光彦(㈱武藏文化財研究所))



参考 鬼らしき絵



(7)



(5)



千葉・大崎城跡

おおさきじょう

- 1 所在地 千葉県佐原市大崎
- 2 調査期間 一九九九年(平成11)四月一~一月
- 3 発掘機関 師香取郡市文化財センター
- 4 調査担当者 原田享二・鬼澤昭夫
- 5 遺跡の種類 中世城郭跡
- 6 遺跡の年代 中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 大崎城跡は、香西川とその支流に挟まれた舌状台地に位置する。城郭は四ヵ所の郭、及び斜面部から掘郭の腰曲輪よりなり、南北八〇〇m東西三〇〇mである。



(佐原) 原田
（佐原）

大崎城は千葉氏から分かれた国分氏の居城と伝えられ、国分氏が大崎城へ移った時期は、鎌倉時代末期とされるが、正確な築城時期は明らかではない。廢城になったのは一七世纪初頃といわれる。

調査地点は主郭の北側濠部で、標高は一〇m前後である。調査面積は四二五〇m²で、濠部と居住区に分かれ。弘化三年(一八四六)に描かれた絵図によれば、濠部は「はしましま」居住区は「城戸」と記されたところにある。

濠部からは幅三・四m長さ三五mにわたって地業を施した護岸状遺構を検出した。居住区は濠部の東側に盛土をして平坦面を造り出したもので、盛土の厚さは一mを越える。整地は最低三回確認でき、新しい面から順に第一面~第三面とした。各整地面より遺構を検出した。

護岸状遺構の地業や居住区の造りだしは一四世紀末を中心とした時期と考えられる。居住区はその後、整地を繰り返し一六世紀前半には第一面が整地されたと思われる。

木簡類は濠跡から七点出土した。このうち文字として認読できたもの四点を紹介する。なお、認読できなかったもののうちの一点は、両面に墨痕のある折敷の底板で、文字とされる部分もあるが、全体として文字・文章の体裁となっていない。他に切り込みをもつ木簡の形状をした木製品が同じ濠跡から二点、居住区第二面の土坑SK一二六から一点出土しているが、墨痕は確認できなかった。

SK一二六は第一面を盛土・整地する際に第二面の不要物を廃棄するために掘削されたゴミ穴と考えられ、平面形は約五・五m×四mの長方形、深さは約一mである。網代・下駄・漆塗り椀などの木製

品類をはじめ、遺物が多量に出土している。文字資料としては他に濠跡から出土した「宮」「通香」「文」、

居住区の盛土から出土した「□守」の墨書き土器がある。

8 木簡の仮文・内容

(1) 「日月火」
 (2) 「銀符」
 (3) 「急々如律令」
 (4) 「」

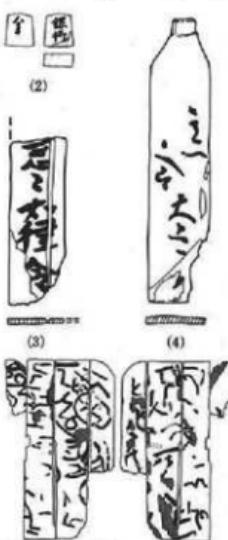
〔每自作是念以何令衆生徳入無上堂即成就仏身
 成意者為道信女
 及至法界平等利益永保四年辛三日 敬白〕

(1417+160)×2534 (6)

〔金〕
 〔銀符〕
 〔急々如律令〕
 〔」〕

25×2534 (6)

100×25×3 (2)



参考 黒板のある折敷

(1)

(1)は永禄四年銘の卒塔婆である。樹皮を付けたままの桜材で、最上部は枝分かれの部分を残しY字状である。一面を削り墨書きを施している。下方のごく一部を欠く。内容は発心門・梵字五文字、光明真言・梵字二八文字、法華經如來壽量品・漢字一〇文字、二行に分けて回向文である。寿量品には異字が三ヵ所見られる。上から順に「何」は「阿」、「堂」は「道」、「即」は「迷」である。また回向文も書き出しが「右志者」が一般的である。「永禄四年」は西暦一五六一年である。

(2)は桜木の駒「銀符」である。表は文字を彫った跡に墨を入れてある。裏は朱墨で「金」である。

(3)は呪符木簡である。墨は流れてしまっているが、文字のあった部分が輪郭の盛り上がりとなつて残っている。

(4)は墨は薄くなつており、判然としない。上端を山形に成形している。下端の一部を欠くが、ほぼ完形である。上方は二行、下方は一行である。ひらがな混じり文であろうか。上方一行目と二行目は二から三文字、下方の一行は三から四文字であろうか。

9 関係文献

鶴香取郡市文化財センター「大崎城跡」(香取郡市文化財センター
調査報告書七八集 二〇〇一年)

(鬼澤昭夫)

木簡研究 第一八号

卷頭言—簡牘研究の今昔—

永田英正

一九九五年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 左京三条一坊十五坪 平城京跡 奥福寺

旧境内 大乗院庭園 藤原官跡 藤原京跡 飛鳥京跡 長岡宮跡

長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安宮内酒殿・鑑所・侍従所跡 大坂城

跡 大坂城下町跡 森の宮遺跡 長原遺跡 四天王寺旧境内遺跡

長曾根遺跡 入佐川遺跡 宮内堀跡遺跡 桃布ヶ森遺跡 香住エノ

田遺跡 神戸大学医学部跡 神戸病院跡 内堀跡 大毛池田遺跡 駿府城

三の丸跡 駿府城跡 御所之内遺跡 草山反射炉 大師東丹保遺跡

甲府城関係遺跡 居村B遺跡 北条小町邸跡 宮町遺跡 南濃賀遺

跡 西河原森ノ内遺跡 星代遺跡群 大猿田遺跡 山王遺跡 市川

橋遺跡 大日南遺跡 志羅山遺跡 西太郎丸遺跡 戯部カンド遺跡

横江莊遺跡 加茂遺跡 豊田大塚遺跡 宮町遺跡 五社遺跡 寺町

遺跡 佐渡空山遺跡 佐渡奉行所跡 結見遺跡 岩吉遺跡 木子城跡

八重跡 山崎一号遺跡 長谷洞山跡 小倉城跡 大宰府秦功跡

八重跡 山崎二号遺跡 下林遺跡 IV区 晶明寺遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一八)

塙田城跡

ノヴゴロド白傳文書

長屋主家木簡(三題)

算木と古代実務官人

書評 沖森草也・佐藤信著「上代木簡資料集成」

叢書

頃価 五五〇〇円 送料六〇〇円

B・J・ヤニン
森 公章
鈴木 景二
大隅 清陽

2000年出土の木簡



(京都東北部・近江八幡)

- 遺跡及び木簡出土遺構の概要
跡屋遺跡は標高一〇二m前後の扇状地中央に立地する。本調査は個人住宅建設に先立ち実施したもので、東面及び南面に庇をもつ、八世紀代の東西二間以上×南北三間の掘立柱建物が確認された。全容は明らかではないが、恐らく東西棟の建物とみられる。身舎内部には浅い東柱痕跡も認められ、張り床構造の建物と推定される。周囲ではその他に、東西方向にのびる橋列

滋賀・蜂屋遺跡

はらや

や建物群を区画する幅〇・九mの溝も確認されている。今回紹介する木簡は、この建物の身舎南東隅の柱穴内から出土した。

8 木簡の叢文・内容

(1) □長等來

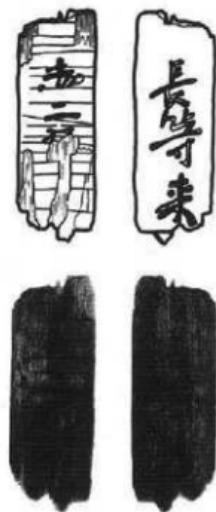
・亦一□

(102) × 25 × 2 (81)

曲物の側板を転用したものと考えられるが、材の上下端が欠失するため、切り込みや小穴はみられない。表面最上部の文字は墨痕が薄く、判読できない。

9 関係文献

栗東町史編纂委員会編『栗東の歴史』第四巻資料I (一九九四年)
大崎隆志



滋賀・新宮神社遺跡



(水口)

新宮神社遺跡は、紫香楽宮推定地である宮町遺跡から南に約1km、甲賀寺跡（史跡紫香楽宮跡）から北に約1kmの地点に位置し、信楽谷から宮町遺跡に至る狭隘な谷の入口にある。調査は第二名神高速道路建設に先立つもので、二〇〇〇年頃を中心とする時期の掘立柱建物三棟・井戸・溝・橋

- 1 所在地 滋賀県甲賀郡信楽町大字黄瀬
- 2 調査期間 二〇〇〇年（平12）四月～二〇〇一年三月
- 3 発掘機関 滋賀県教育委員会・勧進賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者 畑中英一
- 5 遺跡の種類 宮跡関連遺跡
- 6 遺跡の年代 八世紀中頃
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

は認められず、短期間のうちに出現し、廃絶したものとみられる。東西に走る幅約5mの旧河道には幅8・5mの橋脚が架げられており、橋脚の南に道路東側溝とみられる溝がある。西側溝については削平され遺存していないが、道路幅員はおそらく一二m程度であったと考えられる。南は甲賀寺、北は紫香楽宮に通じるもので、地形的にみると紫香楽宮に至る主要道の一つであったと考えることができる。

出土遺物には、須恵器・土師器からなる土器類と、木簡・木晉・舟形木製品・横櫛・曲物・柄杓などからなる木製品があり、旧河道内の幾つかの廃棄ブロックから出土している。木簡は、旧河道の、橋脚から下流へ約5mの地点から一点出土した。伴出した木材について年輪年代測定を行なったところ、天平一五年（七三二）一六年の年代が出ており、天平一六年の紀年銘をもつ木簡とともに遺跡の度は約七五〇〇mを対象として実施した。

調査の結果、奈良時代中頃を中心とする時期の掘立柱建物三棟・井戸・溝・橋

存続年代を示唆するものとなっている。土器類についても八世紀中頃には限定期である。宮町遺跡と同様に、在地産をほとんど含まず平城京経由で持ち込まれたとみられるもので占められる。また、これらの中には転用便として用いられたものが顯著にみられ、遺跡の性格を示唆するものとなっている。このように、今回検出した遺構は、

紫香楽宮（天平一四年—一七年）に関連するものと判断することができる。

8 木簡の觀文・内容

(1)

「上総國山辺郡」

＝天平十六年十月＜」

270×34×6 031*

ほぼ完形で出土したが、墨痕がほとんど残らず、かすかに浮き上がった文字痕をもとに観測した。
木簡の証談にあたっては、奈良文化財研究所の渡辺昇宏氏・吉川聰氏から「教示を得た。

(畠中英一)

紫香楽宮跡調査委員会編 信楽町教育委員会発行

【宮町遺跡出土木簡概報】一

「皇后宮殿」「金光明寺」と書かれた木簡や、參河・遠江・駿河・伊豆・近江・越前などの諸国の荷札木簡が出土し、紫香楽宮跡であることが確実になった滋賀県信楽町宮町遺跡出土の木簡の概報が刊行された。今回は宮町遺跡で初めて木簡が出土した一九八六年度の第四次調査から、一九九七年度の第二二次調査出土分までを収録する。既に『木簡研究』などで報告済みの木簡についても、今回再度検証を行い、最新の成果を収録する。今後も続刊の予定。

A4版 三三二頁 写真図版三葉 一九九九年一二月刊行
価格一〇〇〇円（送料込み）

問い合わせ先

信楽町教育委員会宮町遺跡調査事務所 鈴木良章氏
電話 ○七四八一八三一一九一九（FAX専用）

岐阜・柿田遺跡

1 所在地

岐阜県可児市大字柿田字前山・孫六・杉坪・

月田・三字古・三次子・六ノ坪・稻垣・尻無・

池尻・甫田上、可児郡御嵩町大字顧戸字三次子・

尻無

2 調査期間

一九九九年（平11）五月～継続中

3 発掘機関

岐阜県文化財保護センター

4 調査担当者

藤岡比呂志・野村元次

5 遺跡の種類

集落跡・水田跡

6 遺跡の年代

弥生時代～中世

7 遺跡及び木簡出土遺構

の概要

柿田遺跡は、「柿田条里」

として周知され、近年まで

良好に遺存していた条里地

割内に所在する。ここに東

海環状自動車道の建設が予

定され、まず柿田遺跡の北

側に所在する顧戸南遺跡



(美濃加茂)

を調査し、弥生時代末から古墳時代中期にかけての集落跡・灌漑施設や、古代にさかのばる条里の坪境と考えられる道路状遺構などを検出した。統いて顧戸南遺跡の南側で、インターチェンジの建設予定地として柿田遺跡の発掘を行なうことなり、一九九九年から約八万m²におよぶ範囲の調査を継続して実施している。

これまでに判明した遺跡の概要は次の通りである。①弥生時代から古墳時代後期にかけての集落とそれに隣接する流路。②古代の溝や流路と条里の坪境に造られた道路状遺構。溝や流路からは、大量の須恵器とともに七・八世紀の人形・馬形などの形代、「美濃国」

刻印須恵器などが出土している。③中世の建物群数ヵ所と溝や流路。④中世後期以降の水田面。この水田面は古代以来の地割を継承し、その上に造られていたこと、それが近年まで残存していた景観の基礎となつたことがわかつた。また各時期の流路内からは、甕や甕の基礎となつた木組を検出し、同時に農耕具や建築部材などの木製品も大量に出土した。

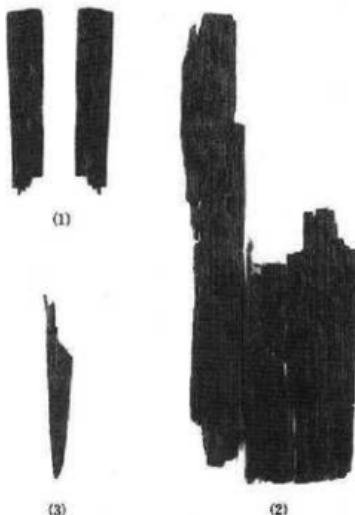
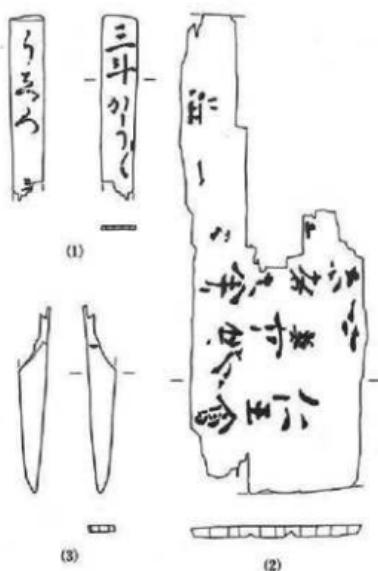
木簡は、一二世紀前半に埋没したと考えられる溝から出土した。溝は、ほぼ条里地割に則つて区画の北・東・南方を方形にめぐるようく掘削されており、現状で最大幅は約2m深さは0・7mで、東西は約70m、南北は断続的に検出しており、復原すると約70mにおよぶ。溝の東北角と東南角を確認しているが、北溝は西で南に曲がらず西溝はなかつた。南溝は東南角から数mにわたつて検出し

大で四文字程度想定できる。したがって、一行六~七字で六行にわたり文字が記されたと復原できると思われる。

さて、木簡の性格であるが、「[玉舎」という書き出しや「善根」「奉」などから仏教との関わりが明らかである。遺跡の性格もあわせ考えると、木簡は、法会を行なった際、その旨と功德を願つて僧に書いてもらう「卷数」にあたる可能性がある。

(3)は形状から付札木簡と考えられる。

この他、墨痕のある小片が二点ほど出土しているが、肉眼観察か



ら(2)の木簡と同一個体と思われる。

現在、遺跡は調査中であり、また遺物の整理作業も始まつたばかりである。それらの成果や、また明知庄闕史科などとあわせ、今後さらに検討していくたいと思う。

なお、木簡の検討にあたつては、奈良大学の寺崎保広氏・山形県立米沢女子短期大学の三上喜善氏・皇學館大学の渡辺寛氏のご教示を得た。

宮城・中野高柳遺跡



- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 所在地 | 宮城県仙台市宮城野区中野字高柳 |
| 2 | 調査期間 | 二〇〇〇年(平12)七月~九月 |
| 3 | 発掘機関 | 宮城県教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 佐藤則之・佐久間光平・須田良平・高橋栄一・
引地弘行・稻毛英則 |
| 5 | 遺跡の種類 | 屋敷跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 平安時代~中世 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 中野高柳遺跡は七北田川左岸の標高三~四mの自然堤防上に立
地している。仙台港背後地
土地区画整理事業に伴い、
一九九四・九五年には宮城
県教育委員会、一九九五~
九七・九九年には仙台市教
育委員会による発掘調査が
実施された。
二〇〇〇年度の調査は、
遺跡の北部約三〇〇〇㎡を |

対象に行ない、方形の堀に囲まれた中世の屋敷跡が発見された。屋敷跡は二時期あり、規模は、古段階で東西五五・六〇m南北六〇m以上、新段階で東西二五・三〇m南北四〇mである。屋敷内からは掘立柱建物群・井戸・溝・土坑などが検出されている。出土した遺物には陶器・石製品(石臼・砥石など)、木製品(柄杓など)がある。

木簡は古段階の屋敷跡の南側を区画する幅一・五・二・〇mの堀から出土した。年代は伴出遺物が少ないため、新段階の屋敷跡の年代である一六世紀以前という以上の限定はできない。

8 木簡の积文・内容

(1) □施主

(10)×23×1 (8)

細かく割れた状態で出土しており、接合の結果、右記の积文が復原できた。語句の内容からみて、塔婆の断片の可能性などが考えられる。

(1-7 高橋栄一、8 吉野 武)

宮城・洞ノ口遺跡



- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 所在地 | 仙台市宮城野区岩切字洞ノ口東 |
| 2 | 調査期間 | 第四次調査 一〇〇〇年(平12)四月～二月 |
| 3 | 発掘機関 | 仙台市教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 平岡亮輔・吉田和正・森剛男 |
| 5 | 遺跡の種類 | 水田跡・中世城館跡 |
| 6 | 遺跡の年代 | 古代・近世 |
| 7 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | <p>洞ノ口遺跡は、七北田川の北岸にある自然堤防から後背湿地にかけて立地しており、一九九二年から発掘調査を行なっている。これまでの調査で、遺跡の北から東側にかけての低地部分では、平安時代前半から近世にかけての水田跡を確認しており、南西側の撥高地部分では、中世後期(戦国期後)の城館に伴う外堀や土塁も検出している。また城館検出面の下層からは、</p> |

中世前期（鎌倉時代頃）の掘立柱建物・井戸・溝などが見つかってい。本遺跡は、東南に隣接する多賀城市の新田遺跡とともに、多賀国府の所在地の可能性が指摘されている地域に属する。

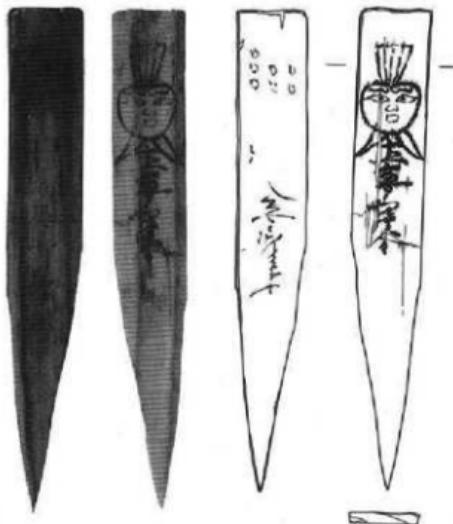
今回の調査は都市計画道路「利府岩切停車場線」建設に伴い実施した第四次調査である。第一次調査で出入口部を検出した城館中心部と思われる地点から、直線で南東に二六〇mほど離れた地点に位置している。調査面積は約一九〇〇m²である。検出した遺構には、中世の区画溝・掘立柱建物・井戸・土坑などがある。

今回紹介する呪符木簡は、中世後期の城館に關係する区画溝に切られた土坑SK-1から出土した。SK-1は南北約三m東西約四・三mの長方形で、深さは約一・二mある。出土した遺物には、呪符木簡の他、舟形木製品・中世陶器片・動物の頭骨などがある。SK-1の年代は遺物が少ないとから特定は困難であるが、出土した中世陶器が一二三世紀のものとみられることと区画溝との切り合いで關係から、一二三世紀から一五世紀頃と考えられる。SK-1の性格は、出土遺物が少なく、周囲に同時期の遺構もないことから、不明である。

8 木簡の积文・内容

- (1) 「(人面墨書き) □急々如律令」
- ・ 「(符籙) □急々如律令」

215×41×5 (5)



呪符「急々如律令」が両面に書かれた呪符木簡である。板目材で下端のみを尖らせている。木簡表面の上部に顔の絵が描かれている方をひとまず表とした。顔の絵の意味するところは不明である。一字目の文字の判読、木簡の用途についても調査検討中である。裏面は上部に符籙が書かれており、「急々如律令」との間に文字のあることはわかるものの、墨痕が薄く判読できない。

(平岡亮輔・吉田和正)



(仙台)

宮城・仙台城本丸跡

所在地 宮城県仙台市青葉区川内

調査期間 一九九七年(平成9年)七月～二〇〇〇年二月

発掘機関 仙台市教育委員会

調査担当者 金森安孝・我妻仁

遺跡の種類 城館跡

遺跡の年代 中世・近世

遺跡及び木簡出土遺構の概要

仙台城は、初代の仙台藩主伊達政宗が、慶長五年（一六〇〇）一月から築城を開始し、慶長七年五月に一応の完成をみた城である。

伊達氏入部以前に国分氏の「千代城」があったとされ

ていたが、発掘調査でも門を伴う石敷きの虎口や堅堀、

路面整備された通路跡を検出している。仙台城の城域

は、政宗死後の寛永年間に造営された二の丸と山麓の

考え方。

また、石垣石材からは三〇〇〇点を超す刻印や墨書きを発見してお

を含め、面積約一〇〇haに及ぶ広大な範囲を占める。本丸の規模は諸城郭の中でも最大級で、仙台市街地西端、標高一五mほどの青葉山丘陵先端の平場に立地している。自然地形を巧みに利用し、広切や土壁を、緩斜面となる北側には約一七mの高石垣を築いて防御を固めている。

本丸跡では北面の石垣に一九六〇年代から変形が目立ちはじめ、仙台市は、青葉山公園整備計画の一環として一九九七年から石垣修復工事に着手している。仙台市教育委員会は、それに伴う発掘調査を実施し、現存石垣（二期）背面から、伊達政宗による築城期石垣（一期）と修復石垣（二期）を発見し、本丸における三期の石垣変遷と、石垣構築技術の変容を確認した。

木簡三点は、本丸北東部、二期石垣を埋め込んだ二期石垣背面の盛土から出土した。二期石垣は、「伊達治家記録」一〇二四（仙台藩史料大成、宝文堂、一九七二～八二年）や、「江戸幕府老中奉書」（仙台市博物館蔵）などの史料や絵図、出土遺物などの検討から、元和二年（一六一六）の地震で崩壊した一期石垣を修復した石垣とみている。これらの遺物は、慶長五年の仙台城築城から、元和二年の地震被災後に使用され、二期石垣構築時に石垣背面に埋没したものと考えられる。

り、「寛文」銘の朱書石材や、「慶安五年八月十五日」(一六五二)銘の刻字石材など、多數の文字資料を検出している。土師質土器(かわらけ)は、一九〇〇点ほど出土し、うち七点に墨書が認められる。金属製品には、角石下部から出土した「敷金」二百数十点があるほか、石材を削る「鉄矢」や加工に用いたノミなど、石工の道具も出土しており、うち数点に刻印が認められる。

さらに、山上にもかわらず、谷地形の影響で保存状態の良い木製品が多く出土し、そのうち二六点に墨書が残っているが、現在整理中のため今回は軽微された三点を紹介する。木簡の他にも、梨地蒔絵碗や箸・折敷・下駄・桶板・柿材(板書の一類)など、本丸での暮らしぶりを知る貴重な資料が多い。黒漆塗りの板材一点には刻書「天下一之口」が認められる。

8 木簡の积文・内容

- | | |
|------|--|
| (1) | ・「  十 |
| (2) | ・「  慶長十一年 |
| (3) | ・「玉符」 |
| ・「と」 | |

(1)は、荷札木簡である。上端部は細く削られて整形され、肩部と頭部は面取りされている。切り込みを入れた部分の可能性もある。樹種はヒノキである。

(2)は、将棋の駒「玉将」である。表面の桟辺部の八カ所に墨線が描かれ、駒の進行方向を示している。裏面は何も記されていない。

樹種はスギである。

(3)は、将棋の駒「歩」である。表面の上端部一カ所に墨線が描かれ、駒の進行方向を示している。裏面は「成り金」を表す「と」が記され、桟辺部六カ所に墨線が描かれ、金将の進行方向を示している。樹種はスギである。

9 関係文献

仙台市教育委員会「仙台城本丸跡の発掘」改訂版(2000年)

金森安孝「仙台城本丸跡の発掘調査」(月刊考古学ジャーナル)四四一(一九九九年)

金森安孝・妻仁「仙台城本丸跡 築城期及び修復石垣の発見」(月刊考古学ジャーナル)四五六(2000年)

金森安孝「仙台城本丸跡石垣修復に伴う発掘調査」(日本歴史)六二六(2000年)

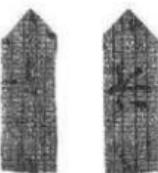
(金森安孝)



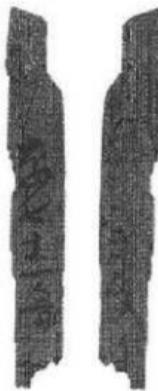
「嘉定五年八月十五日」銘
刻字石材



(2)



(3)



(1)

木簡研究 第一七号

卷頭言——書は旨を尽くさず、旨は意を尽くさず—— 佐藤宗諱

一九九四年出土の木簡

概要 平城宮跡 平城京跡 左京三条一坊十二坪 平城京跡 平城京跡
左京七条坊十六坪 東大寺 奈良女子大学構内遺跡 高安城関連遺跡
跡 藤原宮跡 藤原京跡 左京七条一坊東南坪 藤原京跡 左京十二条三
坊 長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 長岡京跡(3) 平安京跡 左京西条一坊一
町 平安京跡 左京八条三坊十四町 平安京跡 右京八条二坊二町 慶應
寺境内 客坊山遺跡群 大坂遺跡 持狹遺跡 見鹿岡遺跡 有年原・
田中遺跡 梶子北道跡 曲金北道跡 伊興遺跡 錦糸町駅北口遺跡
宮町遺跡 前橋城遺跡 芝田目条里遺跡 矢玉遺跡 山王遺跡 大坪
遺跡 中尊寺境内金剛院 花立Ⅱ道跡 吉羅山遺跡 福井城跡 大友
西遺跡 石名田木舟遺跡(1) 石名田木舟遺跡(2) 北高木遺跡 水堀荒
町遺跡 山木戸遺跡 上郷遺跡 陰田小大田遺跡 米子城跡 七道跡
三田谷遺跡 吉川元春館跡 田村遺跡群 鮎川城跡 中国塙跡Ⅲ区

一九七七年以前出土の木簡(一七)

平城京跡左京三条一坊六坪

刻面書別研究会の記録
新潟書別研究会の記録

桙山 明

国史跡指定登申なった八幡林官衙遺跡・小林昌一、八幡林遺跡の時代
的変遷・田中靖・古代越後平野の環境・交通・官衙・坂井秀弥、封緘木
筒考・佐藤信、八幡林遺跡木簡と地方官衙論・平川南、討論のまとめ
書評 丸山清明著「古代木簡の基礎的研究」
今津勝紀

叢報

頃価

五百五〇円 送料六〇円

宮城・赤井遺跡



(松島島)

「舍人」の刻書土器や、牡鹿郡に關係すると考えられる「牡舍人」「上鄉」「余鄉」などの墨書き土器が出土している。木簡の出土は今回が初めてである。

- 1 所在地 宮城県桃生郡矢本町赤井字照井中
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平成12)五月～二〇〇一年三月
- 3 発掘機関 矢本町教育委員会

- 4 調査担当者 蟹名博之

- 8 木簡の紙文・内容

(1)
・「□主諸

・「 海道 二番

(194)×34×5 (6)

赤井遺跡は、牡鹿郡あるいは牡鹿郡家に推定されている官衙遺跡である。標高二四〇前後の浜堤上に立地する。奈良時代後半の地方豪族道島氏に関係する遺跡として注目されている。

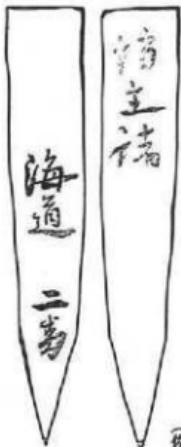
本遺跡の本格的な調査は一九八六年から開始され、東西約一・五km、南北約一kmの範囲から、七世紀から九世紀前半までの官衙に關係する遺構が検出されている。文字資料としては

付札木簡と考えられる。表面は墨痕が薄く一字目が判読できない。人名と考えられる。陸奥国「海道」地方を指すものと考えられる。

- 9 関係文献

矢本町教育委員会「赤井遺跡 I 県道石巻鹿島台大衡線土区改良工事に伴う調査報告」(矢本町文化財調査報告書第一四集 二〇〇一年)

(佐藤敏等)



岩手・柳之御所遺跡

衡の平泉顔であると推定されている。九七年度に国の史跡指定を受け、九八年度から当教育委員会が中跡整備に向けた資料収集を目的として調査を継続している。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 所在地 | 岩手県西磐井郡平泉町字柳御所 |
| 調査期間 | 第五二次調査 一〇〇〇年(平12)五月一～〇月 |
| 発掘機関 | 岩手県教育委員会 |
| 調査担当者 | 斎藤邦雄・佐々木務・羽柴直人 |
| 遺跡の種類 | 居館跡 |
| 遺跡の年代 | 平安時代(一二世紀後半) |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

柳之御所遺跡は、JR平泉駅の北方約六〇〇m、平泉市街地の東端の平泉町柳御所から伽羅宋にかけて所在する。北上川によって形

成された標高二五〇m前後の低位段丘縁に立地し、その面積は約一一万m²である。

一九八八年から実施された緊急発掘調査で、遺跡を囲む大規模な堀、圍池・

埠、掘立柱建物・井戸など
が検出され、「吾妻鏡」に
記された奥州藤原氏三代秀



← 開

本年度は既往の調査で検出されていた園池跡の北側及び北西側の地域を中心として、約二五〇〇m²の発掘調査を実施した。その結果一二世紀の掘立柱建物六棟・柱列一条・井戸五基・土坑窓二基(トイレ跡と推定されるもの〇基を含む)・堅穴状遺構一基・溝跡八条(道路の側溝二条を含む)・坪跡二条を検出した。

今回の調査で検出した注目すべき遺構として、園池の北側約五〇㍍の場所に位置する「一度の煩きを持つ大型建物がある。既往の調査で検出されていた正方形の輪郭を持つ建物群とは異なる中心城が発見され、柳之御所遺跡内には時期・場所を異にする中心城が複数存在したことが確認された。遺構などの関係から、「一度の輪郭」がグループが新しく位置づけられ、これは園池の造り替えとも呼応している可能性が十分に考えられる。井戸の一基から一二世紀第一四半期頃と推定される、ロクロかわらけのみによって構成される良好な一括資料が得られ、隆盛期は一二世紀後半であることは確実であるが、遺跡の開始年代が第一四半期までさかのほることが確認され

今回紹介する木簡は、一二世紀後半の井戸五二-SE八の最下層の埋土から出土したものである。この井戸は、開口部の径約一m深さ

約四mを測り、多数の完全形かわらけをはじめ、扇・箸・木槌・折敷・建築部材・焼けた土壁などが出土している。当該資料と同じ層から出土した辺材部を残す折敷を年輪年代測定した結果、一八六〇年頃に作成されたものと判明した。

年代別の鑑定結果が得られており、かわらけ・木製品などの遺物は柳之御所遺跡の終焉を飾った遺物群と考えられる。

8 木簡の釈文・内容

(1) 廿二人」(刻書)

(122) x 27 x 3 019

(103) X 19 X 2 065

(1)は、短冊型の薄い木簡で上半部は欠損しており、下端部は曲線

(1)は、短冊型の薄い木簡で上部は欠損しており、下端部は曲線状に整形されている。文字は両面に見られ、先端の鋭利な金属製品のような工具などによって両面に文字が刻書されている。漢数字及び人の文字が刻まれており、人の目数を記したものと思われる。

(2)は、用途未詳の木製品の片面に墨書きの文字が確認される。上半

(2)は、用途未詳の木製品の片面に墨書きの文字が確認される。上半部は明らかに欠損しているが、下端は文字の状況からほぼ現状をとどめていると推定される。一行にわたって仮名文字が記されており、誤記による抹消部分もあり何らかの文章を記したものと考えられる。

9

關係文獻

岩手県教育委員会『平泉遺跡群発掘調査報告書』 柳之御所遺跡第
五二次発掘調査概報』(二〇〇一年)



(1)



— 10 —



(2)



(木沢)

木簡出土遺構の概要

馳上遺跡は米沢市街地の東部、最上川支流の羽黒川右岸の河岸段丘上に立地し、標高は約240m。古墳・奈良・平安時代に營まれた集落跡で、現在の地名は水田・畑地である。北西二面には具注暦の漆紙文書が出土した大浦B遺跡が所存する。調査は、主要地方道米沢高畠線道路改良工事に伴うものである。

今回の調査で検出した遺構は、堅穴住居・掘立柱建

- 1 所在地 山形県米沢市大字川井字元立
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平12)五月一～〇月
- 3 発掘機関 山形県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 須賀井新人・黒沼幹男・佐藤明日香
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 四世紀～六世紀、八世紀～九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

物・自然流路などである。自然流路は五条確認され、それぞれ時期が異なる。氾濫を繰り返し、流路が変化した様相が窺われる。遺物はこれら河道にはさまれた自然堤防状の微高地に立地する。遺物は住居内や河川の堆積層からまとまつた量が出土しており、「具」、「服」の墨書き器や円面鏡の破片なども認められた。

木簡は自然流路のうちの一条から出土した。この自然流路は南北方向をとり、検出長は約三五mを測る。遺物は最上層からのみ出土している。木簡の年代は、共伴した土器などにより、調査区内では最も新しい九世紀前半を中心とした時期と考えられる。

8 木簡の収文・内容

(1) • □(符跡) 鬼鬼鬼 : □八龍王水八童王草木万七千

• □□龍王□□龍王: □□□□□□□□八童王
[(23+88)×23×3 011]

三断片からなる短冊形の呪符木簡である。上端の一部を欠損するが、上下端とも原形をとどめる。中間部は折れており、文字の残存状況から若干の欠落がある。表面の文字は比較的明瞭に読みとれるが、裏面の文字は墨の残りが悪く、きわめて不明瞭である。

「龍王」は航海の守護神・雨乞いの神で、かつ自然流路からの出土なので、本木簡は「龍王」に対する河川周辺での祈雨あるいは止



雨の祭祀に伴うものと考えられる。「草木万七子」は、雨による草木の生育を願った表現と推察される。

「龍王」と記された古代の木簡は、群馬県内匠日向周地遺跡出土木簡（本誌第一四号）・藤原京跡右京九条四坊出土木簡（本誌第一六号）など数例のみであり、東北地方では初出土である。

地上遺跡は、自然堤防を利用した河川と密接な関係にあった集落である。本木簡はそつした歴史的背景の中で捉えられる。

なお、本木簡の釈読にあたっては、山形県立米沢女子短期大学の三上善孝氏のご教示・ご協力をいただいた。

（須賀井新一）

秋田市教育委員会発行

「秋田城出土文字資料集」Ⅲ の刊行

一九八四年度の第三九次調査から、一九九八年度の第七四次調査までに出土した墨書き器全九二〇点について、出土遺構や墨書きなどの詳細なデータを掲げると共に、実測図・写真を掲載する。また、一九九八年度の第七二次調査で出土した漆紙文書（総点数三四点以上）について、整理作業が終了した九点の収文・内容について概要が記されている。

A4版 一六八頁 二〇〇〇年三月刊行

価額三〇〇〇円（送料三八〇円）

申し込み先

秋田城跡調査事務所内 秋田城を語る友の会

〒〇一一〇九〇一 秋田市寺内字焼山五六

電話 ○一八一八四五一一八三七

FAX ○一八一八四五一一三二八



(金沢) 沢

- 本遺跡は金沢市西部の海岸平野に位置する。周辺は、戸水C遺跡、戸水大西遺跡、藤江B遺跡、金石本町遺跡など、古代の莊園・官衙関連の遺跡が集中する地域である。
- 本遺跡の調査は、土地区画整理事業に伴って実施された。きわめて規則的に配置された大型の掘立柱建物群を主体として構成され、官衙関連施設と推定されている。広場的な空地には、

石川・畠田ナベタ遺跡

- 1 所在地 石川県金沢市畠田東三丁目
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平12)四月～二月
- 3 発掘機関 石川県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 白田義彦・布尾幸恵
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

木簡が出土したSD六七は、調査地の西端に位置する、最大幅一〇m最深三mの自然河道である。出土遺物から、掘立柱建物群とは同時期に機能していたものと考えられる。ほかに須恵器・木製皿・編物・漆塗円形板・漆付着土器・貝類などが出土している。

8 木簡の収集・内容

(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	
				□上□□〔六十ヶ〕		
			〔盜カ〕	「△酒流女一石余」		
		「△須□女一石一斗」	□盜盜□□			
						(63)×(38)×4 031
						160×31×3 032
						147×24×2 032
						170×18×5 032
						170×18×5 033



(2) (4) - (6) は付札である。上下端とも表・裏面に切り込みを入れて折つている。(4)は、切り込み部分が一部欠損する。(3)は、習書木筒の削屑。

9 関係文献

○(石川県埋蔵文化財センター「石川県埋蔵文化財情報」六二〇年)

(布尾幸恵)

木簡研究 第一六号

卷頭言

吉田 孝

一九九三年出土の木簡

- 概要 平城宮跡 平城京跡右京 一条三坊四坪 薬師寺旧境内
大安寺
旧境内 興福寺旧境内 東大寺 阪原阪戸遺跡 藤原宮跡 藤原京跡
右京九条坊 飛鳥京跡 定林寺北方遺跡 金剛寺遺跡 下茶屋遺跡
長岡京跡(1) 長岡京跡(2) 平安京跡左京三条三坊十三町 大坂城跡(1)
大坂城跡(2) 大坂城下町跡 若江遺跡 西ノ辻遺跡 持伏遺跡(1) 持
伏遺跡(2) 狹道跡(2) 沙入遺跡 林布ヶ森遺跡 見藏岡遺跡 木集・北浦遺跡
藤江別所遺跡 阿形遺跡 伊勢寺遺跡 御殿・二之宮遺跡 東中船跡
長崎遺跡 八幡南・若宮遺跡 大宮遺跡 三条遺跡 鴨田遺跡 大戎
支道跡 杉崎廢寺 元経寺田遺跡 南八遺跡 安子島城跡 山王遺
跡 今坂遺跡 扎木櫻跡 福井城跡 一乗谷朝倉氏遺跡 丹木大西遺
跡 西念・南新保遺跡 八幡林遺跡 宮長竹ノ鼻遺跡 タチヨウ遺
跡 円城寺前遺跡 古市遺跡 那山城下町遺跡 周防國府跡 初瀬遺
跡 舟戸遺跡 ヘボノ木遺跡 原の辻遺跡

一九七七年以前出土の木簡(一六)

平城京跡左京一条三坊十五・十六坪

沖繩の呪符木簡について
いまに息づく呪符・形代の習俗

文書木簡はいつ廃棄されるか

史料紹介 近世の墨の裏板について

史料紹介 近世の荷札木簡の一例

業報

価値 五五〇〇円

送付 五五〇〇円

山里純一

裏野義雄

今泉隆雄

今津勝紀

鈴木景一



(津幡)

- 1 所在地 石川県河北郡津幡町加茂・舟橋
2 調査期間 一 第五次調査 一九九九(平成)年四月~一二月、二 第六次調査 二〇〇〇年四月~二〇〇一年三月
3 発掘機関 地石川県埋蔵文化財センター
4 調査担当者 一 川畑誠・兼田康彦、二 本田秀生、
5 遺跡の種類 官衙関連遺跡及び集落跡
6 遺跡の年代 弥生時代~室町時代
7 遺跡及び木簡出土遺構

7 遺跡及び木簡出土遺構

の概要

加茂遺跡は、金沢市の北に隣接する津幡町の加茂、舟橋地区に位置する。遺跡の西側には、金沢平野の北端を占める河北潟が広がり、東側丘陵部の谷からは舟橋川が流れ出している。本遺

石川・加茂遺跡

跡は、この川によって形成された微高地に立地する。本遺跡の調査は、一般国道八号線(津幡北バイパス)の建設に伴い、一九九一年度より調査が開始され、現在までに六次を数える。

奈良・平安時代については、古代北陸道とこれに直行する道路遺構、河北潟に向かって流れる大溝、掘立柱建物群、井戸などを検出している。出土遺物中には、帶金具や瓦など、一般集落からの出土例が少ない物も含まれている。また、大量の墨書き器も出土した。

SD五〇〇一から、(2)・(2)(2)が大溝からの出土である。SD五〇〇一は、幅一・五~二m深さ約〇・八mを測る。一部を確認するにとどまつたため、開削時期は不明であるが、九世紀末には放棄されたものと考えている。以前に調査された古代北陸道とあわせ、調査区北端近くには加賀・越中・能登へ繋がる三叉路の存在した可能性が高い。

大溝は、北陸道を起点に西南西へのびており、約一八〇mを検出している。規模は、最大幅約五m深さ約〇・四m~一mを測る。遅くとも八世紀前半には開削され九世紀末までその機能を維持している。本遺跡は、河北潟に向かって流れしており、水運にも利用されていたと考えられる。

これらの調査結果から、本遺跡は陸路と水路の交わる交通の要衝に位置する官衙関連遺跡であることが明らかになりつつある。

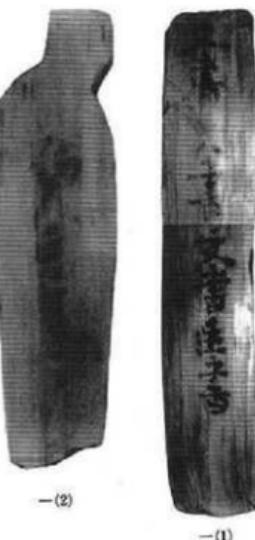
一 第五次調査

SD500-

- (1) 「文書文書文書生書」
大漢

(2) 「〔鬼子〕□黒□□

210×37×4 01



人物を描いた
木製品

(1)は、習書木簡で完存している。全面にケズリ調整が施され、表面にはカットグラス状ケズリも確認される。下端部は左右からのケズリにより、若干、圭頭状を呈する。木取りは板目。墨の遺存状況は、三文字目を除き非常に良好。

(2)は、付札である。下端部と上端部左側を欠損する。上部左右の切り込みは、キリカナ技法による。上端部には、キリオリの痕跡が残る。表裏と左右両側面には、粗いケズリ調整が施される。木取りは板目。三文字目に「黒」とあることから、黒米の付札で、「貢進者名十黑(米)十量目」の記載様式になると考えられる。

時期は(1)(2)ともに、出土遺構と層位、共伴遺物から九世紀中葉に位置付けられる。

他に、人物を描いた木製品が一点出土した。長104mm幅19mm厚4mm。上端の一部と下端部を欠損する。上端部はキリと思われる厚4mm。上端の一部と下端部を欠損する。上端部はキリと思われる

痕跡が残り、表裏面にはケズリ調整が施される。表から穿孔がなされ、釘などを打ち込んだ痕跡と考えられる。木取りは板目。上下二体の人物画が描かれる。上の人物は、帽子などを被っている可能性が高い。いずれかの箇所に打ち付ける、守り札的な使用方法が想定できる。

卷之二

□少領勘了

大領導村主

×領刀弒有怨憎隸客以其人

×國道之商麻轉進之勝示路頭

×由加爾沙者謂依符旨仰丁申領等
×每村腰廻論有懈怠者移身進都符

×事早令勤作若不遵行已称倦懈

之口而豈可。然哉郡宜承知並口示

×無凶凶亂為宗子擅殖遺時遷移不然只非
×弊耳復致肌膚之苦此都司等不治

法条而百姓等态事逸遊不耕作喫

×案內被國去□月廿八日符併勸催農業

可填勤農狀 □村里長人申百姓名

二、可禁制无桑原蚕蚕百姓名状
一、可禁制且忌之内收契革酉爻或进行生火
、灶
禁治子

一可搜捉村邑內爲右為諸人被疑人狀
央にナ

禁断不勞作滿壠百姓狀

一禁制田夫任意喫魚酒状

一 田夫朝以賓時下田夕以戌時還私狀
(233)

事拾卷之行志奉

深見村□那長井諸刀跡等

121

表面は、非常に丁寧なケズリ調整が施され、平滑に仕上げられている。その上で、尖った金属性を使用し、二八本の縦界線を引いていたといえる。裏面は、中央の凸部分のみケズリ調整される。左右の側面は、表面より刃物を入れキリオリした後、オリの部分にケズリ調整が施されている。木取りは板目で、横材として使用されている。樹種はヒノキである。

墨のはとんどは、風化により失われているが、墨の防腐作用のため字画部分のみ周囲より盛り上がり、文字の判読が可能となっている。このような文字の状態と形状、文中に「勝示路頭」と記されていることから、一定期間、屋外に掛けられていたと考えられる。各行は、界線にあまりとらわれずに記されている。すべての行は、下に行くに従い、右にそれる書き手の癖が現われている。これらを本筋の寸法とあわせて考えると、本木簡は同内容の紙の文書を転記したものと考えられる。

構成と内容は以下のとおり。

①書式と宛所 現状では、冒頭に「符」と書式を記すが、本来はこの上の欠損部分に「郡」字が存在した可能性もある。宛所の「添見村」は、「万葉集」卷一八に、天平勝宝元年（七四九）、越前国大伴池主が加賀郡の境、深海村で駅使を迎へ、越中国司大伴家持に書状と歌を贈ったことがみえる。また、「延喜式」に添見駅の

記載があり、本遺跡周辺も比定地となっている。

②事書・一ヶ月書 「壹拾条」とみえるが、細目をみると八条しかない。内容は、勸農を目的とした百姓の行動規範というべきものである。末尾に、細字で村里的長たる人は、以上の禁制に違反した百姓名を報告すべきことが記されている。

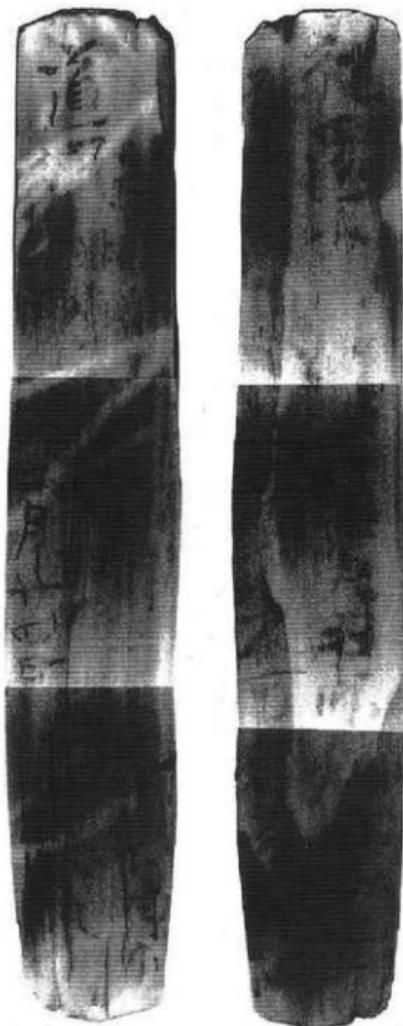
③本文 前半に加賀国符を引く。加賀国符には、飢餓に至るのは郡司の責任であるとし、早く符を口頭で下達し、動作させるべきことが記されている。後半には加賀郡の命令として、田領等が村毎にしばしば廻り（符の旨）を諭すべきことと、符を路頭に勝示すべきこと、田領等の不正は容認しないことが記されている。

④加賀郡司署名 天平二年（七三〇）「越前國正稅帳」では大領など郡司職の多くを道君（公）が占めていたが、本木簡では少領のみえるのみである。また、大領鋪村主と擬大領鋪部連は百濟系、主政八戸史は高句麗系の渡来系氏族と考えられることも注目される。

⑤年月日 年数部分は判読が困難であるが、嘉祥二年（八四九）の可能性が高い。

⑥田領の署名と受取り日月 田領の丈部氏は、第四次調査で出土した木簡中にも同姓者が記されている（本稿第一八号）。

以上のような内容から本木簡は、加賀國から下達された命令を加賀郡が田領を通じて村々に下した牒符であり、その牒符を勝示するために作成されたと考えられる。



二(2)

本木簡の内容は、非常に豊富である。中でも、駅を含め複数の郷を包括し、少なくとも農業に大きな役割を果たしていたと考えられる村の存在が明らかとなつた意義は大きい。また、文書行政の一環として出された本木簡の中に、口頭で伝達する旨が明記されていることも注目に値しよう。本木簡は他にも、律令国家による具体的な勅農政策、当時の加賀郡の状況、深見村・深見駅の所在、などを窺い知ることのできる貴重な資料といえよう。

(2)は、完形の木簡で、その寸法から六寸×一寸を意識したものと

考えられる。厚さは均一ではない。特に下端部では〇・五寸ほどしかなく、削っては繰り返し使用されたことが想定できる。表裏・左右側面はやや粗いケズリ調整が施される。上端部はキリオリ後ケズリ調整と考えられる。木取りは板目。墨の遺存状況が悪く、墨痕は薄い。表裏とも三行書きである。時期は、二(1)と同一の層位から出土していることから、九世紀半ばと考えられる。

表面の文意は、墨痕が薄く判然としないが以下のような内容ではなかつたかと考えられる。往還人である某丸は、羽咋郷長に率いら

れ、官路を作る。(人夫として勤員されたものであるから) 召し逐うべからず(=拘束しないではない)。羽咋郷は、能登國羽咋郡にあり、この木簡が国境を越えてもたらされたことを示していよう。裏面は、往還人たる三名の名前と日付、上記三名の保証人と考えられる保長の署名がある。日付と保長名は別筆である。

以上のような通行検査的内容から、本木簡には一種の過所的機能を想定できる。これまで出土した他の過所木簡に比べ小型であること、日付を記すこと、宛先や文書の書式を示す文言がないことなどから、より簡便な性格のものであったと考えたい。

本木簡の発見により加茂道跡周辺には、深見駅とともに、これまで知られていなかった関(深見剣)も設置されていた可能性が考えられる。本遺跡は、加賀・能登・越中の分岐点に位置しており、河北湯ひいては日本海とも水路で結ばれていた。また、能登国に来着する渤海使に備えるなど、関を設置する用件を満たすに十分であるといえる。

なお木簡の訳説にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏に指導いただいた。

9 関係文献

- 動石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』四(210
00年)

(湯川善一)

「古代の銅生産シンポジウム in 長登」開催される

去る九月一・二日、山口県美東町にて「古代の銅生産シンポジウム in 長登」が、同町主催で開催され、木簡学会も後援した。初日には、八木光氏「律令国家と長登銅生産施設」、近藤喬一氏「東アジアの青銅生産について」、羅享用氏「韓国の古代金属生産事情」および廣泰天氏の補助報告、という国際色豊かな基調講演の後、長登銅山跡の現地見学、銅精錬復元実験の見学が行なわれた。二日目は遺構・遺物・金属技術・燃料・分析成果・文字資料といった各分野からの報告の後に、討論が交わされた。参加者は、全国・町内から延べ九六〇名余りで、盛会の内に閉会した。

また、シンポジウムにあわせて「長登銅山跡出土木簡展」が、会場に隣接する町民センターにて開催された。保存処理済み木簡が展示され、解説図録も刊行された。A4判八六頁（カラー図版八頁）、長登銅山跡出土の主な木簡（〇三點の写真・説文を掲載しており、一冊一五〇〇円（送料別）で購入可能。購入希望の場合はFAXで美東町教育委員会に申し込む。

美東町教育委員会

〒七五四一〇二一 山口県美祢郡美東町大田
FAX ○八三九六一一一五五五六（電話 五五五五）

石川・吉田C遺跡

1	所在地	石川県鹿島郡田鶴浜町吉田
2	調査期間	二〇〇〇年(平12)八月~九月
3	発掘機関	財石川県埋蔵文化財センター
4	調査担当者	岩瀬由美・西田昌弘
5	遺跡の種類	集落跡
6	遺跡の年代	縄文時代~中世
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	田鶴浜町は能登半島の頭部に位置し、北に七尾湾、東に能登島を望む。吉田C遺跡はその田鶴浜町のほぼ中央部、赤藏山南東麓部に立地している。遺跡の南には吉田川が東西方向に流れおり、周囲は吉田川によって開拓された小さな谷状地形をみせている。
8	木簡	本調査は、県営漁場整備事業にかかるもので、遺跡に影響を及ぼす用排水路部分のみの調査であった。そ

のため、幅二mのトレンチ状の調査区を三ヵ所設定し、それぞれを北・南・西調査区と呼称して調査を行なった。調査面積は計五二〇m²である。

北調査区は、ほぼ全域が鞍部に位置する。鞍部以東では明確な遺構が確認できず、遺跡の縁辺部と理解される。遺物の出土は、肩部寄りで少なく、調査区中央部から西側にかけて多くみられた。八世纪後半から九世纪に比定される土器が主体を占めており、特に、中層から下層にかけて、完形に近い須恵器杯などの出土が目立つた。

須恵器杯・蓋の中には墨書きされたものも数点出土しており、「野」「地」「地地」「地□」「大」などを確認している。

木簡はいずれもこの鞍部において出土した。計三点出土しており、出土層位は中層から下層直上にかけてであった。また、木製品の出土も多く、板材や杭状木製品、箸なども出土している。

一方、南調査区は遺構・遺物とともに希薄であり、繩文土器と土器が散見するにとどまる。また、西調査区では、弥生時代終末から古墳時代初頭に比定される柱穴などが確認できたものの、古代のものは確認されなかつた。

本調査では、弥生時代終末から古墳時代初頭にかけての中心域を遺跡南西部に求められる一方、古代においては、建物跡などは未確認ながら、その中心域を北半部に想定することができよう。

8 木簡の釈文・内容

「**戸主**一石」

190×27×2 632

「**戸主**口マ口得方呂」

(111)×(22)×3 691

(3) 戸主真

(88)×(24)×5 681

(1)は、二つに折れた状況で出土した。左上端部のみ破損しているものの、上端部左右に切り込みを入れた付札である。その形状や近世の駿河・遠江国における村明細帳に「四國」という品種の稻がみられる事などから、本木簡は稻の品種を記した付札であると推測される。

(2)は、左側面が二次的に削られ、「四」字の下で欠損しているため、全容は不明である。しかし、「戸主+人名」と読みとれることから、籍帳に関連した木簡と考えられる。

(3)は、左側面がキリオリされており、上下端部は欠損している。(2)と同様、籍帳に関連した木簡と考えられる。

なお、木簡の収蔵にあたっては国立歴史民俗博物館の平川南氏にご教示を賜った。

9 関係文献

「**石川県埋蔵文化財センター**」「**石川県埋蔵文化財情報**」五(10)

○一年)

(西田昌弘)



(1)



(2)



(3)

富山・麻生谷遺跡



(石 効)

- | | |
|-----------------|--|
| 1 所在地 | 富山県高岡市麻生谷 |
| 2 調査期間 | 一九九五年(平7)七月一~一月 |
| 3 発掘機関 | 高岡市教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 武部喜充・根津明義・山口辰一 |
| 5 遺跡の種類 | 集落跡・官衙跡 |
| 6 遺跡の年代 | 古墳時代~中世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 本遺跡周辺は、「延喜式」に記載されている古代北陸道の「川人(倉)駅」の比定地であり、奈良時代から平安時代を主体とする遺跡が広がっている。本遺跡に北接する麻生谷新生園遺跡では、一九九七年に個人住宅建設に伴う調査で、石敷 |

きの道路を検出し、古代官道の可能性を指摘したが、近世のものとする見解もある。また、北方約700mの地点には、石堤長光寺遺跡が位置し、柵跡・土坑などを検出している。遺物としては土馬や墨書き器などが出土している。墨書き器は「福」「懐」「一」と判読できる。

本遺跡の調査は、県道小矢部伏木港線の道路改良工事に伴うものである。一九九三年一九五年にかけ、のべ四一二〇m²を発掘し、井戸四基・掘立柱建物九棟・柵六条・土坑三五基・溝七〇条・堅穴状遺構六基を検出している。遺構の時期は、中世の井戸一基を除き、それ以外のほとんどの遺構は、奈良時代から平安時代にかけてのものである。

出土遺物としては、土師器・須恵器・灰釉陶器・綠釉陶器・珠洲・越前・白磁・青磁・煮申や呪符木簡などの木製品、銅錢・釘などの鉄製品、砥石や石鎚などの石製品、墨書き器などがある。墨書き器では、「人長」と記されたものが出土しており、川人駅に関連するものとの見解も出されている。

今回紹介する呪符木簡は、中世の井戸から出土している。これは、方形縦板組横棟どめの木組井戸であり、長軸一・七m短軸一・三m深さ一・六四口を計る。共伴遺物は、須恵器・箸・曲物である。また、オニグルミ・モモなどの種子類やイネクイハムシなどの昆蟲遺存体も出土している。

8 木簡の釋文・内容

(1) 「南巳巳」(符籙) 急々如律令」

222×51×4 951

下部を尖らせた呪符木簡である。木簡の厚さは一定で、裏面には手斧の痕跡が残る。「南」の周りの渦巻き文は、下に「巳」の字があり井戸側の内部なので、井戸を廃棄する際の儀礼に用いられたものと推測する。

なお、本稿を作成するにあたって、奈良女子大学の館野和氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏・吉川聰氏・馬場基氏よりご教示いただいた。

9 関係文献

高岡市教育委員会「麻生谷遺跡・麻生谷新生園遺跡調査報告」
(一九九七年)

(山口辰一・岡田一広)





- 新潟・藏ノ坪遺跡**
- 1 所在地 新潟県北蒲原郡中条町大字船戸字藏ノ坪
2 調査期間 一 一九九九年度試掘調査 一九九九年(平11)
九月~一月
二 二〇〇〇年度調査 二〇〇〇年四月~一月
三 発掘機関 新潟県教育委員会・財新潟県埋蔵文化財調査事業団
4 調査担当者 霜島正道
5 遺跡の種類 集落跡
6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
藏ノ坪遺跡は、標高約一〇・五mの尾根先端部に位置し、その西側一帯は胎内川の扇状地で広く水田地帯が広がる。近世に塩津潟と呼ばれた潟湖の東縁から約一・三km東側で、丘陵部に

近い。潟湖の西には砂丘列があり、日本海となる。

遺跡からは、幅五m前後・深さ一m前後の川跡が検出され、両側から、掘立柱建物が一五棟確認されており、建物の重複も認められる。大きいものでは、雨落ち溝を伴う、二間×五間の建物がある。この他道路遺構と考えられる、二本の平行した溝なども認められる。

遺物には、川跡から出土した多くの土器・木製品がある。土器は、須恵器・土師器を中心とする八世紀前半から九世紀後半にかけてのもので、遺構群もこの時期のものである。黒色土器も比較的多く、蓋付きの短頭亞などもある。その他、銅製と思われる帶金具も出土している。

木簡は、一九九九年度の試掘調査で一点、二〇〇〇年度の調査で前述の川跡から三点の計四点が出土した。墨書き土器としては、港や船着き場をあらわす「津」三點が出土した他、「王」「得」「寺」などがある。

本遺跡付近には「船戸」(船津に通ず)の地名が存在する。また、本遺跡出土の墨書き土器の中に「津」と記されたものがあることや川跡の存在から、当遺跡が「津」であったことは間違いなく、川によつて潟に通じていたと考えられる。

- 8 木簡の仮文・内容
一 一九九九年度試掘調査

(1) 「東カ」
・「△□」

115×23×5 633

・「△□」

」

(1) は、上端左側を若干欠損するが、ほぼ完形の荷札木簡である。
二二〇〇〇年度調査

(1) 「少目御館米五斗」

110×19×4 51

・「□□□所進」

118×22×4 619

(2) 「不不不不」

□

(1) は、頭部を山形に整形し、下端を尖らせた小型の荷札木簡である。表面の「少目御館米五斗」と裏面の「所進」の文言から、この

米の荷札は、少目御館宛に送られた米の付札と解される。

荷札の付された米俵は、蔵ノ坪遺跡から積み出し、他所へ漕送するものではなく、他所から、内水面を利用して船で運ばれてきたものと考えられ、この地に建てられていた「少目館」用の収納施設に納めた際に荷札がはずされ、旧河道に投棄されたのである。

米の性格は、「少目御館」を重視するならば、国司の公廩米と考えられる。天平勝宝七歳（七五五）の越前国の公廩米について記した「越前國雜物取納報」（大日本古文書 四卷七六頁）によると、公廩米は各国司の館ごとに収納されており、また「在津」ともあり、津に収納されていることもあつたことがわかる。



二(2)



- (1)



二(1)



この「藏ノ坪」遺跡も、少目の公麻糸を一時的に保管する施設と考えられ、「藏ノ坪」の地名もこの施設の遺称かとも考えられる。このち少目館へ搬送したと推測される。少目館はこの遺跡の近くに存在したのではないかと想定できる。

(2)は、下端を欠損する。習書である。

以上の二点の他にも木簡の断片が出土しているが、転写できない。

なお、転写にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏、新潟大学の小林昌二氏、相沢央氏のご教示をいただいた。

関係文献

財新潟県埋蔵文化財調査事業団「新潟県埋蔵文化財調査事業団年報 平成一二年度」(2001年)

(高橋
保)

「木簡研究」在庫状況のお知らせ

額面	一~四号	品切れ	五~六号	三五〇〇円
七~十二号	三八〇〇円	一三号	四三〇〇円	
一四~一五号	四五〇〇円	一六~二三号	五五〇〇円	
送料				
一冊	六〇〇円	一冊	八〇〇円	三冊 一〇〇〇円
四冊	一一〇〇円	五~一〇冊	一五〇〇円	
一一~二〇冊	二〇〇〇円			

※個人購入の場合は代金前納です。代金と送料は郵便振替で
○一〇〇〇~六~一五~七 木簡学会

までお送り下さい。
※大学・博物館など公的機関の場合は代金後納です。銀行振
込か右の郵便振替でお願いします。

□座番号 第一勧業銀行 西大寺出張所

普通預金 一一〇三一五

□座名 木簡学会 佐藤宗津(さとうそうじゅん)

連絡先 〒六三〇~八五七七 奈良市二条町二丁目九番一号

奈良文化財研究所

平城宮跡発掘調査部史料調査室気付

木簡学会

電話 ○七四一~三四一三九三一(内)三九

新潟・船戸桜田遺跡

- 所在地 新潟県北蒲原郡中条町船戸
調査期間 第四次調査 二〇〇〇年(平12)九月一〇月
発掘機関 中条町教育委員会
調査担当者 吉村光彦
遺跡の種類 集落跡
遺跡の年代 六世紀、八世紀—一〇世紀
遺跡及び木簡出土遺構の概要
- 船戸桜田遺跡は、塩津河に流れ込む舟戸川の流域に位置する集落である。JR羽越線を挟んだ上流側(東)には、「少目御館米」と記された木簡が出土した
藏ノ坪遺跡(本号に所収)がある。今回の調査区は、かつて木簡が出土した第一次調査区(本号第三号)の南に道路を挟んで隣接する幅三m長さ二一〇mの範囲である。
- (中条)
- その結果、第二次調査区

で木簡や六五点の木製盤が出土した川の下流部分を検出した。この川からは、木簡はじめとして、須恵器・土師器・木製品などの遺物が出土した。木製品は、第一次調査に引き続き盤の出土があった。

また、須恵器の転用碗や分筒形土製品なども認められた。墨書き器「三宅人神」(須恵器、八世紀)、「木」二点(土師器、九世紀)が出士している。

遺物の時期は、八世紀後半から九世紀が主体であるが、一〇世紀に入るのも認められた。

8 木簡の転文・内容

(1)



33×33×3 95

上端と左右側面は原形を保つ。下端は両面から刃を入れて切断している。郷名と人名を記載していると思われるところから、荷札木簡の可能性がある。郷名は墨痕が薄いため明らかにできない。

なお、木簡の転文及び内容については、新潟大学の小林昌一氏・相沢央氏のご教示によった。

(水澤幸一)



山口・周防国府跡

すおうこくふ



(防)府

遺跡及び木簡出土遺構の概要

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所在地 | 一・二 山口県防府市大字多々良一丁目 |
| 2 | 調査期間 | 一 第一二二次 一九九九年(平成11年)七月~一〇月
二 第二五次 二〇〇〇年五月~一二月 |
| 3 | 発掘機関 | 防府市教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 一 羽鳥幸一
二 大林達夫・柳哲子 |
| 5 | 遺跡の種類 | 国府跡(推定国司館跡の庭園跡) |
| 6 | 遺跡の年代 | 八世紀中頃~九世紀初頭 |

一 第一二二次調査
周防国府跡第一二五次調査は、推定国司館西側の遺構を探る目的で実施した。調査区は、第一二二次調査区北端に近接した位置にある。

二 第二五次調査
周防国府跡第一二五次調査は、推定国司館西側の遺構を探る目的で実施した。調査区は、第一二二次調査区北端に近接した位置にある。

調査の結果、池状遺構と二間×五間の掘立柱建物一棟を検出した。池状遺構は第一二二次調査で検出した落ち込みと同一遺構である。中島を有し、自然湧水と池底部に貼られた粘土により漏水状況を維持でき、さらに東側に近接する掘立柱建物を配していることから、庭園の池である顯然性が高い。池の層位は上下二層に分けられ、池底廃棄以降の堆積層である。

木簡はこの池状遺構の最も下層から二七点(うち前層一点)出土した。共伴遺物には、須恵器・土師器、木製品や多量の木片がある。木簡・木片はともに焼けたものが多く、池の東側から集中して出土している。

定国司館からは墨書き土器四点、「諸葉」と記された請求木簡の断簡が出土している(本誌第二三号)。

調査の結果、木製品や大量の木片を含む落ち込みを検出し、木簡はこの落ち込みから一点出土した。この遺構は、後述のように、第二二五次調査によって検出した池状遺構と一連のものであることが判明したので、木簡の出土遺構としても同一の遺構ということになる。

一 第二二次調査

(1)

「□人□大前□□人夫者□□進上依而」
〔版門カ〕

「人夫□□佐波郷カ」
〔佐波郷カ〕

(88)×(8)×5 ⑩

(1)は墨がほとんど流失しているが、墨痕が盛り上がった状態である。上面・側面とともに直線的に加工され、下面は焼損している。赤外線テレビカメラ装置による判断と斜光による写真撮影によつて、部分的に文字が確認できた。

詳細は不詳であるが、人夫の貢進に関わる文書木簡であろう。殿門の上に想定される宛先は、現状では二文字分しか確認できないも



-(1)

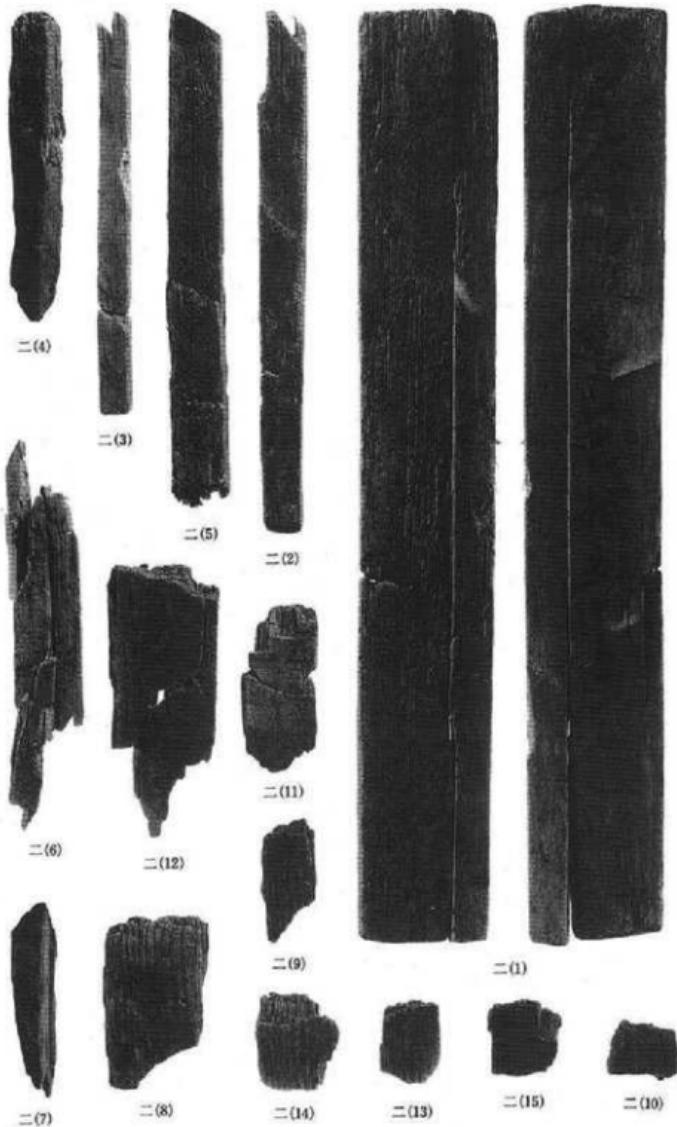
デジタル赤外撮影

斜光撮影



の、さらに上部に二一三文字あつた余地は充分にある。なお、表
面左端には墨の痕跡と思しき盛り上がりが残っているが、字配りから
みて削り残りの可能性が考えられる。また、現状では墨痕や盛り
上がりは確認できないが、裏面にも本来文字が書かれていた可能性
がある。

二第一二五次調查





二(1)



二(2)



二(5)



二(3)



二(4)



二(6)



二(12)



二(7)



二(9)



二(11)



二(8)



二(10)



二(15)



二(13)



二(14)

(18)×(14)×(2) 061

(略題解 | 14 |)
(21) × (44) × (2) 081

(説明書)
| 13 | 15 | 14 | 15 |
(30)×(76)×(3) 081

(略解題 | 2 |)

13

(22) X (25) X (2) 081

(18)(19)(1)

(5)(7)の上端は焼損し、(2)上端・(3)上端・(6)右側の断片の下端(文字の方向の最上部)は切り割った後の二次加工がみられる。また、(6)の右側の断片の右側、すなわち文字の方向に置いた場合の天は削り落とされている。(4)(8)~(15)は上下折れ、左右割れ。(10)下端は刻界線部分で折れている。(6)の左側の断片及び(7)~(13)の裏面は、剥離したまま細分されたチップ状を呈している。

(1)は縦に二つに分断された状態で出土した。表面には一二文字が判読できたが、裏面は劣化がひどく墨書きから行数を確認できた。上部は圭頭状、側面・下部は直線的に加工され、表面からみて右端部に上下各一ヵ所の穿孔がある。「何道」は倉の名称、もしくは場所を示す地名とも推定される。「穀」は「授」と書き間違えたか、若しくは本来とは異なる動詞の用法として使用されたとも考えられる。周防国に達良(多々良)君氏がいたことについては、石山寺所蔵の延喜八年(908)周防国玖珂郡玖珂郷戸籍断簡にみえる多々良公延秋男などの類例がある。また、周防国府の所在郡である佐渡郡には達良(多々良)郷がある。

(2)~(15)は横材に文字がほぼ同列で縦書きに書かれており、文字に平行する界線が焼かれている。(3)は除く。

(2)は「嫡弟」主家から、継柄・身分を記したもの。(10)も継柄の部分である。(3)(4)はともに内容から年齢区分の部分。(6)は2つ

の木簡が接合したものであり、「寄口」がみえるから、(7)とともに身分表記に相当すると考えられる。(9)は身体の特徴の注記、(12)は計算部分であろう。(13)(14)は戸口の変動に関する注記とみられる。(2)と(3)、(4)と(5)は直接接合しないものの同材を使用している。(8)と(9)は前述の木簡に比べて楷書体ではなく、筆運びが速く字体が崩れてものが多い。(8)(13)(14)にみられるように、界線の間隔に統一性がない。(13)と(5)は直接接合しないが、引っかいたような細い界線や崩し字が類似すること、さらに同材であることから同じ木簡であった可能性がある。

このほかに墨書きが判読できないものの、同様の界線を刻んだ横材の木簡が一〇点、界線のみ確認できる木片が四点あり、一括した遺物とみられる。これらは内容や様式からみて、周防國の戸籍か計算、あるいはそれに類する人身把握のための文書であり、その下書きないし作成過程で作られた木簡の断簡と考えられる。

なお、木簡の判読・撮影にあたっては、京都学園大学の八木充氏、奈良文化財研究所の渡辺見安氏、馬場基氏、中村一郎氏からご教示、ご協力をいただいた。

(柳 哲子)

徳島・觀音寺遺跡

かんのんじ



(川)

(島)

1 所在地	徳島市国町観音寺井ノ尻
2 調査期間	二〇〇〇年度調査 二〇〇〇年(平12)四月一~
3 発掘機関	徳島県埋蔵文化財センター
4 調査担当者	田川 恵
5 遺跡の種類	官衙(国府)跡・自然流路
6 遺跡の年代	古墳時代~平安時代、中世
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	観音寺遺跡は吉野川の支流である鯉川の西岸の冲積扇状地上に立地し、調査地点の標高は五m前後を測る。当センターでは一九九六年度から継続して発掘調査を行ない、七世紀から一二世紀に及ぶ遺構・遺物を確認している。

本年度の調査では、一九九七・九八年度に調査した自然流路の統計が確認された。今回の調査地点は、前回調査地の約三〇〇mほど北西にあたり、自然流路はやや向きを変え北西へ流れる。この流路は調査区の南側で検出され、北側の立ち上がりは確認できたが南側は調査区外へと延びる。調査区内での流路の幅は約六〇口を測る。流路内の層位は上から砂質土層、粘性砂質土層、砂層、シルト層、粘土層の順であり、木簡及び木製品などの遺物は粘性砂質土層から多く出土している。流路よりも上層になると、中世に水田として利用していると思われることと出土遺物の状況からみて、この流路は一〇世紀以降に埋没したものと思われる。

木簡は粘性砂質土層から一点が出土しており、その後の洗浄作業で三点が判明し総計一四点を数える。調査区内の南西側と北西側の調査においては、国府推定域の西端を北流する自然

2000年出土の木簡

頃から後半、北西側は一〇世紀の年代が考えられる。

木簡のはかには、南西側の中部分より舟形木製品や板状の人形木製品・牽車が出土し、北西側からは高台内に「三条」と墨書きした土器や記号的なものを記した墨書き土器や刻書き土器が出土している。

8 木簡の积文・内容

(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)			
□□□哉大豆不請□□□	「井上」 <small>〔丹金ガ〕</small> 佐流	「 <u>く</u> 桜聞米五斗「貞□」 <u>く</u>	井上生王マ満万呂」	「野間猪使廣山	八万大名」	延歴三年四月廿四日	〔常度カ〕伍人請□之申出	(1)
(151)×(9)×5 169	(136)×22×2 119	(170)×23×3 631	(167)×15×2 659	(76)×15×2 619	(170)×23×3 631	天平勝寶二年八月十五日□足	〔申カ〕原□判官□□公事□□□心□□□	(2)
						作不□	何留玖拾四束	



(9) 「送用」

155×24×5 52

(10) 「く様マ藤三斗籠」

95×123×4 52

(11) □ 納 □ □

(290)×23×8 52

右の一一点のうち(1)(11)は北西側から、他は南西側から出土した。

(1)は、延暦三年(七八四)の紀年銘を持つ木簡である。表面は黒色化が進み墨痕の判読は困難である。上端・下端とも尖らせていて端部が欠損する。

(2)は解の文書木簡である。上端は残存状況は悪いが、かろうじて端部が残存している。表裏ともに墨痕が非常に薄い。「公事」とあることからみて出舉に關わるもので、名方郡家から阿波國衛に宛てた木簡と思われる。(3)は上端が欠損するが、下端を尖らせる形状の木簡である。裏面には整形痕が見られない。「八万」は阿波國名方郡に属する郡名である。(4)は上端を圭頭状に尖らせ、下端は欠損する。「野間」は伊予國漫濱(野間)郡に由来すると思われる。阿波國に猪養部が存在したことことが知られる。(5)は上端が欠損し、下端は尖らせる。「井上」は名方郡に属する郡名と思われ、「生王」は壬生郡のことである。(6)は荷札木簡である。上端左側は欠損し、右側にのみ切り込みが残存する。下端の大半は欠損するが、左側にわずかに切り込みの一部が残存する。「桜間」は名方郡に属する郡名であ

る。(7)は上端を圭頭状に尖らせ、下端は欠損する。「井上」は(5)の木簡と同様名方郡に属する郡名と思われる。(8)は上端は欠損し、下端は方頭状に整形する。「哉」以下の文字は上三文字に比べやや小さく書く。(9)は荷札木簡である。上端・下端ともに方頭状に整形し、上端左右に切り込みが入る。墨が非常に薄い。(10)は荷札木簡である。「様マ(能)」は、「和名類聚抄」には阿波国内に該当する地名がみられず、類似するものとして阿波國勝浦郡様原郷がある。(11)は上端・下端ともに折れ、右辺は割つたままである。さらに三断片に分かれれる。墨は非常に薄く文意は不明である。

以上、(1)の紀年銘木簡により、阿波國府が本道跡付近に八世紀末まで存続していたことが確認できる。また、(2)の木簡により、国衙内における文書手続きの一端がうかがわれる。郡名を省略し郡名から書き始める荷札木簡の例が数点確認できることから、これらの木簡は名方郡家に關わる可能性がある。名方郡家が、阿波國府に隸接または一体化して存在したことは以前から指摘されていたが、今回発見によりその可能性は一層強められた。

なお木簡の釈説は、京都教育大学の和田翠氏による。

（田川 恵）



(前)

本調査地点はそれらの木簡

福岡・元岡・桑原遺跡

もとおか

くばら

1 所在地	福岡市西区大字桑原字戸山
2 調査期間	第二〇次調査 二〇〇〇年(平12)四月~叢林中
3 発掘機関	福岡市教育委員会
4 調査担当者	菅波正人
5 遺跡の種類	集落跡・官衙関連遺跡
6 遺跡の年代	古墳時代~平安時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

遺跡は福岡市の西端、糸島半島東側の山間部にある。この付近は標高一〇〇m以下の低丘陵で、小河川によって樹枝状に侵食されており。本遺跡は九州大学統合移転に伴い、一九九七年から発掘調査を行なつておる。これまで第七次調査で「壬辰年」の紀年銘木簡、第一五次調査で「載」に関する木簡などが出土している。

池状遺構からは土器類(須恵器・土師器)、木製品(木簡・丸木弓・容器・糸車など)、銅製品(鏡・飾金具など)、鉄製品(刀子・鍼など)が多量に出土した。木製品には舟形木製品や舟車などの祭祀があり、この場所で何らかの祭祀が行なわれていたと推測される。池状遺構は九世紀には埋没しており、機能していた時期は七世紀末から八世紀頃と考えられる。このほか、整地層の下層には古墳時代後期の堅穴住居などが多数存在している。遺跡の性格は今後の調査にもよるが、遺構・遺物の様相から何らかの官衙施設と考えられる。

木簡は池状遺構及びその流出部より出土した(現在四点)。また、墨書き土器は現在五〇点余りを確認している(「家主」「佐」「乙宿」「馬足」「轍手」「當石田」など)。このほか、円面鏡・銅製帯金具(丸網・三方)・銅製權衡なども出土した。遺物は整理中であり、ここでは

が出土した地点から約1km東の丘陵端から谷部に位置する。

遺構は、古墳時代後期から古代の遺物を含む整地層上面で検出された。奈良時代から平安時代にかけてのものと推測され、一間×二間の柱建物三棟、一間×三間の偏柱建物四棟(いずれも獨立柱建物)などが検出された。一間×二間の建物は床面積約10~14m²と小型で、東西三〇m南北三〇mの範囲に概ね柱筋をろえて配置される。調査区東側では池状遺構〇〇一を検出した。池状遺構は谷を幅約三m長さ約一四mの築堤により堰きとめたもので、長さ約三五m幅約二〇m深さ約五〇~八〇cmを測る。

池状遺構からは土器類(須恵器・土師器)、木製品(木簡・丸木弓・容器・糸車など)、銅製品(鏡・飾金具など)、鉄製品(刀子・鍼など)が多量に出土した。木製品には舟形木製品や舟車などの祭祀があり、この場所で何らかの祭祀が行なわれていたと推測される。池状遺構は九世紀には埋没しており、機能していた時期は七世紀末から八世紀頃と考えられる。このほか、整地層の下層には古墳時代後期の堅穴住居などが多数存在している。遺跡の性格は今後の調査にもよるが、遺構・遺物の様相から何らかの官衙施設と考えられる。

木簡は池状遺構及びその流出部より出土した(現在四点)。また、墨書き土器は現在五〇点余りを確認している(「家主」「佐」「乙宿」「馬足」「轍手」「當石田」など)。このほか、円面鏡・銅製帯金具(丸網・三方)・銅製權衡なども出土した。遺物は整理中であり、ここでは

文字が判読できる主な木簡を紹介する。

8 木簡の积文・内容

(6)	□ [雄カ] 根足	(87)×18×2 019
(7)	「 <u>南無千手陀羅</u> 」 [尼カ]	
(8)	道塞 [舉カ]	(171)×19×4 051
(9)	出給大口 [舉カ]	(163)×14×6 032
(10)	「 <u>V難波部</u> 」 [口]	(96)×(31)×10 081
(11)	久米マ大口 [神カ]	(126)×14×6 032
(12)	百口 [十ニ] 口	(118)×(25)×5 081
(13)	西マ田麻呂西 [口]	137×27×5 032
(14)	久米マ口 [手]	(268)×23×4 051
(15)	「 <u>太宝元年辛丑十二月廿二日</u> 」 [口]	(46)×(31)×10 081
(16)	官川内 [口]	
(17)	黒毛馬胸代税 [口]	
(18)	〔持カ〕	
(19)	六人マ [口]	
(20)	〔V〕	

2000年出土の木簡



(14) 表上牛



(3)



(1)



(14) 表下牛



(5)



(7)

03 多加
04 「獻上」
□□…
〔 〕
..延暦四年十月十四日真成
(105+113)×(29)×5 081

09 志中臣マ刀良
06 □例可□從人志麻
(1)は上・下端と左辺が欠損している。計帳作成に関わるものと考
(154)×21×8 081
(97)×21×3 019

えられる。

(2)は上・下端、左右辺いずれも欠損している。

(3)は下端が欠損している。左辺は二次的整形。「鷲郡赤敷里」は「和名類聚抄」所載の筑前國志麻郡内の七郷の一つ「明敷」をさすものと考えられる。

(4)は上端の一部を欠くが、ほぼ完形。

(5)は上端の一部を欠くが、ほぼ完形の荷札木簡。表側は三行にわたる。一行目の「太宝元年辛丑」(七〇一)の年紀は干支との併用で、大宝令施行直後の状況を示す資料と言えよう。二行目の「鮎廿四速代祝」が木簡を受けた品物を示していると考えられる。

三行目の「川内□」は人名、「黒毛馬胸□」は運搬に使用した馬の特徴を示すものであろうか。なお、(3)～(5)の「鷲」の異体字は「ア」の字体を用いている。

(6)は上端を欠損、下端は切断のままの原形を保つ。

(7)は池状遺構の上層での出土であり、九世紀以降に下る可能性がある。ほぼ完形品の幅広の木簡で、文字は三行にわたる。中央付近に穿孔が見られる。

(8)は上端を欠く。祓に關わるものか。

(9)は下端と右辺を欠くが、九〇cmを超える長大な木簡である。片面は横材として利用している。判読しづらいが、人偏の文字の習書とも考えられる。もう一方も遺存状況は悪い。出撃に關わるものか。

00は完形品。不明瞭ながら「難波部」の氏名が判読できる。

(11)～(13)は上・下端が欠損する。(12)の「部」の異体字の字体は「ア」。

(14)は二片に折損している。同一個体で、接続する可能性もある。

上端は丸く仕上げられる。表側は上端近くに「獻上」と記され、やや下がったところに文字が見られるが判読できない。裏側は下方に「延暦四年十月十四日真成」と年紀と人名を記している。

(15)は上・下端が欠損している。「中臣部刀良」の上の「志」は鷲郡内の七郷のひとつ、「登志」を指す可能性もある。

(16)は上端が欠損している。

今回出土した木簡には年紀を記したもの（大宝元年・延暦四年）のほか、ウヂ名（難波部・久米部・頼田部・建部・己酉部など）を記したものが見られる。用途は付札や文書などが考えられるが、内容が不明のものが多い。

なお、木簡の収蔵にあたっては、京都学園大学の八木充氏、京都橘女子大学の狩野久氏、九州大学の坂上康俊氏、奈良女子大学の館野和己氏、東洋大学の森公章氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏・吉川聰・馬場基各氏はじめとする多くの方々からご教示を得た。

福岡市教育委員会「九州大学統合移転用地内埋蔵文化財発掘調査概報——元岡・桑原遺跡群発掘調査——」(福岡市埋蔵文化財調査報告書)六九三(一〇〇一年)

福岡・彼岸田遺跡

建物二棟、土坑一基、埋甕一基、溝九条などで、出土遺物から一四世紀後半から一五世紀にかけて存続したと考えられる。また、近世墓三四基も検出した。

- 1 所在地 福岡県筑後市島田字彼岸田
- 2 調査期間 二〇〇〇年(平12)一〇月～二〇〇一年一月
- 3 発掘機関 福岡県教育委員会
- 4 調査担当者 小田和利
- 5 遺跡の種類 居館跡
- 6 遺跡の年代 室町時代・近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
彼岸田遺跡は、筑後川の一支流である花宗川左岸の沖積低地(標高五・四m)に立地する居館遺跡である。筑後市島田地区は、中世の水田天溝宮領水田莊の故地にあたり、花宗川を挟んで対岸の熊野社領広川莊と頻繁に土地相論を繰り返していた。今回調査は、下水終末処理場建設に伴うもので、二〇〇〇年度から発掘調査を実施している。
検出した遺構は、掘立柱

- (1) 木簡の積文・内容
 - 1 「^{（ひがんこ）}天形星王八王」
 - 2 「^{（ひがんこ）}天形^{（付箋）}天定^{（付箋）}九々八十一^{（付箋）}二十七九八^{（付箋）}一申」
 - 3 「^{（ひがんこ）}急^{（付箋）}如律令^{（付箋）}」

天啟星王八王



の種子である。三行目一字目はヨヨヒマンで文殊菩薩の種子、二三字目はヨヨヒウーンで明王部の種子である。なお梵字については、千手寺の木下密運氏のご教示による。

(小田和利)

天形星に対して疫病を抑えることを願った避邪の呪符と考えられる。頭部先端を山形に削っている。墨痕は下端部を除きほとんど遺存していないものの、墨書き部分が鮮やかに浮き上がり、文字の判読は十分可能である。裏面一行目一字目の梵字は「Om」ジクタで較若心經または較若菩薩の種子。二字目は「ムア」で文殊菩薩の種子か。「二行目の一字目は「ムル」ボローンで一字金輪・金輪仏頂などの種子、二字目は「ムハム」ウーレンで愛染明王・降三世明王など

熊本・上高橋高田遺跡
かみたかはしきうだ

共伴遺物からの時期特定はできない。

8 木簡の祝文・内容

1 所在地 熊本市池上町

2 調査期間 第三次調査 一九九四年(平6)三月~九月

3 発掘機関 熊本市教育委員会

4 調査担当者 綱田龍生

5 遺跡の種類 集落跡・水田跡・自然流路

6 遺跡の年代 縄文時代・録倉時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

上高橋高田遺跡は熊本市上高橋町から池上町にかけての低地上に広がる縄文時代後期から録倉時代の複合遺跡で、今回の調査は第三次調査にある。これまで第一次調査で呪符木簡が一点出土している(本誌第一三号)。今回の調査においても木製品は多量に出土し、そのうちの一点に文字が認められた。縄文時代から録倉時代の遺物が混在している流路堆積からの出土で、

下端を尖らせていて、流路堆積土からの出土であるので、祭祀場から流れてきたと考えられる。

9 関係文献

熊本市教育委員会『熊本市埋蔵文化財調査年報』二(一九九九年)

(綱田龍生)

(183)×17×3.5 059

□般若波羅蜜多經之御下 □□



(熊本)

熊本・白藤遺跡群

しらとうじ

所在地

熊本市島町大字屋敷

1 調査期間

第六次調査 一九九七年(平9)四月一~一九九八年一月

2 発掘機関

熊本市教育委員会

3 調査担当者

林田和人・原田範昭

4 遺跡の種類

集落跡

5 遺跡の年代

弥生時代~江戸時代

6 遺跡及び木簡出土遺構の概要

白藤遺跡群は、熊本市南西部の島町・鶴町・刈草町・白藤町にまたがる遺跡の総称である。

弥生時代中期から江戸時代にかけての複合遺跡で、微高地に集落が立地している。

今回の調査は第六次調査で、弥生時代中期・後期の土器・石器類と、中世・近世の土器・陶磁器のほか



石製品・木製品など、大量

の遺物が出土している。特に、溝から多量の木製品が出土し、また近世の溝からは底部に「安信」銘をもつ陶磁器片も出土している。今回報告する墨書きのある曲物は、近世の溝から出土した。遺構の細かな年代は、出土遺物が未整理のため限定できていない。

8 木簡の墨文・内容

(1) 享保拾年五月九日
己ノ
社

西暦
西暦
西暦
西暦

曲物の蓋の觸板であろうか、釘跡らしき孔が穿たれている。なお、享保一〇年は西暦一七二五年にあたる。

9 関係文献

熊本市教育委員会『熊本市埋蔵文化財調査年報』三(2000年)

(林田和人)



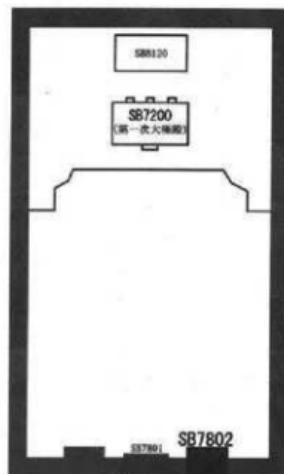
上：年紀部分
左：裏面図



一九七七年以前出土の木簡（二三）

奈良・平城宮跡^{へいじょうきゅう}

- 1 所在地 奈良市佐紀町
- 2 調査期間 第七七次調査 一九七三年（昭48）一月～四月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 坪井清足
- 5 遺跡の種類 都城跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代
- 7 造跡及び木簡出土遺構の概要
- 調査地は第一次大極殿院南門・南面築地回廊にあたる場所で、調査面積は四二〇〇m²である。
- 検出した主な遺構は、平城宮造営以前の下フ道東築溝SB七七八八、大極殿院南門SB七八〇一、大極殿院南面築地回廊SC五五六〇、櫻閣建物SB七八〇二、東西溝SD五五九〇などである。
- 木簡は櫻閣建物SB七八〇一の柱抜取穴から出土した。SB七八〇一は一期の大極殿院南門SB七八〇一の東側、南築地SC五六〇



第一次大極殿院概念図

○にとりつくように建てられた五間×三間で総柱の東西棟建物である。総柱のうち側柱を据立柱、内部の柱を礎石建ちとする。据立柱撮影は、三・五×二・五m、深さ二・七五mという超大型のものであり、柱自身も出土した柱根は往々五〇cmという宮内最大のものである。SB七八〇一は、層位および木簡などから、第一次大極殿院の最初の改修時（初期）から天平勝宝五年まで存在したと考えられる。一五箇所ある柱穴の内、一二箇所から計一四（うち割り層一五

- (1) 標識
右
肥後國 山鹿郡
妙 法 蓮 華

(87) × 24 × 3 (88) *

標識 SB 七八〇二柱抜取り 口六

(176) × 23 × 5 (69)

標識 SB 七八〇二柱抜取り 口一

標識 SB 七八〇二柱抜取り イ

8 木簡の积文・内容

標識 SB 七八〇二柱抜取り イ六

(56) × 15 × 5 (19)

「馬甘赤」

五) 点が出土した。建物の廃絶にともない一括して投棄されたものと考えられる。柱の番付は東南を基点に、北へイから二、西に一から六とした。

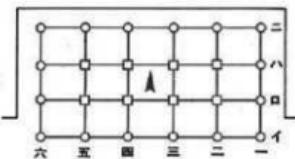
この他、木簡状木製品が一二点出土している。

(4) 「右家五

(64) × 17 × 3 (69)

標識 SB 七八〇二柱抜取り イ五

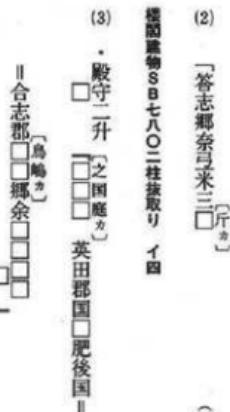
(344 + 86 + 217) × (35) × 4 (69)



東棲 SB 7802 柱穴番付図
(○は掘立柱、□は礎石建ち)

柱	出土点数 (うち削除)	ハ6	1 (0)
		ニ1	10 (0)
イ1	7 (2)	ニ4	23 (3)
イ4	16 (5)	ニ5	50 (27)
イ5	2 (0)	ニ6	121 (113)
イ6	1 (0)	不明	2 (2)
口1	4 (0)		
口6	5 (3)	計	242 (155)

東棲 SB 7802 柱穴別木簡出土点数一覧



(165) × 23 × 3 (69)

「答志郷奈言米三」
「斤カ」

(165) × 23 × 3 (69)

- | | | |
|------|---|------------------|
| (7) | 留散位石村角 | 215×13×8 011 |
| (8) | □□所牒図書寮 | 091* |
| (9) | □遣如件□以状 | 091* |
| (10) | □其其其其其其其 | 八六 |
| (11) | 標記建物SB七八〇二柱抜取り | 一一 |
| (12) | ・「□御與人□御與□ | |
| (13) | 右四人□月□日申時 | |
| (14) | 「」 | 十八 |
| (15) | 229×18×4 011 | |
| (16) | 「牛養 金麻呂 東 | |
| (17) | □月廿七日付牛甘 | |
| (18) | 「<丹後國竹野郡木津郷紫守部与曾布五斗> | 019 |
| (19) | 進上[馬力]米六斗□□ | |
| (20) | 「物 物部虫万呂物部人万呂物物 | (211)×(14)×6 011 |
| (21) | 「天平勝寶□年□月廿一日合 | (272)×(22)×4 011 |
| (22) | 丸子巻宅丸子 ^{丸子} 農額丸子友注丸子友依 | 250×20×8 011 |
| (23) | ・「○義□」 | |
| (24) | ・「○夜」 | |
| (25) | 233×21×3 031 | |
| (26) | 丸子 ^{丸子} 天 ^{丸子} □丸子□□子刀千 | 233×32×11 011 |
| (27) | 丸子廣宅丸子大田而丸子 ^{丸子} 宅宅宅宅宅宅 | 192×31×5 011 |

22				
23	×□久米郡衛士養物錢六百文 〔国ガ〕	(153)×19×4 059	×年正月廿八日	(89)×23×3 039
24	都々美 □万呂	(153)×(13)×2 061	・春部久万呂 (裏面天地連)	(125)×13×3 081
25	標題建物SB七八〇二柱抜取り 二H 矢祢万呂所欲處珠女 □□□□解申□□□□□□	(763)×(12)×2 061	・□計 □□□□ □ 日下部久治良□	(230)×22×5 081
26	五人常食□□廿五日 ・牛甘 真足 廣道 大食 ・「合四人」	(107)×13×4 019	「√湯坐連野守 √」	(148)×23×2 081
27	廣道 人成 大□ 〔急光ガ〕	(177)×29×4 019	「√衛門府」	(156)×16×7 089
28	荒嶋 合一人	(183)×(15)×9 061	日久米□□ 進衣	276×37×4 031
29	勝寶五年正月	(83)×6×2 061	〔電ガ〕 □職 昨万呂 □ 〔廣ガ〕	135×15×4 032
30		(160)×(22)×2 061	〔電ガ〕 「√大麻〔廣ガ〕 〔廣ガ〕大□	(106)×24×4 019
31		(106)×15×4 039		(125)×13×3 081

1977年以前出土の木簡

(41)	・	□□□騎馬騎馬騎馬
(42)	・	□□□
標記蓋物 SB七八〇二は抜取り	二六	
(42)	・	「く衛門府」
(43)	「く授刀所 小竹七十」	119×15×1 (019)
(44)	「く春日部国勝	112×14×3 (022)
(45)	「益□ □足」	119×18×4 (023)
(46)	□丈部	(121)×13×3 (039)
(47)	矢田部	101
(48)	倉橋	091
(49)	栗田禾□	091
(50)	合□	091
栗方		
9 関係文献		
奈良国立文化財研究所「奈良国立文化財研究所年報一九七三」		
(一九七四年)		
同「平城宮発掘調査出土木簡概報」九(一九七三年)		
同「平城宮発掘調査報告」XI(一九八一年)		
出土した木簡は衛門府との関連性が強い。SB七八〇二の近くに		

衛門府関係の施設があつたと考えられ、衛門府の守衛する対象は大槻殿院南門SB七八〇一であろう。3には、「授刀所」という記載も見られ、衛門府の下部組織である可能性もある。常食の請求に関する傾向があり、衛門府所轄ということから門部の常食請求であろう。

一方、衛士に関する木簡も散見する。

また、貴進物の荷札木簡が少ないと個人名のみを記した木簡が見られること、削肩が多く出土し、その中では30個切などのよう個人名を抹消したものが目立つことも特徴的である。木簡による活用な業務活動が行なわれていたことを窺わせる。

その他、天平勝宝五年(七五三)の記載をもつ断簡(00)や、同年六月には改姓される丸子氏の一族名とかかわるとみられる習書簡(24)などから、SB七八〇二の発掘は天平勝宝五年の前半とすることができよう。

釈文の訂正と追加（四）

奈良・平城京跡左京一条二坊十三坪

（第三二三号）

- | | |
|------------|---|
| 1 所在地 | 奈良市法華寺町 |
| 2 調査期間 | 二〇〇〇年（平12）二月一三月 |
| 3 発掘機関 | 奈良市教育委員会 |
| 4 調査担当者 | 松浦五輪美 |
| 5 遺跡の種類 | 都城跡 |
| 6 遺跡の年代 | 八世紀—一〇世紀 |
| 7 木簡の积文・内容 | 本遺跡で検出した井戸からは、大量の人物をはじめ、多くの墨書きされた遺物が出土したが、遺物整理の過程で新たに墨痕の残る木製品が確認されたので追加報告したい。 |

新資料は長さ一三cmほどの杖状の木製品で、井戸枠の八段目から曲物や墨書き器とともに、ほぼ同一面に並べられたような状態で出土した。柿の丸太材（樹種鑑定は奈良文化財研究所の光谷拓実氏による）

を利用したもので、頭部を削って整形し、下端は左側のみ粗く削り落として尖らせてある。頭頂部はつぶれしており、実際に杭として地面に打ち立てられていたようである。表面加工はなく、所々に樹皮が残る。上部に入れた鋸の切り込みに向かって下方から手斧ではつり、平らな面を作り出して墨書きしている。

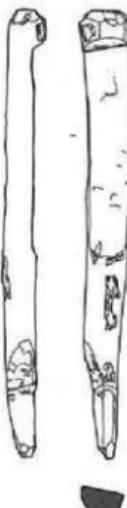
文字の残り具合は良好ではないが、平らな面に、一行一二一—一五文字程度で三行ほど書かれている。形状からみて墓標あるいは告知札のように、人に標示するための機能をもつ木簡であろう。

なお、検討に際し、奈良文化財研究所史料調査室のご教示を得た。

(1)



（松浦五輪美）



福島・大猿田遺跡（一九号）

大猿田

遺跡（一九号）

(1)

一
六月三日

241×31×6 032 19(3)

所在地 福島県いわき市四倉町中島字大猿田

(2)  石足一斗合五斗

九

第二次調査 一九九六年(平成八)四月二二日
発掘機関 調査主体 福島県教育委員会

文部省

1

調査機関
福島県文化センター

215×2

遺跡の種類　集落跡（聚落跡・自然道路跡を含む）

(3)

281

遺跡の年代 六世紀後半—九世紀

(4)

(11)

木蘭の序文・内容

(1)は、(2)とならんで、春米五

ある。

た。 一次にわたる大畠田遺跡の発掘調査では、一〇点の木簡が出土したが、このうち一点を本誌第一八号に、八点を本誌第一九号に紹介し

一九九七年度に刊行した「常磐自動車道遺跡調査報告一二」にお

た保存処理によって新たに発見できる箇所や、変更すべき箇所が確認できることから、以下の三点について仮文を訂正し、さらに一点

を本簡として追加する。

なお、木筒の保存処理法は、高級アルコール含浸法によつた。

出土する土器群は八世紀中葉を中心とする時期の様相を呈している。裏面の「潤六月」のある年をこの時期に求めれば、天平二年

(七三〇) か、神護景雲二年(七六八)となる。

(2)も、春米五斗(一俵)を合算輸入した際の荷札木簡である。表面は二行書きであり、「石足二斗」・「山三斗」と、「人名+数量」が記載されている。両者の合計額が下部に「合五斗」と記されている。

裏面は「欠升」と判読できる。不足分を裏面に記したものと考えられる。金沢市上荒屋遺跡木簡に類似がある(本誌第一三号)。

(3)は、上半部の表面が削り取られており、現状では墨痕を確認することはできない。また、下端部も欠いている。残存する文字から判断すると、上中の文書木簡であると考えられる。現存の文字から強いて読みを推定すると、「…第六申す、今日甚だ…」となろうか。

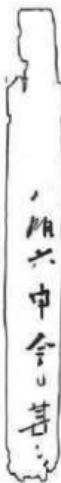
(4)は、形状から封筒木簡とした。表面は腐蝕が進み木目の硬い部分が浮き上がった状態であるが、新たに墨痕が確認された。ただし文字は判読できない。裏面は割り裂いたままの面である。

なお、木簡の判読については、国立歴史民俗博物館の平川南氏のご教示を得た。

(三)上喜季(米沢女子短期大学)・氏家浩子・大越道正



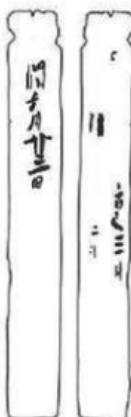
(4)



(3)



(2)



(1)

富山・東木津遺跡（第二号）

告する。またSD六〇からは漆紙文書も出土しているので、あわせて掲げる。

遺物包含用

1 所在地 富山県高岡市木津・佐野

2 調査期間 一九九八（平10）年六月～一九九九年四月

3 発掘機関 高岡市教育委員会

4 調査担当者 芦井 隆

5 遺跡の種類 集落跡・官衙跡

6 遺跡の年代 弥生時代～中世

7 木簡の訳文・内容

東木津遺跡は、高岡市中心部、小矢部川と庄川に挟まれた、標高

一一～一二〇の微高地に位置する。古代における本遺跡は、八世紀後半～九世紀前半を主体とし、九世紀末まで存続したと考えられる。遺構は獨立柱建物二〇棟・護岸施設や橋梁遺構を持つ自然流路

（SD二〇五）・道路（集などがある。遺物は土師器・須恵器や、斎

串などの木製品などである。墨書き土器は、本誌第二号で紹介した
もの以外に、「川相」「大」「平」「松木」がある（なお、報告書「関係
文献参考」では遺物名を整理し、SD二〇五はSD六〇と改称している）。

今回は本誌第二号で紹介した木簡八点のうち、保存処理後に墨
痕がはつきりし、また高岡市万葉歴史館の川崎昇氏のご指摘により、
訂正があつた木簡一点(1)、新たに判明した木簡一点(2)について報

(3) 「 \vee □子四斗」

25×12×3 033

SD二六〇

(2) 「はルマ止左くや古乃は□」

260×94×15 01112*

・「□曆二年九月五日廿三枚入布師三□」

154×21×5 01111*

(1) 「氣多大神宮寺涅槃淨土紙布米入使」

一

(1) は、本誌第二号掲載時点では、表面の「氣多大神宮寺」の部分がはつきりと訳読みできず、伊勢神宮を想定していたものである。

氣多大神宮寺は、石川県羽咋市寺家に所在し、能登國一宮である氣多神社に付属する神宮寺と考えられる。高岡市伏木にも越中國一宮の一つである氣多神社があり、そちらである可能性もあるが、「文徳天皇実錄」齊衡二年（八五五）五月辛亥条に「能登國氣多大神宮寺」と見え、また神宮寺の規模も勘案すると、能登國の氣多神社を考えるのが適当である。「紙布」は、一文字で紙の異体字である可能性（本誌第二号）の他、二文字で「紙布」と理解する見方もある（川崎論文参照）。裏面の「□曆」の年号は、残画とスペースの間

係から、「正暦」の可能性がある。正暦二年は西暦九九年にあたる。「布師三□」は、人名と考えられる。「三□」の「□」は、門構えが確認できる。越中国射水郡には布師郷が存在しており(和名類聚抄)、高岡市須田郷の木造出土木簡(本誌第三号)、木簡に書かれた人物は、この布師郷に由来する人物と考えられる。

(2)は、難波津の歌の下句である。難波津の歌は、「古今和歌集」

の仮名序に、手習い歌として記される著名な歌である。第二字目の片假名の「ル」は、平安時代初期の調点資料にみられる。「□」は「七」あるいは「奈」であると考えられる。木簡の年代は、遺跡の存続時期と書体から、九世紀後半から一〇世紀前半の間と考えられる。

(3)は、物品名と量を記す。本誌第二号で紹介した(9)「△□□」や、(10)「△□□」などと形態が類似することから、種類名を記したものである可能性がある。



いずれも須惠器杯A内面に付着した漆紙文書である。□縁部周辺

の、漆樹脂が紙に薄く皮膜している部分のみ文字が確認され、杯内部のものは、漆樹脂が多量に付着し、文字の有無は不明である。いずれも紙の表面が下になっており、上部から見ると鏡文字になつてゐる。判読できた文字はBの墨界線と「大」のみである。

なお、木簡・漆紙文書の解説は、奈良女子大学の笛野和己氏、奈良文化財研究所の渡辺見安氏、吉川聰氏による。また、本稿の作成にあたって、川崎見氏からご教示いただいた。

8 関係文献

川崎見「越」木簡観書—飛鳥池遺跡出土木簡と東木津遺跡出土木簡—(高岡市万葉歴史館紀要)一一一〇〇一年)

高岡市教育委員会「石塚遺跡・東木津遺跡調査報告」(一〇〇一)(荒井 隆・岡田一祐)

新潟・下ノ西遺跡（第二号）

(1)は、II区の溝SD-101から出土したものである。本溝は、直交するSD-101とともに、掘立柱建物SB-3を圍う区画施設とみられる。両溝から出土した土器は、八世紀前半のものに限定され、型式差は認められない。SD-101から出土した「神龜」1と読める可能性が高い二〇〇〇年度出土の木簡（本号10）は、(1)を含め両

所在地 新潟県三島郡和島村大字小島谷
調査期間 一九九八年度調査 一九九八年（平10）八月一日
発掘機関 和島村教育委員会

二月

3 調査担当者 田中 純
4 遺跡の種類 官衙遺跡
5 遺跡の年代 七世紀後半～一〇世紀前半
6 遺跡及び木簡出土遺構の概要

今回再報告する木簡は、本誌第二号、及び和島村教育委員会「下ノ西遺跡」（一九九九年）で報告した際には、墨痕が非常に薄く、比較的墨の残りの良い「三村田人」の部分以外はほとんど訛説できなかった。

その後、保存処理を実施したところ、飛躍的に文字が明瞭化したため、訛文及び木簡の意義について以下のように訂正することとする。

- ・「今浪人司謹牒丸部臣專司」□
- ・「羅山侯水取小布西三村田人」□

(2) (3) × × × × 21 (1) 第二号

さて、本木簡は「今浪人司」を差出者とする。「今浪人司」という官司名は初見であり、具体的な職掌などは不詳だが、本貴地から「逃亡」した「浪人（浮浪人）」を管理する官司を指す可能性が高い。

「今浪人司」の「今」とは、古代の文献史料にしばしば登場する「今来漢人」「今良」などの表現と同じく、從来からいる浪人とは異なる、新たに浪人となつた者を管理するという意味で、「今浪人司」という官司名が付けられたと考えられる。「今浪人司」がどこに属する官司かについては、同じ和島村の八幡林遺跡から出土した那杵木簡（本誌第三号1）にみえる「朔吉司」と同様に、越後国府内に設置された「○○所」的な官司のひとつと推定される。

本木簡の宛先は、「丸部臣」である。國府に所属する「今浪人司」が「謹牒」という書式をとっている点からみて、この人物は都司レベルというよりむしろ、國司に相当する人物ではないかと考えられる。古志器に國司がいた可能性を示す史料は、過去の調査でも出土しており（出事・國司借貸について記した記録簿、本誌第一〇号1）、國

今浪人司
水取小布西
山俣三村田人

司第三等官の棟が常駐していた可能性が指摘されている（和泉村教育委員会「下ノ西遺跡—出土木簡を中心として」一九九七年）。今回の木簡も、国府に置かれた「今浪人司」から古志郡にいる國司「丸部臣」に対して宛てた文書木簡とみれば、下ノ西遺跡で廢棄された意味も理解できるのではないか。

「丸部臣」に続く「專司」の語は、これまでの文献史料にはみられない。一つの可能性として、のちの史料にみえる「專當國司」の意味とも考えられる。

裏面は、表面の記載に続く一連の内容のものと思われる。下半部を欠損しているため、具体的な意味を断定することはできない。解釈については、次の三つの可能性を挙げるにとどめたい。

①山俣、水取、小布西を地名（村名）、一文字目を罷^ハととり、「山俣、水取、小布西の三村の田人に籠める」と読む。

②龍山俣（竜^{ヨリ}）、水取小布西、三村田人を人名とみる。

③山俣を地名、水取小布西と三村田人を人名と解釈して、「山俣に籠まる（浮浪する）水取小布西、三村田人」と読む。

以上のように、解釈に未確定の部分も残るが、本木簡の出土によって、従来の史料にはみられない「今浪人司」という官司が越後国府内に設置されていたことが明らかになつた。時期的にも、律令国家の浮浪逃亡対策の大きな転換期とされる八世紀前半のものであるだけに、その史料的価値は高いと考えられる。

なお、木簡の収蔵は、国立歴史民俗博物館の平川南氏による。

木簡学会会則

- 第一条 本会は木簡学会と称する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木簡に関する情報の蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つきの事業を行う。
- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究集会の開催
 - 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。
- 二 本会に入会しようとする場合は、会員一名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。
- 三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
- 四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、その他前条の事業に参加することができる。
- 五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名ができる。
- 第六条 本会は次の役員をおく。
- 1 会長一名
 - 2 副会長二名
 - 3 委員若干名
 - 4 監事二名
- 第七条 委員・監事は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再選はさまたげない。
- 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
- 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。
- 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 第八条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第九条 本会の経費は会費および寄付金等をもつてて、総会において会計報告を行うものとする。
- 第十一条 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第十二条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。

(一九七九年三月三十一日制定 一九九五年十一月一日改正)

飛鳥池木簡の再検討

序

することにしたい。

吉川真司

一 飛鳥池遺跡

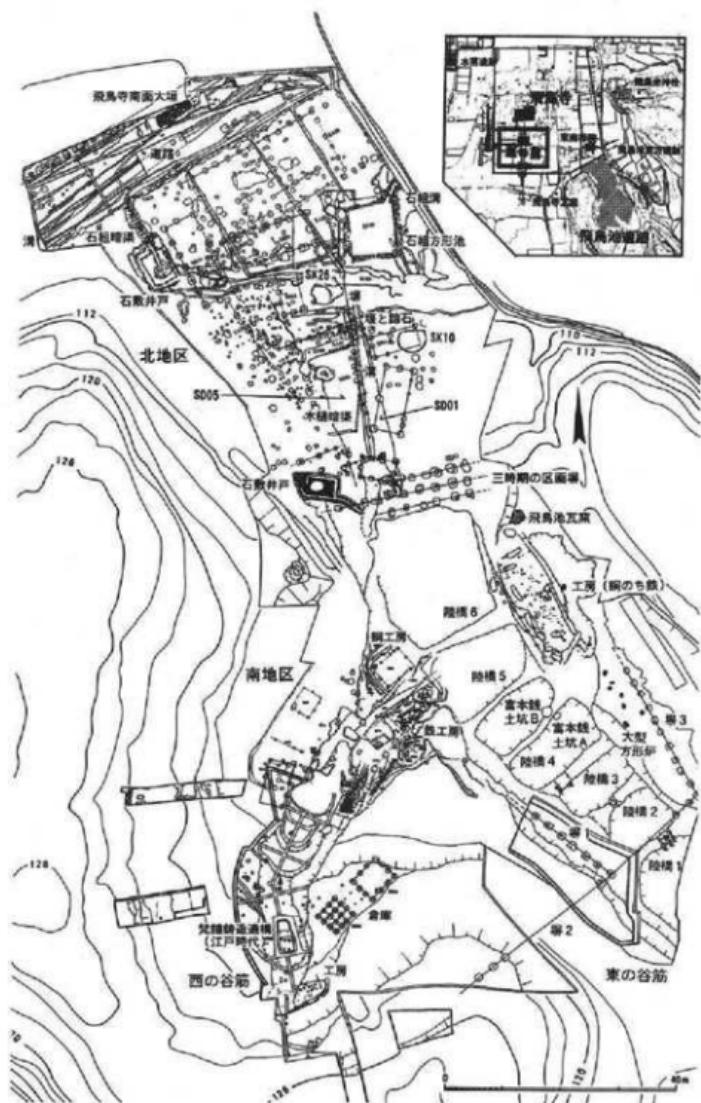
一九九一年、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡で初めて木簡が出土してから、はや十年が経つ。この間、万葉ミュージアム（現奈良県立万葉文化館）建設に伴う事前調査により、飛鳥池遺跡はかなりの部分が発掘され、木簡も約八〇〇点を数えるに至った。本稿は、

この飛鳥池遺跡出土木簡群（以下「飛鳥池木簡」と略称する）の性格を再検討し、飛鳥池遺跡を造した組織について論ずることを目的としている。

飛鳥池遺跡と飛鳥池木簡については、奈良国立文化財研究所および調査員諸氏により、概報・図録・論文など、さまざまな形態で情報提供がなされてきた。本稿は基本的にこうした刊行物に依拠し、さらに現地説明会・展示・木簡閲覧で得た知見を加えて立論する。正報告が未刊であることを思えば、性急・軽率の感を拭いがたいが、すでに口頭発表を行なった責任もあり、あえて現段階で試論を展開

まず飛鳥池遺跡の概要を述べておこう。⁽²⁾（遺構図参照）。

飛鳥池遺跡は飛鳥寺のすぐ東南にある。近年の調査成果によれば、飛鳥寺南面大垣は南門から東約一〇〇mの地点で東北東方向に折れ、さらに約九〇m進んで東面大垣に接続していたらしい。南面大垣が屈曲するのは、南方から伸びてきた丘陵を避けたためであろうが、飛鳥池遺跡はこの丘陵の東側の谷に立地し、南面大垣に沿う道路を北限としている。ちなみに、この丘陵の西斜面には創建期飛鳥寺の瓦を焼いた飛鳥寺瓦窯があり、飛鳥池遺跡の谷（後述の「東の谷筋」）を最上流まで遡れば、そこは亀形石が見つかった酒船石遺跡である。また、飛鳥寺の南方には後飛鳥岡本宮・飛鳥淨御原宮の内郭遺構があり⁽³⁾、その間南北約五〇〇mの空間に、官衙など王宮に付属する諸施設が営まれていたと推定される。こうした宮室関係遺跡からも、



飛鳥池遺跡遺跡図

飛鳥池遺跡はさほど離れていない。

飛鳥池遺跡の谷は西側に丘陵が続くほか、東側・南側にも丘陵があつて、地形的には南から北へと下っている。途中で東西二つの谷筋に分かれるため、全体としては「人」字形を呈するが、東の谷筋のほうが長大で深い。調査の及んだ範囲は南北約200mに及び、東西の最大幅は約100mである。遺跡北限から七〇mほど遡ったあたりで谷は最も狭くなるが、そこに三時期にわたる区画構を構築し、谷を堰き止めていた。飛鳥池遺跡を考える上で最も重要なことは、この区画構の南北と北とで、遺構・遺物に顕著な違いが見られる点である。以下、「南地区」「北地区」と呼んで、それぞれの特徴を略述する。

南地区には工房と廃棄物処理施設があつたと考えられる。丘陵斜面を削って平坦地を造り出し、そこを手工業生産の場としていた。

遺構としては、多数の炉、それと密接に関わる建物（工房）、倉庫、塀、瓦窯などの跡が検出されている。塀には南地区内部を仕切るものと、外部との遮断を意図したものがある。一方、谷筋には陸橋で区切られる棚田状の水溜を形成して、ここに手工業廃棄物を集積し、汚水の処理を行っていた。水溜は最下流のものが最も大きく、その上流が区画構をこえて北地区に流れ下つたとされる。

南地区的谷筋にはかくして膨大な廃棄物が堆積し、「炭層」を形成した。炭層や工房遺構などから出土した生産関係遺物には、原料、

容器、道具類、鋳型、製品・未製品・失敗品、様（舞形）、屑、鉱滓などがある。遺構・遺物を分析することにより、いくつかの業種が計画的に配置されたことも知られた。西の谷筋の奥に金・銀・宝玉・ガラス、東の谷筋の東岸に銅（のち鐵）・瓦・合流点付近に銅・鐵・漆器の工房があつたと見られる。富本錢はこのうち東の谷筋の工房で生産されていた。銅鐵工房の操業が終わった頃、不要物が谷筋にまとめて捨てられ、これが廃棄物ブロック「富本錢土坑」となつた。

このような南地区的生産関係遺構は、七世紀後葉一八世紀初頭のものと考えられる。ただし、その下層で石敷遺構・井戸・石組溝が検出され、縄羽口・鉢・漆器などが出土しているので、七世紀中葉⁽⁵⁾にも手工業生産が行なわれていたと考えられる。このほか古墳時代・平安時代・江戸時代の遺構も検出された。

これに対し、北地区には生産関係遺構がほとんどない。北地区的北限は、飛鳥寺南面大垣に面する道路の南側溝と考えられ、これに沿つて塀が設けられていた。一方、南限の区画構をこえて南地区から流れてきた水は、南北方向の大溝を通して石組方形池に注ぎ込み、最終的な沈澱処理をされて遺跡外に流れ出た。この北限溝と南北大溝には、別々の石敷井戸からの排水が流れ込んでいた。南北に二基ある石敷井戸は互いによく似ており、きわめて格の高い構造をもつものであった。なお、南側の石敷井戸は北地区に立地するが、排水

溝は区画堀をくぐり、南地区で南北大溝に注いでいる。

このような用排水施設を備えた北地区には、規模のやや大きな掘立柱建物や堀が整然と配置されていた。南地区的簡素な工房群とは、全く様相を異にしている。遺物としては大量の木簡のほか、土器、瓦などがあり、漆を塗った土器・食器や陶器・墨書き器が多いことは注目される。なお、石組方形池では漆壺・漆皿、様、ヤスリといった生産関係遺物が出土しているが、鍛冶炉はわずか一基が報告されているにすぎない。

遺構の時期は天武朝を中心とし、一部は藤原宮期にも存続する。また、その下層に「さらに古い遺構・遺物がある」とはほぼ確実である⁽⁶⁾。この点は南地区と同様だと言えよう。なお、奈良・平安時代、鎌倉時代の遺構も検出されている。

以上が飛鳥池遺跡の概略である。区画堀を境に明らかな差異が見られるのであるが、南地区・北地区的性格と両者の関係を考える場合、木簡を中心とする文字史料の理解が大きな意味をもつてくる。章を改め、やや詳しく検討してみたい。

二 飛鳥池木簡

これまで発表された飛鳥池木簡の統点数は七八八七点である。⁽⁷⁾ 南地区で一八四点、北地区で七七〇三点の出土が確認されており、ま

だ増える見込みである。ただし、このうち六八〇八点以上は削屑で、ほとんどは小断片で収集できない。従って、飛鳥池木簡の性格を把握するためには既発表のものだけではなく十分と言つてよい。

本章では論の便宜上、一章とは反対に、北地区・南地区的順に検討を行なう。各木簡は例えば⁽⁸⁾「(1)一三二」というふうに特定するが、これは木簡概報(十一)の一三ページ2番目の木簡を指すものとする。

1 北地区的木簡

北地区では、南北大溝SDO一から一二六九点、同SDO五から三三九九点、大溝上流に接続する溝SDO一Aから二二点、大溝東端の土坑SK一〇から二二九八点、石組方形池SG三〇から一一点、その周辺の整地土・土坑群から一四点、石組方形池南東の土坑SK一二六から七〇六点、その他の遺構(出土地不明を含む)から八五点の木簡が出土した。このうち六七九〇点以上が削屑である。木簡の年代は、記載された年紀や地方行政組織名から、SDO一・SDO五のものは天武朝、SK一〇のものは七世纪末葉(天武朝末年以降か)、SK二六のものは大宝元年(七〇一)と靈亀三年(七二七)と推定されている。

調査・収蔵に携わった寺崎保広は、北地区木簡が地方行政組織や天皇号の成立を考える上で重要な内容をもつことを論じつつ、全体

の特徴を二点にまとめている。⁽⁸⁾ 第一に寺院関係の木簡が多数を占めること、第二に天皇に関わる木簡が含まれること、第三に工房に関わる木簡が含まれること、である。これは北地区木簡についての基本的認識とされてきたように思われる。以下、寺崎説を検討していくこととする。

第一点・寺院関係の木簡について。僧名は願恵（⁽⁹⁾九三）、智訓（⁽¹⁰⁾九六）、觀勒（⁽¹¹⁾一〇六）、智照（⁽¹²⁾一一三）、浩裕（⁽¹³⁾一一八）、純泰（⁽¹⁴⁾一三六）、道性（⁽¹⁵⁾一四六）、弁德（⁽¹⁶⁾一八一）、覺道（⁽¹⁷⁾一八二）、道復（⁽¹⁸⁾一八三）、知達（⁽¹⁹⁾九三）など多数が見え、このうち智訓は道昭の遷化を看取った「弟子知訓」（日本書紀）上巻第三二卷、知達は法相宗第二伝（第一伝は道昭）とされる「智達」のことと考えてよい。⁽⁹⁾ 僧侶の役職や称号は「寺主」（⁽¹⁰⁾一一二）、知事（⁽¹¹⁾九三）、「□威那」（⁽¹²⁾一〇八）、「大德」（⁽¹³⁾九四・⁽¹⁴⁾一一四・⁽¹⁵⁾一九一・⁽¹⁶⁾一五）、「大法師」（⁽¹⁷⁾一二三七）、「大師」（⁽¹⁸⁾一四六・⁽¹⁹⁾一五六）などがあり、また「法華經」（⁽²⁰⁾一二三）、「多心經」（⁽²¹⁾三一）、「觀世音經」（⁽²²⁾一八六）といった經典も見える。「経藏」（⁽²³⁾九三）、「□威那」（⁽²⁴⁾一〇八）、「大德」（⁽²⁵⁾九四・⁽²⁶⁾一一四・⁽²⁷⁾一九一・⁽²⁸⁾一五）、「大法師」（⁽²⁹⁾一二三七）、「大師」（⁽³⁰⁾一四六・⁽³¹⁾一五六）などがあり、また「法華經」（⁽³²⁾一二三）、「多心經」（⁽³³⁾三一）、「觀世音經」（⁽³⁴⁾一八六）といった經典も見える。「経藏」（⁽³⁵⁾九三）、「□威那」（⁽³⁶⁾一〇八）、「大德」（⁽³⁷⁾九四・⁽³⁸⁾一一四・⁽³⁹⁾一九一・⁽⁴⁰⁾一五）、「大法師」（⁽⁴¹⁾一二三七）、「大師」（⁽⁴²⁾一四六・⁽⁴³⁾一五六）などがあり、また「法華經」（⁽⁴⁴⁾一二三）、「多心經」（⁽⁴⁵⁾三一）、「觀世音經」（⁽⁴⁶⁾一八六）といった經典も見える。

と記したキーホルダーもある（⁽⁴⁷⁾一六三）。寺院名としては「飛鳥寺」（⁽⁴⁸⁾九五）、「禪院」（⁽⁴⁹⁾一〇九）が見え、用途はなお不明ながら、⁽⁵⁰⁾ 鏡寺以下二寺を列挙した木簡（⁽⁵¹⁾一五四）も注目される。このほか「□聖僧銀皿」（⁽⁵²⁾一三四）、「大菩薩被」（⁽⁵³⁾一七四）、「眾遊伯縑」（⁽⁵⁴⁾一七五）といった仏・聖僧関係の記載もある。

確かに北地区木簡は全体として、寺院や仏教とのつながりを濃厚に示している。これらの僧名・寺院名から、飛鳥池遺跡の北に接する飛鳥寺、特にその禪院との関係を想定し、さらに北地区に「寺務を担当する部局」もしくは「附属施設」があつた可能性を示唆した寺崎説は、きわめて妥当な考え方と言つてよいであろう。

第二点・天皇関係の木簡について。まず、「天皇祭」（弘貴□）と記された木簡（⁽⁵⁵⁾一八四）は、天皇なる語が天武朝に通ることを証した点は貴重だが、使途と文意が判然としない。文書・記録・書札とは考えにくく、漢籍や作文の一節を記したものと見るのが穩当であろう。少なくとも、天皇の具体的な意志・行動・生活などに通じて作られた木簡と判断することはできない。⁽¹³⁾

「次米」の木簡も天皇関係とされる。表に「丁丑年十一月三野国刀支評次米」と記した米荷札（⁽⁵⁶⁾一三八）と、「丁丑年十二月次米三野國加爾評」で始まる米荷札（⁽⁵⁷⁾一五二）の一点である。寺崎は丁丑年（天武六年、六七七）の新嘗祭にあたり、三野がスキ国に占定されて米を貢進したと想定する。しかし彼自身が認めるように、

「日本書紀」によれば同年の新嘗祭は十一月卯日に行なわれたし、またスキが二つの評にまたがることになるのも不自然である。その前年には「尾張國山田郡」がユキ、「丹波國河沙郡」がスキとされ、後代と同じようにそれぞれ評（評）は一つずつであった（「日本書紀」天武五年九月丙戌条）。「日本書紀」の作為だとか、祭祀が未整備だと

か、一応の説明もできようが、それは「次米」が「新嘗祭のスキの米」であることを論証してから言うべきことである。しかし、「スキノコメ」と読むこと以外に、積極的な証拠はない。対案は示し得ないが、かと言つて「新嘗祭のスキの米」と認めるには障害が大きすぎる。

もう一つ寺崎が挙げるのは、「陽沐戸海部佐流」「潤」と記した荷札(164)で、確かに「湯沐戸」の貢進物であろう。ただし、律令制下の湯沐は中宮・東宮の封戸であって、天皇とは直接関係ない。天武朝にもそうであった確証はないが、逆に天武の湯沐戸と見るべき根拠もないのである。「海部」という氏族名に心引かれるもの、皇后鶴野譲良皇后か皇子草麿皇子の湯沐戸を見たほうが穩当ではなかろうか。さらに言えば、この荷札が付いていた物品は北地区か、その近辺で荷解きされたと考えられるが、それは必ずしも天皇・皇后・皇太子に直接奉仕する組織があつたことを意味しない。例えば、飛鳥寺への物品施入といった状況を考えることもできるからである。

このように寺崎が「天皇に関わると推定できる一群」・「天皇、皇族なし宫廷祭祀に関わる一群」・「天皇および宫廷儀式に関わる木簡」と評価したもの再検討してみると、天皇と関わりをもつと確かに言える木簡は、実は一点もないようと思われる。ただし、貴重の物資が北地区周辺にもたらされていたことだけは確実であろう。

第三点、工房関係の木簡について。「銀鏡」(158)、「輕鏡」(159)、「羅波鏡」(1510)などの銀付札を、寺崎は南地区の工房から流れてきたものとする。しかしそれでは、各種素材のうち銀の付札だけが流れてきて、NKS5・N135地区にまとまつて堆積したことになるが、少し不自然ではなかろうか。また「金屑」(1312)と書かれた木簡も同様のものというが、これは反対面に「□□作仏□」と記し「作仏」は削ったあとに書く。性格が明顯でない。要するに金銀に関する木簡があるというだけであって、工房で廃棄されたとは断定できない。そして、この四点を除けば、確かに工房と関係すると言える木簡はほとんどない(確実なのは3箇で述べる一点、ただし工房廃棄とは限らない)。ところで、天平一九年(747)の大安寺には五一二両余の金、九二九両余の銀が保管されていた(『大安寺伽藍縁起并記資財帳』、『草薙道文』中巻三六八頁)。

同年の薬師寺も「金銅鉄錢銀」を(『國寺本』諸寺縁起集・西大寺条所引『薬師寺旧流記資財帳』)、法隆寺も小量の金をもつていた(『法隆寺縁起并記資財帳』、『草薙道文』中巻三四六頁)。これを参考にするなら、北地区的金銀木簡が、寺院資財としての金銀の管理に関わるものであつた可能性は否定できない。

以上、寺崎のいう「三つの特徴」を吟味したところ、第二点・第三点は確實でないという結論に達した。なおこのほかにも、北地区的物資が北地区周辺にもたらされていたことだけは確実であろう。

追加第一点は、さまざまな資財の管理に關わる木簡が多いということである。北地区木簡の大半部分（八四次調査では八九%）は削層で、活発な筆記作業が行なわれていたと推測されるのだが、その中に米（⑬一〇一～11）、瓦（⑬一〇二～13）の帳簿木簡の削層がある。米の出納に關わる木簡はまだあり（⑬一四六・⑬九三）、ほかにも經典（⑬一二三・⑬一三一・⑬一五三）、器物（⑬一三一・⑬一四一）、織維製品（⑬九五・⑬一〇一・⑬一五六・⑬一七四・5）、薬（⑬九三・⑬一三三）、油（⑬一七八～10）といった資財の管理・出納を示す木簡が見られる。先述の金銀關係木簡も同様のものである。そして、こうした木簡にしばしば寺院・仏教關係の語が現われることを勘案すれば、北地区木簡の主要部分は、寺院資財の管理・出納關係のものと考えられるのではないだろうか。荷札が少なからず出ているのも、かかる觀點から理解できよう。

追加第二点は、墨書き土器にも木簡似た傾向がうかがわれるこである。北地区では多数の墨書き土器が出土しているが、管見によれば「寺」が二点あるほか、「大原殿」、「少子部殿」、「物部連」、「子獻」などと記したものも見られる。¹³⁾個人名（あるいは邸宅・家庭機関名）を記した土器は、寺院への物品搬入に伴うものと考えられる。つまり、寺院や貴族・官人とのつながりが墨書き土器からも看取できるということである。

以上検討してきたところにより、北地区的木簡は寺院管理組織の

活動に關わるものである、と結論づけたい。その寺院とは北接する飛鳥寺・押院である可能性が高く、貴顯や官人から物品がもたらされることもあった。漢詩や音義を記した木簡も興味深いが、北地区木簡の核心はまさにこの点にあり、かつ木簡から確実に言えるのはここまでである。

2 南地区的木簡

南地区では、工房廃棄物が堆積した炭層から一五八点、炭層の下層整地土から五点、富本錢土坑から七点、その他の遺構から一四点の木簡が出土した。このうち削層は一八点である。木簡の年代は、炭層2（炭層のうち上から第二層）のものが持統朝頃、炭層3（同第三層）のものがおそらく天武朝、下層整地土のものはさらに古いと考えられる。

橋本義則は一九九一一次調査で出土した一〇三点につき、形態的特徴として、（一）削層が少ないこと、（二）完形品ないし堆積中に折損したと思われるものが多いこと、（三）内容的には、（三）金属製品やその素材に関する記載があること、（四）製品供給先あるいは素材提供者を記した木簡があること、（五）工人が生産した製品に付いたと思われる付札があること、などに注目している。¹⁴⁾また、寺崎保広は第九三次調査で出土した五四点につき、（六）

いことを指摘し、一九九一年度調査と同様、木製の様に墨書きしたものがいることを述べて、「（八）炭層から出土した木筒はおそらく工房にもたらされ、そこで廃棄されたものであろう」と論じた。以下、これらの指摘を吟味する。

（一）削屑が少ないことは、その後の調査でも傾向は変わらず、北地区との大きな相違点である。ただし、少數とは言え削屑があること、陶硯片も出土していることなどから考えれば、南地区でも筆記活動が行なわれていたことは、まず確実である。⁽¹⁸⁾（二）も別段それと類似する特徴ではない。また（七）について言えば、食料の荷札が比較的多いことが重要で、南地区で荷解きが行なわれたことが推測できる。米（⑪一三六・七・⑪一三十三・⑫一三二・⑬一三四・塩（⑭一三一）・軍布（年報二〇〇〇一-II）などの食料は、収納のためではなく、調理・消費するために運び込まれたのである。

次に手工業生産に関わる木簡について。（三）で指摘されたように、小刀（⑪一三二）、針（⑭一三二）、釘（⑪一四六・八・⑪一四一）などと鉄製品の記載がほとんどで（ただし鍼〔⑪一四五〕・玉〔⑭一三七〕もある、素材も鉄しか見えず〔⑪一三四・⑪一三十二〕、また墨書きのある様も鉄だけである〔⑪一四九〕=写真4・⑪一四一〇・⑪一三八）。つまり金・銀・銅・錢・ガラス・瓦・漆器の生産に関する記載が見あたらないのだが、このことは存外重要である。なぜなら、南地区で見つかった木筒を使用・廃棄したのが各工房であつ

たのか、あるいは工房全体の管理施設であったかという問題に、一定の示唆を与えるからである。（五）のように述べる橋本は、工人が生産した製品を受け取った際、つまり工房管理施設で木筒が廃棄されたことを推測しているようであり、寺崎は（八）で木筒は工房で廃棄されたと明言する。どちらが妥当なのであろうか。

そこで、橋本のいう「工人が作製した製品に付けた整理のための付札」なるものを検討してみよう。それは次の四点である。

〔史料一〕十月五日立家安麻呂四

・ □ 五十三 五十（針書）

〔史料二〕十月十二日飛鳥司麻呂四

〔史料三〕十月三日佐支フ三

（⑪一三四=写真2）
（⑪一四一=写真3）

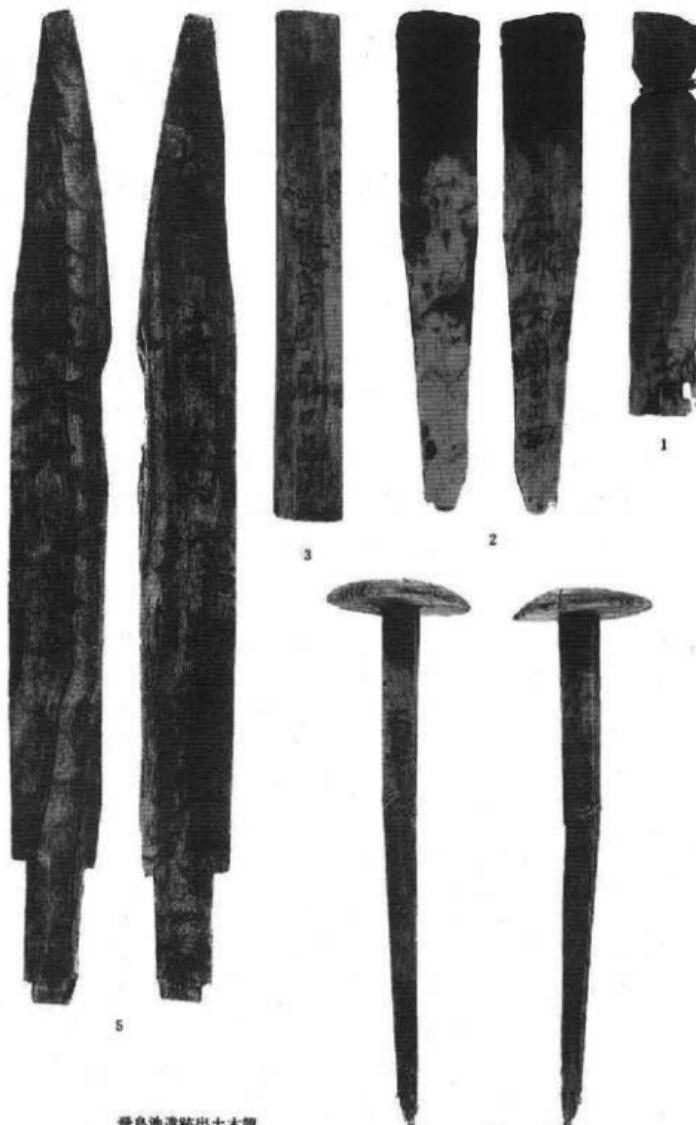
〔史料四〕正月十七日甲可石四
〔史料四〕正月三日佐支フ三

（⑪一四二=写真1）
（⑪一四三）

史料一は長方形の、史料三・四是切り込みのある付札である。史料二は長方形の、史料三・四是切り込みのある付札である。史料

二の「□」は異筆の可能性があり、史料三の「□」は「出」とも読めるが未詳。私が注目したいのは、史料一と史料二の関係である。両者の日付は近接しているが、文字をよく見ると同一人の筆跡である可能性が高い。⁽¹⁹⁾しかし史料一は下部がすぼまり、上部が黒く汚れている。現品を実見したところ、黒く見えるのは漆であった。羽子板状の奇妙な形状なのは、史料二のような短冊型の付札を削って、漆塗り作業のへらに転用していたからなのである。ここから想定される状況は次のようなものであろう。「同一人が書いた二枚の付札

飛鳥池木簡の再検討



飛鳥池遺跡出土木簡

4

が十月五日と十一日に某施設にもたらされた。五日の付札は漆塗り房に転用されたが、十一日のものはそのまま置かれ、やがて両者は一緒に捨てられた。この「某施設」は漆器工房を見るのが自然であろう。橋本とは異なり、史料一四四は工房管理施設から漆器工房に個人指名で運ばれた素材に付けられていた、と想定するのである。⁽³⁾史料一の裏面針書は、漆器工房でのメモだろうか。同じような針書の木簡がもう一点ある(11一四一)。

漆器工房で廃棄されたらしい木簡が見出された。とすれば、鉄製品・鉄素材について記した木簡も、やはり鐵工房で廃棄されたと考えるべきではあるまいか。炭層出土の木簡が「工房で廃棄された」とする寺崎説を、私は支持したいと思う。ただしそれは必ずしも、

工房管理施設が南地区内になかったことを意味しない。他業種の工房と同じく、そこで捨てられた木簡が残らなかつただけかも知れないからである。

次に問題となるのは、(四)「製品の供給先あるいは素材の提供者」を記した木簡である。供給先としては「詔小力二口 針二口」(11一三二)や「内工釘」(11一四一)から推測される天皇・王家⁽³⁾と「大伯皇子宮」(11一三三)があり、素材提供者として「石川宮鉄」(11一三四)が見える。「散支邑」(14二九)もそのどちらかだろう。ちなみに南地区的墨書き土器には「石河宮」と記すものがある。このように南地区的鐵工房では、貴人の注文を受けて製品を生

産することがあったのであり、天皇との関わりは北地区より明瞭である。そして、これらもやはり工房に關係する木簡であり、(六)寺院とのつながりを示すものは確かに見出しができない。ただし、墨書き土器には寺院關係のものが含まれるのであるが、これについては後述する。

以上要するに、南地区的木簡は工房での手工業生産に関わるものが多く、荷札も工人の食事に伴うものとすれば、すべて工房關係の木簡であると言つてもよい。そして現在知られる木簡は、工房管理施設ではなく、工房で廃棄されたものと推定される。

3 北地区と南地区的關係

北地区・南地区的木簡の性格を考えてきたが、それは一章で紹介した遺構や他の遺物ともよく整合する。北地区には寺院管理組織、南地区には工房があり、木簡はそれぞれの活動に伴うものと推定されるのである。細部について修正を施したとは言え、この結論自体は從来の学説とさして変わるものではない。しかし、問題はここからである。北地区と南地区的關係をどう捉え、飛鳥池遺跡全体をどのように理解するかが難題なのである。

寺崎保広は北地区を「東南禪院の関連施設」、南地区を「朝廷が管理運営にあたった「官營の工房」」だと考える。⁽³⁾南地区についてひ

とまず「官営工房」説としておこう。

寺崎説は一見都合であるが、いくつかの問題がある。まず北地区については、寺務担当部局という明確な理解を示しながら断定を控え、また天皇關係木簡の扱いに苦慮して、新嘗祭斎場のような施設からの廃棄物かと憶測し、さらに工房關係木簡は南地区から流れできたものとして処理した。つまり北地区木簡を統一的に把握することを放棄しているのであるが、先述の如く、寺崎の言う天皇關係木簡・工房關係木簡なものが必ずしもそうとは限らない以上、すべて寺院管理組織の活動に由来する木簡と見て大過ない。

南地区を官営工房と考える根拠を、寺崎は三つあげる。製品の多様さ、規模の大きさ、富本銭の铸造である。しかし多様な製品を作るのは、例えば寺院付属工房でもあり得ることであろう。結論を先に言つてしまえば、私は南地区を飛鳥寺の工房だと考へているのである。規模は確かに大きいが、どの程度大きければ官営工房と断定でき、寺院工房でないと言えるのか、明確な基準がわからない。富本銭を铸造していたことは、なるほど官営工房説の決定的論據のようであるが、果たしてこれを鉄案とすべきか。

富本銭の铸造は、東の谷筋の東岸にあつた工房で行なわれた。この工房は三期にわたる操業が確認され、下層の鋼工房期に富本銭が铸造された。その廃棄物は炭層3下炭層に対応し、その後、中層の鐵工房期になると廃棄物が炭層3を形成し、また桜院の創建丸もこ

の中層工房期に焼かれたとされる。⁽³⁾ 問題はこの炭層3の年代である

が、「大詳新野五十戸」と記した頃伎国(?)の荷札が出土しているのである(年報二〇〇〇—II)。ひとまず「詳五十戸」制下、つまり天武朝末年以前と推定できる。⁽⁴⁾ 一層上の炭層2の木簡は「詳一里」制下のもので、「丁亥年」(持統元年、六八七)の荷札もあり、「一疋、持統朝頃」と考えられている。従つて炭層3の年代、すなわち飛鳥池遺跡での富本銭铸造の下限は天武朝末年以前と推定することができよう。ところが「銅錢司」の史料的初見は「日本書紀」持統八年三月乙酉条で、やや時期が下る。とすれば、飛鳥池遺跡における富本銭铸造は、銅錢司という組織が整えられるまで、有力な寺院工房に委託して行なわれたものと想定できないだろうか。もちろん銅錢司の設置がもっと遅れる可能性はある。また、持統朝にも飛鳥池遺跡で銭が造られていたと花谷浩は断言する。⁽⁵⁾ 銅錢終了後の廃棄物プロック「富本銭土坑」が「炭層2の直上、炭層1よりも下層に位置」⁽⁶⁾ することとの整合性も問わねばならない。ただそれでも、銅錢司が稼働はじめてもなお、飛鳥池工房が铸造の一翼を担い続けたといふような事情は想定できるのである。

このように「南地区=官営工房」説には再検討の余地がある。しかし、寺崎説の最大の問題点はその先だろう。それは北地区と南地区的關係に何ら言及せず、飛鳥池遺跡の全體像を示していないことである。寺崎は「性格の異なる二つの遺跡と見た方が良いのかも知

「⁽²⁾」とも述べており、両地区的統一的把握を断念したかのようである。

しかし、花谷浩は両地区的関連性に注目している。⁽³⁾そもそも北地区と南地区は同じ谷を造成し、堀・溝・井戸・池などを計画的に配置したものである。時期的にも七世紀後葉～八世紀初頭が中心となり、一段階古い遺構・遺物を含む点でも共通する。こうした一般論以外で花谷が注目したのは、南地区で板仏や宝飾品など「寺院の色彩が濃い」製品を作っていたこと、そして何より桙院創建丸が南地区で焼成されたことである。

私もこの点では花谷説に全く異論がなく、南地区工房は北地区的寺院管理組織と関係をもつていていたと考える。それを証するかのようには、南地区では「道□簡鉢」（□は私見によれば「宣」）と記した鉢鉢形須恵器、「入寺」と書いた須恵器が出土している。⁽⁴⁾また、次の木簡にも一応注目しておきたい。

〔史料五〕・南 諸葛城明日沙弥一人

・「天天天天天天天□天」⁽⁵⁾ (13-1-9=写真5)

北地区で出土。表は「南」が葛城寺の沙弥を請うた文書と解され、裏は習書である。ところが形状を見ると、どうやらこれは刀物の様らしい。実見したところ、全体がとても薄く作られていて、想定を裏切らなかった。従って史料五は、①北地区で不要となった文書木簡を、②整形し裏を削って様に仕立て、③習書に用い、④廢棄した

ものと見られる。北地区的寺院管理機構で、鉄製品の様が作られたことが確認できたわけである。様として実際に使われたかどうかはわからないが、寺院管理機構と手工業生産の関連は明らかであり、南地区工房に手渡す様であった可能性が高い。ただし、北地区でも細々と鉄製品生産が行なわれていたから、残念ながら断定はできない。

では、飛鳥池遺跡全体の性格をどのように考えるべきか。花谷は、両地区的遺物を統合的に判断して、「天皇や皇子宮に深く関わる「官営工房」としての性格」を飛鳥池遺跡がもつてゐたとする。一方、寺院関係の製品や北地区木簡の内容から見て、「飛鳥寺との關係も浅からぬものがある」。しかしながら「官営工房」説と寺院工房説は両立しない。そこで花谷は、「宮の製品も官寺・準官寺の製品もこの遺跡で生産された。私は、このような未分化な状況こそ飛鳥池遺跡の特徴であり、かつまた七世紀後葉のこの時期特有の操業形態だったとみたい」と述べた。いわば未分化工房説を提起したのである。⁽⁶⁾

しかし、この未分化工房説にも問題はある。第一に、寺崎とは逆に両地区的特性が軽視され、特に北地区的寺院管理機能が正当に評価されず、工房との関係も不明確である。第二に、「官営工房」的性格を見出す根拠が弱い。第三に、未分化な寄り合い工房という想定そのものに疑問がある。以下、このうち第二点と第三点について

補足する。

花谷が「官営工房」的性格を認めるのは、①富本錢、②銅人形、
 ③「宮」からの注文木簡、④税物付札、⑤天皇關係木簡、などの遺
 物を根拠とする。このうち①⑤についてはすでに論じた。②銅人形
 を花谷は「天皇・中宮・東宮の被えの道具」と断ずるが、典拠とし
 た「延喜式」卷三四、木工寮に「金銀人」「木人」「鉄偶人」「木偶
 人」の記事はあっても、銅人形は全く出てこない。また、天皇・中
 宮・東宮がこうした人形を用いたのは事実だが、それ以外の人々が
 使えたわけではない。③については、大伯皇子宮や石川宮か
 ら発注があつたら、なぜ官営工房といふことになるのか、私は理
 解できない。④税物木簡については、封物の荷札かも知れないし、
 給与品が投入されたこともあり得よう。このように個々に検討して
 みると、いずれも決定的根拠とは言い難いのである。

南地区で検出された工房は天武朝～藤原宮期のものである。未分
 化工房説は発想としては興味深いが、果たしてそのような組織があ
 り得ただろうか。天武四年（六七五）、諸豪族の部民支配が否定され
 「日本書紀」同年一月己丑条、律令官僚制・公民制の形成は最終段
 階を迎えた。ただし、各官司にはなお前代の様相が残り、個別性・
 独立性が強かったと考えられる。⁽³⁸⁾やがて持統四年（六九〇）施行の
 律令原令で「官員令」なる篇目が成立し⁽³⁹⁾、さらに諸官司の統屬關係
 などが整序されて大宝令制に至った。私見によれば、官司と寺院の
 など

工房が同居し、それらが総合的に配置・運営され、各工人がどこに
 所属するか判然としないようなり方は、こうした時期、とりわけ
 官僚制の整備された淨御原令制以降には想定しにくく、またそ
 うした体制が必要であったとも思えない。⁽⁴⁰⁾

以上のような理由で、花谷の未分化工房説にも従うことができな
 い。思えば、寺崎説は北地区と南地区的異質性を強調しきり、花谷
 説は逆に一体性を重視しそうだが、両者がともに前提としてい
 たのは「官営工房」説である。これこそが頭きの石だつたと、私は
 考える。兩地区的特性を尊重しつつ、飛鳥池遺跡を総体として捉え
 るためには、南地区を官営工房説の呪縛から解き放ち、「寺院工房」
 と理解し直すべきではあるまいか。飛鳥池木簡の性格もまた、こう
 考えることで十分に認識できるようと思われる。

二 飛鳥寺と「造飛鳥寺官」

飛鳥池遺跡の南地区を寺院工房、北地区を寺院管理組織と考えた
 場合、南地区は北地区的管掌下にあつたことになるだろう。私はこ
 の組織全体は「造飛鳥寺官」とでも呼ぶべきものであり、北地区に
 中枢となる事務施設（政所）があつたと考えている。そこで本章で
 は、飛鳥寺・禪院の歴史と性格を概観し、また造東大寺司との比較
 を試みることによって、この想定が正しいかどうかを検証したい。

1 飛鳥寺の変容

飛鳥寺は周知の如く、崇禪元年（五八八）に創建された日本最初の本格的伽藍寺院である。蘇我氏の氏寺として出発したが、皇極四年（六四五）のクーデタで蘇我氏本宗家が滅亡したことにより、飛鳥寺も大きな変容を被ることになった。

入鹿殺害の直後、中大兄は飛鳥寺に入つて軍營とした（『日本書紀』皇極四年六月戊申条）。クーデタ完遂の二ヶ月後、改新政府は「大寺」に僧尼を集め、天皇が蘇我氏の遺棄をついで仏教を興隆すると言宣し、次の方策を示した（同大化元年八月癸卯条）。

〔史料六〕故以沙門弟大法師福光・忠雲・常安・雲雲・惠至・寺主僧旻・道登・惠闍、為十師。別以惠妙法師、為百濟寺寺主。

此十師等、宜能教導衆僧、修行弘教、要使如法。凡自天皇至于伴造所造之寺、不能營者、朕皆助作。令押寺司等與寺主、巡行諸寺、驗僧尼、奴婢、田軒之寒、而尽顯奏。即以來自臣（興名・三輪色夫君・額田部連螺、為法頭。

僧尼教導のために十師、諸寺検察のために法頭を置き、また寺院造営を援助すると述べて寺司・寺主を任じている。寺司は俗人、寺主は僧尼で、ともに寺院運営にある者と考へてよい。⁽³⁾ また、「百濟の國大寺（大宮大寺・川原寺・藥師寺）に限定した。すべて勅願寺、つまり天皇・王家が棲むべき寺院である。飛鳥寺はその例に入らないはずだが、大寺としてずっと「官司」が經營してきたし、功績もあったので、引き続き「官治」扱いとしたのである。「官治」とは天皇・王家が直接治める意であろうが、具体的には史料六の「寺司」、あるいはその後身とおぼしき造寺司を附置し、運営・經營に当たらせるものと見られる。⁽⁴⁾ 本稿では、この組織を「造飛鳥寺官」と呼ぶことにしたい。⁽⁵⁾ かくして巨額の財源と安定した経営組織を保証された飛鳥寺は、その後も天皇・王家から厚い崇敬を受けた。

れ、仏教界の中堅という地位を保つたまま天皇の保護・統制下に入ったと考えられる。一種の「没官」と言えようか。⁽⁶⁾

第二の転機は天武朝である。天武二年（六七三）、一七〇〇戸といふ莫大な封戸が施入された（『新抄精勤符抄』、寺封部）。同六年、一切經営会が行なわれて天武が行幸した（『日本書紀』天武六年八月乙巳条）。飛鳥寺の重視は明らかであるが、さらに同九年には次の勅が発せられる（同天武九年四月是月条）。

〔史料七〕勅。凡諸寺者、自今以後、除為國大寺三以外、官司募治。唯其有食封者、先後限卅年。若數年滿卅、則除之。且以為、飛鳥寺不可開于司治。然元為大寺、而官司恒治。復舊有功。是以、猶入官治之例。

ここで大化の造寺援助制を停止し、「官司」が經營する寺院を二三の國大寺（大宮大寺・川原寺・藥師寺）に限定した。すべて勅願寺、つまり天皇・王家が棲むべき寺院である。飛鳥寺はその例に入らないはずだが、大寺としてずっと「官司」が經營してきたし、功績もあったので、引き続き「官治」扱いとしたのである。「官治」とは天皇・王家が直接治める意であろうが、具体的には史料六の「寺司」、あるいはその後身とおぼしき造寺司を附置し、運営・經營に当たらせるものと見られる。⁽⁶⁾ 本稿では、この組織を「造飛鳥寺官」と呼ぶことにしたい。⁽⁷⁾ かくして巨額の財源と安定した経営組織を保証された飛鳥寺は、その後も天皇・王家から厚い崇敬を受けた。

天武十四年天皇自らが珍宝を施入し、翌十五年にも彼の治病を祈つて珍宝施入があり、さらに持統元年（六八七）には三〇〇人の「大德」が集められ袈裟が贈られている（同天武十四年五月庚戌率・朱鳥元年六月甲申条・持統元年八月己未条）。ただし天智十年十月是月条にも「諸珍財」の施入記事があり、そうしたことは天智朝末年にさかのぼる。

考古学的にも、この前後に飛鳥寺が大修造を受けたことが確認された。伽藍中軸部で出土した瓦の数量を調べると、七世紀後半の複弁八葉軒丸瓦の数が創建期の素弁軒丸瓦に匹敵しており、この時期に「大規模な瓦の葺き替えを行い、屋根景觀が一新した」という。

「天武朝における飛鳥寺優遇策」と密接に関係すると考えられるが、おそらく改修は屋根だけでなく、堂塔の莊嚴全般に及んだことだろう。

『続日本紀』大宝元年（七〇一）七月戊戌条によれば、當時存続していた寺院經營官司は遣大安寺官と造薬師寺官だけであった。「造飛鳥寺官」の姿はすでになく、七世紀末に廃止されたと推測される。しかし、飛鳥寺はなお官大寺の列にあり、和銅元年（七〇八）・二年の受戒も当寺で行なわれた。「造飛鳥寺官」が廃止されたのは飛鳥寺大改修が終わったためであろうが、しかし寺院を管理、修理する機構はもちろん必要である。それは大化の「寺主」の流れをくむ僧官、すなわち三綱に引き継がれたのである。

これが七世紀後半の飛鳥寺の歴史である。七世紀中葉に天皇の保

護・統制下に入り（造飛鳥寺官設置もその頃だろう）、天武朝以降に大規模な改修がなされたのである。これは飛鳥池遺跡の時期や、天皇との関わりがあるという特徴とよく符合している。

2 檜院の創建と整備

飛鳥池遺跡のすぐ北に飛鳥寺檜院があつた。一九九二年の発掘調査で七世紀後半の礎石建ち基壇建物が検出されたが、出土瓦からみて檜院の遺構とはは断定できる。以下、檜院の歴史を概観しておきたい。

飛鳥寺檜院は、道昭が創建し止住した別院である。『続日本紀』道昭伝（文武四年三月己未条）によれば、彼は白雉四年（六五三）に入唐し、玄奘三藏に師事した。玄奘は長安の弘福寺檜院で経典翻訳を進めていたが、道昭が特に愛し、また教學よりも抑定の東伝を勤めたという。やがて道昭は遣唐使とともに帰途につくが、海路は艱難をきわめたとされ、その点から齊明七年（六六二）の帰國と考えられている。恐らく筑紫朝倉宮を経て飛鳥に戻った彼は、「元興寺東南隅」に「檜院」を建てて止住した。それは「壬辰年（六六二年）三月」のことであったと考るが、すべてにおいて矛盾がない。

道昭は檜院で「天下行參之徒」に傳を教えたが、「後二」天下を周遊し、穿井・築橋といった社会事業を開始する。それは「十有余

算すれば、禪院遷住はおおむね天武朝（六七一—六八六）のことと考
えてよからう。すなわち、道昭を禪院に戻したのは天武天皇の意向
であった可能性が高いのである。⁽¹⁾ とすれば天武朝のうちに、天皇の
意を受けて禪院の本格的整備が始まったことも十分に推測できるだ
ろう。前章で述べたように、禪院の創建瓦は南地区灰層3の時期、
すなわち天武朝末年以前には焼成が始まっていた。瓦窯の操業は藤
原宮期まで続く。⁽²⁾ 文武四年（七〇〇）、道昭はここで遷化した。
やがて都が平城に移ると、道昭の弟や弟子は元明天皇に「奏聞」
して禪院を平城右京に移建した。「日本三代實錄」元慶元年十二月
十六日壬午条によれば、それは和銅四（七一）年八月のことであ
り、飛鳥寺の平城移転（垂仁二年＝七一八）よりずっと早い。しかも
「佐足石碑」（『東叢書文』下巻九七三頁）は、禪院の地を右京四条一
坊としており、それは元興寺が移った外京南東部とは比較にならな
い等地であった。平城京では禪院寺と呼ばれ、所蔵する経論は
「書迹権好、並不錯認」を以て知られた。「禪院寺經」は造東大寺
司写經所にも多数貸し出され、また「延喜式」卷二、玄蕃寮は三
年に一度の暦源を定めている。禪院、禪定 そして多數の将来經。

すべては玄蕃の事績に学んだものだった。

このように八世紀前葉の禪院・禪院寺は、飛鳥寺からの独立性と、
天皇との深いつながりを特徴としていた。しかし、独特の軒丸瓦を
用いたことは、かかる独立性が天武朝に通ることを示唆する。天武

と禪院の関係についても先に述べた。飛鳥池遺跡とその木簡は、確
かに禪院の整備期・性格に照應するところがあると言えよう。

鳥池遺跡の時期や天皇との関わりを説明できることが確認された。

しかしここで、遺跡は飛鳥寺関係か、禪院関係かという二者択一を行なうべきではない。いかに独立性が高くとも、寺域内にある限り、
禪院はあくまで飛鳥寺の一院である。「大安寺伽藍起并流記資財
帳」に「禪院」が記載されているように、飛鳥寺経営機構の管掌を
受けざるを得なかつたであろう。

また、瓦窯の操業年代を見てもわかるように、禪院の整備以前か
ら飛鳥池遺跡の工房群は稼働していた。道昭に身近な僧たちが木簡
に現われはするが、飛鳥池遺跡が禪院のみから説明できないことも
また明らかである。例えば「造飛鳥寺官」の一セクションとして、
禪院の造営・管理組織があつたことを想定し得るのではなかろうか。

3 天皇・王家と造寺司

飛鳥池遺跡・飛鳥池木簡を「造飛鳥寺官」という觀点から把握し
ようとして、天皇・王家とのつながりについては本章上節でその輪郭
を記したつもりであるが、最後に造寺司の特質をもう少し具体的に
述べておきたい。と言つても、七世紀の寺司・造寺司の詳細はよく
わからないから、やや時代は降るが、八世紀の造東大寺司を事例と

して取りあげる。

造東大寺司は天平二〇〇年（七四八）七月に発足した、東大寺造営・経営のための組織である。東大寺はいさかが複雑な成立経緯を辿り⁽¹⁾、造東大寺司もその前身として造山房司・福寿寺造物所・金光明寺造物所といった組織を有していた。⁽²⁾ 造東大寺司の特質は以下の三点にまとめられよう。

第一に、当初は寮相当のちには省に準ずる律令官司であつたこと。従つて、通常は太政官の指揮下におかれ、また四等官や雜任らの考課・給与は一般官人と何ら変わることのがなかつた。この側面を重視すれば、造東大寺司は「巨大な官営工房群」である。なお、造東大寺司成立以前の福寿寺造物所・金光明寺造物所は、皇后宮職・春宮坊や諸官司からの出向官人の集合体であった。また、造東大寺司は延暦八年（七八九）に廃止されるが、その後も營繕・備設等の作業は必要だつたから、東大寺三綱の指揮下に造東大寺所（造寺務所）なる組織が存続した。造東大寺所は知事僧によつて構成され、技術者をはじめとする傍人労働力を擁し、また独自の財源として封戸九〇〇戸を運用した。⁽³⁾ この段階では明らかに律令官制の枠を脱し、寺内組織の色彩が濃くなつてゐる。

第二に、多様な現業セクションによつて構成されたこと。造東大寺司には寺院造営に関するさまざまな工房があり、それらは木工所・鋳所・造瓦所・造仏所・写経所・繪所などの「所」に編成され、

手工業生産にあたつていた。⁽⁴⁾ 「所」はまた、臨機応変に設置されるプロジェクトチームでもあった。造食堂所・造講堂院所・造大殿所・東塔所など、寺内の堂宇建設にあたつて編成される「所」や、造香山薬師寺所・造石山院所など、関係寺院を造営する出張所として設置された「所」がそれである。伊賀山作所・飛驒坂所などは寺外におかれた経営体で、袖・莊の異称と言つてよいが、やはり造東大寺司のセクションにほかならない。そしてこれら全体を統括したのが政所（幕所）である。ここで注意すべきは、主として政所の機能として、造東大寺司が財物出納や莊園經營などを行なつていたことである。これも基本的には寺院造営・修理に関わつてのことであらうが、しかし大量の封物や莊園上納物を出納・管理・運用し、正倉に収められた宝物・薬物や金の出納に携わり、また写経所にあつた經典を貸し出すなど、寺院資財に關わる活動はきわめて多彩かつ恒常的なものであつた。

なお、東大寺領北諸莊園の経営は、当初は造東大寺司を主体とされていたが、天平宝字末年頃から三綱の手に移つていった。三綱は早くから封物の管理・運用にもあつたし、八世紀後葉には資財・宝物出納に三綱と造寺司がともに関与していた（宝龜四年「倉代西端難物下用帳」天日本古文書、六巻四六五頁、延暦六年六月二日「藤涼使解」大日本古文書、一卷附録一頁、など）。東大寺造営が進むうちに、造東大寺司から東大寺三綱への機能移転が徐々に行なわれ、延

暦八年の廢司を迎えるのである。⁽²⁾

第三に、天皇・王家と直結していたこと。東大寺は聖武天皇の勅願寺であり、要するに天皇が禮越なのであるから、天皇・王家と特別な関係があるのは当然だろう。聖武天皇の遺品や離宮・勅旨田、さらには官奴婢の施人などにそれはうかがえるのであるが、造東大寺司への直接の仰せもしばしばあった。例えば造東大寺司の写経所では、王家の事情による一切経書写が行なわれ、東大寺と直接関係のない臨時の写経も命じられた。良弁や女官など、東大寺や内裏と關係の深い貴賤の写経依頼もあった。そうした場合、太政官を経ることのない「宣」が造東大寺司官人に伝えられ、写経所に指令が下る。⁽³⁾ 以上の如きが、天平宝字六年（七六二）には孝謙天皇の命によって鏡四面が鋳造されているし、造石山院所が内裏で用いる厨子を作ったこともある。⁽⁴⁾ 史料的制約があつて、写経所以外では事例を見出しづらいが、臨時注文は必ずしも特例とは考えられない。このように天皇・王家が日々の必要に応じて造東大寺司の技術と労働力を利用していたことは、それが一種の「内廷工房」でもあったことを意味する。造東大寺司が内廷官司として天皇と直結したことは、「宣」だけでなく、「造東大寺司謹奏」や「東大寺写経所謹奏」を作成し、太政官を経ない上奏していたことからも裏付けられよう。⁽⁵⁾ 私は「律令官司」「官営工房」という第一にあげた特徴は、一見読み込みやすいが、実は皮相的な理解で

あらうと考えるものである。

このような造東大寺司の特徴は、基本的には7世紀の勅願寺、そしてそれに準じた飛鳥寺の寺司・造寺司にも当てはまるものである。また、俗人の寺司と僧尼の寺主による造営・經營は、八世紀の造東大寺司と東大寺三綱の關係に近い。そして王家から手厚い援助を受けたこれら「国大寺」では、天皇の治病・追善などの内廷的法会が行なわれ、宮中における国家的法会と鮮やかな対照をなしていた。⁽⁶⁾

以上の知識をもとに、飛鳥池遺跡・飛鳥池木簡の解釈を試みたい。全体は七世紀中葉に天皇によって設置され、天武朝以降に機能強化された「造飛鳥寺官」であろう。創建期の造寺組織はおそらく寺域内にあったと見られるが、「造飛鳥寺官」発足時には寺内利用が進んでいたためか、寺外の隣接地に設置された。北地区には政所・写經所のような管理・筆記部門、南地区には造仏所・鑄所・木工所、造瓦所のような現業部門が置かれたのである（各「所」は比喩的表現である）。各現業部門でも管理・筆記作業は行なわれたが、全体を統括するのは北地区だったと思われる。また天武朝には神院の整備が始まり、「造禪院所」といったセクションが設けられ、空間的には「造飛鳥寺官」と重複したと考えたい。「造飛鳥寺官」には時折、天皇・王家や貴賤による製品注文と素材提供があり、またしばしば物品施人が行なわれたことだろう。北地区・南地区的木簡は、こう

した「造飛鳥寺官」の活動をよく反映しているように思われる所以ある。

ただし、飛鳥寺三編（ないしその前身組織）が全く無関係であったとはとても思えないし、七世紀末期に「造飛鳥寺官」が廃止されたと、三編の下に「造飛鳥寺所」とでも呼ぶべき組織が存続した可能性が高い。僧俗双方による寺院経営・修造の実態、あるいはその比重の変化を木簡からどのように読みとるかが、今後の大きな課題であろう。

結語

本稿では飛鳥池木簡の性格を再検討し、遺構や他の遺物との総合的把握を試みた。その結果、飛鳥池遺跡は飛鳥寺の造営・經營にあたった「造飛鳥寺官」跡ではないかと考え、北地区を中枢的事務施設、南地区を実務部局（工房群とする理解を提示した。北地区的木簡はこの寺院管理組織の活動に伴うものであり、また南地区的木簡は手工業生産に関わるもので、鉄・漆器工房で廃棄されたと考えられる。

させていただいたが、誤読や非礼な言辞があつたとすれば、お詫び申し上げるはかない。両氏を始め、発掘調査と出土遺物研究に当られた方々、そして文献史学・考古学双方の諸賢から厳しい御批判をいただければ幸甚である。⁽¹⁰⁾ 特に土器と木簡の年代が若干ずれるようであること、遺跡の規模が「国大寺」造営組織として適当だらうかということなど、なお気がかりな点は少なくない。

ただ、たとえ私見が誤っていたとしても、飛鳥池木簡が七世紀寺院史研究における画期的な史料であることだけは間違いない。本稿で行なったのはその基礎作業にすぎず、今後さらに研究が進められるべきである。その際には正倉院文書との内容的比較が必須であるが、他方、氏寺から准勅願寺へと変貌した飛鳥寺の歴史に即した検討が望まれる。

例え、部民制下における飛鳥寺経営の痕跡がうかがえないのであろうか。そのころ「寺家仕」なる身分があつたらしいが（『日本書紀』大化元年八月庚子条）、飛鳥寺の「仕」は檢越蘇我氏の部民などのような関係にあつたのだろうか。そう言えば飛鳥池木簡には、南地区的木簡に「飛鳥豆麻呂」（⑪一四一）〔史科〕・「飛鳥部身」（⑫一四一）という人名が見え、また両地区で「ソガ部」関係の付れがいくつか出ている（⑬一六七・⑭一〇二・⑮一三二）。いまだ憶説の城を出ないのであるが、こうした木簡が七世紀前半の飛鳥寺を考える手がかりとなるかも知れない。今後の検討を約して擱

筆する。

註

古学』八、「一九九九年」、同「飛鳥池遺跡の調査成果」(直木季次郎、鈴木重治編『飛鳥池遺跡』ケイ・アイ・メディア、二〇〇〇年)。

参考のため、調査大数・地区・調査年を整理しておく。

(1) 「飛鳥池遺跡と飛鳥寺・大原第」と題して、二〇〇〇年四月に「飛

島池遺跡・酒舟石遺跡を考える東京シンポジウム」で、同年九月に日

本史研究会古代史部会で報告した。なお、前者の発表原稿は直木季次

郎・鈴木重治編『飛鳥池遺跡と魚形石』(ケイ・アイ・メディア、二

〇〇一年)に収載された。ただし、本稿にはその後の検討によつて、

修正を加えた部分がある。

(2) 以下の概報・図録に従つて叙述する。奈良国立文化財研究所『飛

鳥・藤原宮発掘調査報告』一二二(一九九二年)、同『奈良国立文化財

研究所年報』一九九八一(一九九八年)、同『奈良国立文化財研究所年

所年報』一九九九一(一九九九年)、同『奈良国立文化財研究所年

報』二〇〇〇一(二〇〇〇年)、同『奈良國立文化財研究所飛鳥資料集

』(一九九九年)、同『飛鳥池遺跡』(二〇〇〇年)。

『飛鳥の工房』(一九九一年)、同『飛鳥池遺跡』(二〇〇〇年)。

それとともに、以下のパンフレット・論文を参考にした。奈良國立

文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部『飛鳥藤原宮第八四次(万葉ミ

ニージアム)調査 現地説明会資料』(一九九七年)、同『飛鳥池遺跡

飛鳥藤原第八七次調査 記者発表資料』(一九九八年)、同『飛鳥池遺

跡 飛鳥藤原第九三次調査 現地説明会資料』(一九九八年)、同『飛

鳥池遺跡 飛鳥藤原第九八次調査 現地説明会資料』(一九九九年)、

同『限りからざめた飛鳥池工房』(一九九九年)、寺崎保広『富木鏡の

発見』(『国史談話会誌』四〇、一九九九年)、同『律令国家成立期

と飛鳥池遺跡出土木簡』(『国史学』一七三、一〇〇一年)、花谷浩

一『奈良県明日香村飛鳥池遺跡の工房』(『考古学ジャーナル』三七一、

一九九四年)、同『飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義』(『日本考

(3) 小澤毅『伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮』(奈良県立櫻原考古學

研究所編『櫻原考古学研究会論集』第九、吉川弘文館(一九八八年)、

林部均『古代官都形成過程の研究』(青木書店、二〇〇一年)。

(4) 近世の瀧池(飛鳥池)も、この放水部に蓄積して造られた。

(5) 奈良國立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査報告』二二(前掲)

では、一段階古い工房間隔遺物を含む下層の土器群(①)は、②山田

寺下層SD六一九と③坂田寺SG一〇〇の土器群の中間に位置づけら

れた。川越後一は④甘樫丘東遺跡出土土器を(⑤飛鳥池遺跡下

層出土土器の面前に置き、②山田寺下層のものは両者にまたがる内容

をもつとし、④の実年代を六四〇年代と考へる(同『藤原京奈坊年

代考』『奈良國立文化財研究所研究論集』XII、一〇〇〇年)。林部均も

飛鳥IIの実年代を六四〇・六五〇年とし、①②をその古断歴、③を中

段階に置く(同『古代官都形成過程の研究』前掲)。これらの土器研

究に據れば、飛鳥池遺跡の下層工房は六五〇年前後のものと考えられ

る。

(6) 奈良國立文化財研究所『奈良國立文化財研究所年報』一九九八一(

前掲)。

(7) 木簡の点数・釋文については、飛鳥寺一九九一一次調査・第八四

- (1) 鳥・藤原官発掘調査出土木簡概報」(十一) (十三) (十四) (一九九三年・一九八九年)、第九八次調査分は同「奈良国立文化財研究所年報」(一九九〇年) (前掲) に掲載し、各次調査概報と橋本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(木簡研究)一四、一九九一年・寺崎保広「奈良・飛鳥池遺跡」(木簡研究)一二、一九九九年)を参照した。秋文は私見により改めた部分がある。木簡問題に際して奈良国立文化財研究所(当時)寺崎保広氏に御高配を賜わり、種々御教示いただいた。伊藤敬太郎・桂川尚紀・竹内亮・吉江崇の各氏もいろいろと御援助下さった。記して感謝申し上げる。
- (2) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」一九九八年・一九九九年)、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (3) 説明については寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(前掲)、知達については伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」(『南都仏教』七九、一九九〇年)の指摘による。
- (4) 伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」(『南都仏教』七九、一九九〇年)の指摘による。
- (5) 桥本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (6) 山尾幸久「飛鳥池遺跡出土木簡の考察」(東アジアの古代文化)九七、一九九八年)は月次祭神今食のための米かとすると、これまた根拠薄弱である。私見は、早川万年「丁丑年三野国木簡についての覺書」(『岐阜史学』九六、一九九九年)の「祭儀と離れて解説する余地も認められる」という考え方方に近いが、その「食米(すきめ)」説もわざわざ「次米」と書いた理由が判然とせず、すぐさま質疑を表しがたい。
- (7) 飛鳥池遺跡の墨書き土器は、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の二〇〇〇年春遠報展で実見した。出土位置は展示パネルに基づき、秋文には私見を加えた。
- (8) 桥本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (9) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」一九九九年)、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (10) 桥本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。
- (11) 「□聖體儀式」は齋會における聖體供養に用いられたものと見られ、七世纪後葉の法会の形態を考る上で貴重である。伊藤史郎「聖體像に関する考察」(『国華』一〇一八、一九七八年)、奥健夫「東寺伝性僧文殊像をめぐって」(『美術史』一三四、一九九三年)、吉田一彦「制香会の研究」(『日本古代社会と仏教』、吉川弘文館、一九九五年、初発表、一九九三年)など参照。
- (12) 近年しばしば「東南極院」と呼ばれるが、史料用語ではない。本稿では「飛鳥寺神院」を正式名称と考え、略称としては「神院」を用いられない。

ることにした。その理由の一つは、神院が「南」(南院または南禪院)と称された可能性を考慮し始めたからである。

(13) 新川登龜男「天皇木簡を考える」(月刊にか)一一九、二〇〇〇年)は「創作までの手順」を記したものとし、「天皇」が創意された経緯を推測している。

(14) 山尾幸久「飛鳥池遺跡出土木簡の考察」(東アジアの古代文化)九七、一九九八年)は月次祭神今食のための米かとするが、これまで根拠薄弱である。私見は、早川万年「丁丑年三野国木簡についての覺書」(『岐阜史学』九六、一九九九年)の「祭儀と離れて解説する余地も認められる」という考え方方に近いが、その「食米(すきめ)」説もわざわざ「次米」と書いた理由が判然とせず、すぐさま質疑を表しがたい。

(15) 飛鳥池遺跡の墨書き土器は、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の二〇〇〇年春遠報展で実見した。出土位置は展示パネルに基づき、秋文には私見を加えた。

(16) 桥本義則「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。

(17) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」(奈良国立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」一九九九年)、同「奈良・飛鳥池遺跡」(前掲)。

(18) 碓が出土したことは概報に述べられているが、奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の二〇〇〇年春遠報展は、両側の出土地点を図示して有益であった。その時点では確認されていた点数は、北地区で四二破片、南地区で一破片である。底層から削削らしき木片が見つかっても、堆積中の汚損によって、墨痕が判然としないことがあると聞くから(墨痕が確認できない削層はカウントされない)、あるいはこの四対(?)という比率こそが筆記活動の実態を反映するものかも知れない。

(19) 史料三も同様の可能性が残るが、史料四だけは大ぶりの全く異なつた文字である。

(20) それ以外の想定も可能だが、転用品と非転用品が同時に廃棄されたことを説明するには、工房で転用され捨てられたと見るのが、最も單純明快である。なお、「三尋布十」と記した木簡（⑩・四四）があり、継縫し布の付札と見ることもできる。

(21) この「綴」は、八・九世紀の「勅旨」、「勅旨改」、「勅旨經」、「勅旨炭」などの「勅旨」と同様、天皇もしくは王家の「御書」の意であろう。この点は吉川真司「院宣主臣家」（日本の時代史）五、吉川弘文館二〇〇一年出版予定）で論じるが、さしあたり角田文衛「勅旨者と勅旨所」（古代学）一〇一・一三・四、一九六二年）を参照。なお本稿では天智朝までについても、さしあたり「天皇」の語を用いる。

(22) 「敷支」はサキではなく、サスキと読むべきである。地名とすれば、大和國広瀬郡敷吉郷の可能性があり、広瀬宮（日本書紀）天武十一年十月是月条、同天武十三年七月癸丑条）が想起されるが、もとより確証はない。なお、八世紀に市原王が「市原宮」「長官宮」「玄蕃宮」「備中宮」と呼ばれたように、「一宮」は皇子や王・女王その人を指す場合があり、必ずしも地名とは限らない。「石川宮」も石川王や石川女王のことかも知れない。

(23) 寺崎保広「律令国家成立期と飛鳥池遺跡出土木簡」（前掲）。

(24) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の成果と課題」（奈良文化）五一、一九九九年、同「奈良・飛鳥池遺跡」（前掲）。

(25) 寺崎保広「官本錢の發見」（前掲）。

(26) 以上、奈良國立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」一九九九年（前掲）。奈良國立文化財研究所飛鳥資料館「飛鳥池遺跡」（前掲）は「銅錢を生産した下層の工房は、東南極院の瓦が焼かれた時期には、すでに操業を終えています」と明記する。

(27) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」（一九九八年、前掲）、山下信一郎「木簡」（奈良國立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」二〇〇一年、二〇〇二年）、参考。

(28) 寺崎保広「飛鳥池遺跡出土の木簡」（一九九九年、前掲）。

(29) 花谷浩「飛鳥池遺跡の調査成果」（前掲）。花谷說によれば、下層鍋工房の操業終了後、別の工房で官本錢が鋳造されたという」となる。

(30) 奈良國立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」二〇〇〇年（前掲）。

(31) 寺崎保広「飛鳥池遺跡の成果と課題」（前掲）。

(32) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」（前掲）。

(33) 鉄鉢形須恵器は実見した（註15）。奈良國立文化財研究所飛鳥藤原官跡発掘調査部「飛鳥池遺跡 飛鳥藤原第九三次調査 現地説明会資料」（前掲）に穴穿掲載。「入寺」は奈良國立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」二〇〇〇年（前掲）による。

(34) 北地区は「葛城」関係とは考えにくいから、この文書は「南」の土代・案文であるか、正文として使用されて「南」に返ってきたか、いずれかであろう。

(35) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」（前掲）。

(36) 吉川真司「律令官司制度」（日本歴史）五七七、一九九六年）。

(37) 早川庄八「飛鳥淨御原「官員令」私考」（青木和夫先生誕辰記念会編「日本古代の政治と文化」吉川弘文館、一九八七年）。

(38) 花谷浩「飛鳥池遺跡の調査成果」（前掲）は、朝廷・寺院・諸豪族の工人をまとめるために必要だったと述べるが、朝廷に仕えてきた工人は呂都・雜戸として諸官司に分属しただろうし、寺院や諸豪族から人が切り離された明証はない。

(39) 中井真季「大化元年の十師」（日本古代仏教制度史の研究）、法藏

- (43) 館、一九九一年、初発表「一九七二年」。
- (44) 「日本書紀」天武二年十二月戊戌条には「造高市大寺司」、「綏日本起」大宝元年七月戊戌条には「造大安禪師」、「寺官」が見える。「造飛鳥寺司」と「造飛鳥寺官」のどちらでも良いんだが、七世紀のツカサの呼称は「(官)」が一般的なので、「直木次郎」「大僧令官制」についての「三の老系」(井上良貴博士選別記会編「古代史論叢」中)、吉川弘文館、一九七八年)、「造飛鳥寺官」をより相応しいと見た。なお、飛鳥寺の「寺官」は「日本書紀」推古四年十一月条を初見とするが、蘇我馬子の男善能が拜命しているから、これは權慈蘇我氏本宗家が設置した経営組織と考えておきたい。
- (45) 上原真人「瓦を読む」(講談社、一九九七年)。
- (46) 加藤信「興福寺と伝戒師招請(圓覺先生古稀記念会編「律令国家の構造」)吉川弘文館、一九九九年)。
- (47) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」一三三(一九九三年)、花谷浩「飛鳥寺東南院とその創建丸」(森田大先生選別記念論文集刊行会編「瓦衣千年」)真陽社、一九九九年)。
- (48) 桐院に関する先行研究は多いが、本稿では主として、堀池泰峰「平城右京禪院寺と奈良時代仏教」(「仏教史学」一一四、一九五二年)、佐久間尊「道昭」(「日本古代僧伝の研究」)吉川弘文館、一九八三年、初発表一九七二年)、花谷浩「飛鳥寺東南院とその創建丸」(前掲)を参考にした。
- (49) 「日本三代実録」元慶元年十二月日壬午条。これを移録した「扶桑略記」も同文。ただし「類聚國史」卷一八〇、仏道七、諸寺に引く同日条は「壬午年」とする(原本によつては「壬戌年」)。壬午年なら天武二年(六八〇)となるが、「經日本紀」道昭伝の文脈にはそくわざ、「壬午」は日付の干支に一致するから、「類聚國史」の日移りによる誤字と解すべきである(水野勝太郎「道昭伝考」「奈良史学」一、一九八三年)。當本錢の鋳造時期を決める上でこの觀點が配慮されただが、「壬戌年」と見るのが文献史学の定説であり、私もそう断定して誤りないと考える。
- (50) 佐久間尊「道昭」や花谷浩「飛鳥寺工房の發掘調査成果とその意義」(いずれも前掲)は「(凡)諸僧尼尼者、常住寺内、以護三寶。○然、或及老、或患病。其永臥臥房、久至老病者、達止不使、淨地亦織。○是以、自今以後、各就親族及篤信者、而立一二舍屋于閑處、老者坐身、病者服藥」というものである。佐久間・花谷は①部分を取りあげて、僧尼の寺院常住を命じる動と解したのだが、それは正しくない。この動は、①で一般論(僧尼は寺内常住するものだ)、②で悪しき現状(老病の僧尼が寺にいるのは不都合だ)、③で解決策(別處に舍屋を立てて住め)を述べているのである。舉行法令にしばしば見られる論法である。従つて、道昭の桜院傳は天武八年とは限らず、また寺院常住政策によるものとも言えない。むしろ天武の特別な意志によるところが多かったようだ。
- (51) 花谷浩「飛鳥寺東南院とその創建丸」(前掲)。
- (52) 横山敏男「奈良朝に於ける写經所に関する研究」(横山敏男著作集)一、中央公論美術出版、一九八二年、初発表一九三二年)、山下有美「正倉院文書と写經所の研究」(吉川弘文館、一九九九年)。

(53) 岸俊男「越前國東大寺策庄園の經營」（日本古代政治史研究、培書房、一九六六年。初發表一九五一年）同「東大寺をめぐる政治的情勢」（前掲書所収、初發表一九五六年）、井上薰「奈良朝仏教史の研究」（吉川弘文館、一九六六年）、浅香年木「日本古代手工業史の研究」（法政大学出版局、一九七一年）、などを参考にした。

(54) 浅香年木「日本古代手工業史の研究」（前掲）、清水勝三「平安初期における工人組織についての一考察」（南北佛教）一九、一九六六年。

(55) 植村商「所」の基礎的研究（鶴山博士遺稿記念会編「日本律令制論集」上、吉川弘文館、一九九三年）。

(56) 水村真「中世東大寺の組織と経営」（培書房、一九八九年）。

(57) 霧島清等「八世紀の王家の家庭」（日本古代の王家・寺院と所領、培書房、一九〇一年、初發表一九九六年）、吉川真司「院宮王臣家」（前掲）。

(58) 吉川真司「奈良時代の宣」（律令官僚制の研究、培書房、一九九八年、初發表一九八八年）。

(59) 福山敏男「石山寺・保良宮と良井」（著作集前掲卷所収、初發表一九七三年）。

(60) 吉川真司「律令官司制度」（前掲）。

(61) 若井敏明「七・八世紀における官廷と寺院」（前掲）。

(62) 木下史氏から御教示を得た。杉山洋「寺院付属の金属關係工房」（佛教藝術）一四八、一九八三年、参照。

(63) 第九回官宮工房研究会（一九九九年二月）の討論で、杉山洋氏が「飛鳥寺付属工房」説を述べておられたことを、「官宮工房研究会会報」七（一〇〇一年）を読んで知った。詳論の公表を鶴首して待ちたい。

【譜図出典】

飛鳥池遺跡遺構圖（全體圖）

伊藤敬太郎・竹内亮「飛鳥池遺跡出土の寺名木簡について」（註9）図2を一部改変。その際に奈良國立文化財研究所「奈良國立文化財研究所年報」一〇〇〇—II（註2）図24を利用。

飛鳥池遺跡遺構圖（位置圖）

奈良國立文化財研究所飛鳥麻原宮跡発掘調査部「既りからさめた飛鳥池工房」（註2）の挿図を一部改変。

木簡研究 第11号

1989年11月刊

卷頭言

狩野 久

1988年出土の木簡

1977年以前出土の木簡（11）

中国出土簡牘の保護研究

中国出土木・竹簡の保存科学的研究（抄訳）

胡 繼 高 敏
（訳）佐 川 正 伸

木箱と木簡

小 池 伸 一

所謂『長屋王家木簡』の再検討

大 山 誠 一

有韻尾字による固有名詞の表記

犬 利 隆

木簡研究 第12号

1990年11月刊

卷頭言

田 中 琢

1989年出土の木簡

1977年以前出土の木簡（12）

森ノ内遺跡出土の木簡をめぐって

山 尾 幸 久

木簡類による和名抄地名 一日本語学のたちばからー

工 藤 力 男

内資人考

春 名 宏 昭

木簡研究 第13号

1991年11月刊

卷頭言

笠 山 晴 生

1990年出土の木簡

1977年以前出土の木簡（13）

下曾我遺跡と出土木簡

鈴 木 錠 民

香川県長福寺出土の木簡 一備蓄錢に伴って出土した木簡一

館 野 和 己

「二条大路木簡」と古代の食料品貢進制度

樋 口 知 志

中国簡牘学国際学術検討会参加記

佐 藤 信

木簡研究 第14号

1992年11月刊

卷頭言

八 木 充

1991年出土の木簡

1977年以前出土の木簡（14）

山 中 章

考古資料としての古代木簡

小 林 昌 二

八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡

岩 本 次 郎

木上と片岡

吉 村 昌 之

下級国司の任用と交通 一二条大路木簡を手がかりに一

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

「敦煌漢簡」研究の現状と課題

木簡研究 第15号

1993年11月刊

卷頭言

早 川 庄 八

1992年出土の木簡

1977年以前出土の木簡（15）

加 藤 友 康

国・郡の行政と木簡 一「国府跡」出土木簡の検討を中心として一

田 中 順 一 郎

京都府相良郡木津町鹿背山郷の後上札

(バックナンバーの頒布については、本誌137ページ参照)

会告

「京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める
要望書」について

本簡学会では、建設省（現国土交通省）により京奈和自動車道の大和北道路のルートの一つとして平城宮跡の地下をトンネルで通過する案が検討され、そのためのボーリング調査が平城宮及びその周辺で実施されているという事態を憂慮し、本簡の保存・活用を図るという本学会の趣旨から、本簡にとって致命的な影響を与えるかねないこの計画の即時撤回を求める声明案を、二〇〇〇年六月九日、委員会声明の形で発表した。それと同時に関係諸学会にも要望書の写しを送付し、同様の取り組みを行なうよう要請したところ、幸い多くの学会の賛同を得ることができ、あついで平城宮跡地下通過計画に反対する声明が出されるに至っている。

その後、二〇〇〇年一二月四日、本簡学会第二回総会・研究集会を開催するにあたり、会員の総意として総会決議を行ない、改めて京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書を採択し、関係者機関に送付した。

これまでに同様の声明を出した学会などは、以下の通り多數に上っている（順不同）。日本史研究会・日本歴史学協会・京都民科歴史部会・奈良県歴史教育者協議会・歴史教育者協議会・歴史学研究会・考古学研究会・日本考古学協会・古代交通研究会・名古

屋歴史科学研究会・大阪歴史学会・歴史科学協議会・史学会・奈良文化財研究所職員組合など。

現在も平城宮内外の六カ所でボーリング調査が継続して行なわれており、また、二〇〇一年七月には国土交通省奈良国道工事事務所が専門家による地下水検討会を発足させ、道路建設の地下水への影響を検討するに至っている。運動は大きな盛り上がりを見せる一方、この問題は重要な局面を迎つつあり、遠くない将来に予想されるルート決定に向けて事態は予断を許さず、なお粘り強い運動の展開が求められているのが現状である。以下に、総会決議の全文を掲載する。

京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める
要望書

私たち本簡学会では、去る六月九日、世界遺産・特別史跡平城宮跡の地下にトンネルを掘つて京奈和自動車道を通す計画に対し、本簡と平城宮・京跡の保存の観点から、極めて憂慮すべき事態であると認識し、その即時撤回を求める要望書を、当学会委員会名で採択した。そしてこの要望書を建設大臣・文部大臣・文化庁長官・建設省近畿地方建設局長・同奈良国道工事事務所長宛送付し、さらに歴史学・考古学・地理学・建築史・庭園史など関係分野の諸学会にも、トンネル計画から平城宮・京跡を守る運動を広汎に

展開することを呼びかけた。

幸いにもこの私たちの呼びかけは、多くの学会の賛同を得ることができ、これまでに十指に余る学会が計画撤回を求める要望書を出し、その動きはさらに広まりつつある。また、奈良市文化財保護審議会が、自動車道の平城宮跡内通過は容認しがたいとする上申書を奈良市長に提出したこと、特筆に値しよう。

しかしながら、このようなトンネル計画反対の世論の盛り上がりとは裏腹に、計画変更の動きは何ら伝えられて来ない。建設省

奈良国道工事事務所では、平城宮跡地下トンネル計画は京奈和自動車道通過ルートの一案に過ぎないとするが、そのための平城宮・京内における一九九七年以來の地下ボーリング調査は現在なお予定通り進行中であり、宮・京跡通過が既成事実化される懸念が大きい。世界遺産・特別史跡内に、地上・地下はどうあれ高速道路を通そうと発想すること自体が、平城宮跡を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載させざるを得ないような行為である。

昨年度から今年度にかけて奈良国立文化財研究所などが実施した平城宮跡内外の発掘調査でも、五百点を超える木簡が出土している。豊富な地下水に守られ日光と空気から遮断されるという好条件が保たれれば、平城宮・京跡のどこからでも木簡が出土するのは、もはや周知の事実である。地下トンネルは地下水脈を変化させ、千二百年以上にわたって保存してきた木簡に重大な影響

を及ぼしかねない。私たちは、このような無限の可能性を秘めた歴史資料の存在を無視し、さらに遺跡そのものの存立をも揺るがしかねない地トントンネル計画を、断じて認めがたい。

こうした状況に鑑み、私たち木簡学会では第二回研究集会を開催するにあたり、会員の総意として改めて以下の要望を決議するとともに、関係各位・各機関の誠意ある対応を切に希望するものである。

木簡を中心とする地下に眠る貴重な歴史資料を破壊し、世界遺産・特別史跡平城宮跡、及び平城宮跡の保存に重大な影響を及ぼす京奈和自動車道の平城宮跡地下トンネル計画を、直ちに白紙撤回すること

一〇〇〇年一二月一日

木簡学会

建設大臣 稲葉千景様
文部大臣 大島理森様
文化庁長官 佐々木正峰様
建設省近畿地方建設局長 藤芳素生様
同奈良国道工事事務所長 小口浩様
奈良県知事 柿本善也様
奈良市長 大川靖則様

会告

「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムの開催、及び主催団体・幹事団体としての参加について

京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画に反対する運動は、別記のように大きな盛り上がりを見せており、こうした状況を受けて、この計画に反対する多くの学会・団体・市民の声を集約する形で「高速道路計画で危機を迎えた世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムが企画され、「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会が組織されるに至った。本簡学会としても、運動の趣旨に賛成、また学会として最初に計画の撤回を求める声明を出して諸学会に協力を求めてきた経緯もあり、委員各氏の了解のもと、主催団体としてシンポジウム実行委員会に加わり、さらには日本考古学協会、高速道路から世界遺産・平城京を守る会とともに幹事団体として事務局の一翼を担うことになった。同シンポジウムは次のような日程・内容で開催された。

【日時】二〇〇一年一月一日(日)一〇時～一六時三〇分
【場所】明治大学大学会館八階大會議室
【内容】開会挨拶 甘粕 健氏(日本考古学協会)

第一部 講演

佐藤宗諒氏(木簡学会・奈良女子大学)「古代史研究と平城木簡」
小笠原好彦氏(日本考古學協会・滋賀大學)「聖武天皇と四都」
野口英雄氏(前ユネスコパリ本部文化遺産部アジア・太平洋・歐州部長、都留文科大學)

第二部 平城宮跡とユネスコ・世界遺産条約

「世界遺産・平城宮跡の保全と活用をめぐって」

パネル・ディスカッション
西山要一氏(奈良大學)、仁藤敦史氏(國立歴史民俗博物館)

小井修一氏(高速道路から世界遺産・平城京を守る会)
コーディネーター 寺崎保広氏(奈良大學)

主催 シンポジウム「世界遺産平城宮跡を考える」実行委員会(代表鈴木重治)

後援 明治大学考古学研究室・考古学博物館

参加団体 古代史研究会・関西文化財保存協議会・京都民科歴史部会

守る会 古都奈良の歴史的遺産と景観を守る市民共同フ

オーラム 離波宮址を守る会・奈良県文化財保存対策連絡会

奈良県歴史教育者協議会・奈良世界遺産市民ネットワーク・奈良文化財研究所監修組合・奈良歴史研究会・日本考古学協会

日本史研究会・日本歴史学協会文化財保護特別委員会・文化財保存全国協議会・木簡学会・歴史学研究会・歴史教育者協議会

(以上 一九団体。一〇月一四日現在)

彙報

同を求める委員会声明を採択したことなどが報告された。

編集報告（西山良平委員）

第二回総会および研究集会

木簡学会第二回総会と研究集会は、二〇〇〇年二月一・三日の両日に、奈良国立文化財研究所平城宮跡資料館講堂において、一六九人の個人会員、三団体の団体会員が参加して開催された。別室には、平城宮跡・飛鳥池遺跡（以上、奈文研）、平城京跡（奈良市教委）、墨書き一点を含む）、宮町遺跡（信楽町教委）出土木簡と、事例報告に連続して、長岡京東院跡（向日市教委）、西河原春ノ内遺跡（中主町教委）から出土した木簡が展示され、併せて新宮神社出土木簡（滋賀県教委）などの写真も出展された。

△二〇〇〇年二月一日（土）（三時～八時）

佐藤宗諱会長の挨拶で開会し、総会と研究集会を開催した。

会務報告（館野和己委員）

会員の状況（個人会員三三名、海外会員三名、団体会員四団体、二〇〇一年度新入会員一六名）、学会創立二十周年記念事業として図録「日本古代木簡選」の編集の編集を進めていること、京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の問題で、六月九日にこの計画の白紙撤

「木簡研究」第二号の編集経過と内容・分量、頒布を五五〇円のまま据え置くことなどが報告され、ここの数年三〇〇頁を超える大部なものが続き、編集体制の見直しが課題である旨指摘された。

会計・監査報告（山中敏史委員・岩本次郎監事）

山中委員から一九九九年度の決算報告が行なわれ、これに引きづき、岩本監事から会計が適正に執行されている旨監査報告がなされた。なお、昨年度大会で石上英一監事から提出された未収会費問題や帳簿の作成方法に関する付帯意見についても、的確な対応がなされている旨報告された。次いで、山中委員から二〇〇一年度の予算案が提案された。

以上の案件は全て承認された。

役員改選

会場に立候補を求めた後、岩本次郎氏から提案があり、承認された。総会終了後、会長・副会長互選のための委員会が開かれ、佐藤宗諱会長、鎌田元一・田辺征夫両副会長の留任を決定した。新役員は別表（二四頁）の通りである。

京奈和自動車道問題についての要望書（和田英委員）

京奈和自動車道の平城宮跡地下通過計画の撤回を求める要望書（末）が和田英委員から提案され、質疑ののち総会決議として採択

された（二三六頁会告参考）。

研究集会

報告（司会 寺崎保広委員）

教祖慈恩寺遺跡の発掘—漢代の駅と木簡—

何 双金氏（通訳 桜山 明氏）

犬飼 隆氏

七世紀木簡の国語史的意義
何氏の報告は、近年遺物の整理作業が終了した慈恩寺遺跡の出土史料から漢代の駅について論じたもの、犬飼氏の報告は、七世紀の木簡から日常普段に読み書き話された古代の日本語を検討したものである。犬飼氏の報告は、本号に掲載することができた。

△二〇〇〇年一二月三日（日）（九時～五時）

研究集会 報告（司会 横木謙周委員）

二〇〇〇年全国出土の木簡

長岡京東院跡出土の木簡

石川県津幡町加茂遺跡出土の木簡

山下信一郎氏

清水 みき氏

湯川 善一氏

山下信一郎氏

二〇〇〇年に木簡が出土した九三遺跡の概要と
木簡の内容を説明したもので、その多くは本号に掲載することができた。

清水氏の報告は、長岡京東院跡出土の木簡について、湯川氏の報告は、加茂遺跡の概要と展示を中心とした出土木簡の事例報告であり、ともに本号に掲載することができた。

討論（司会 栗原永遠男委員）
於奈良国立文化財研究所

午後に入り、両日の報告について活発な討議が行われた。
最後に田辺征夫副会長の挨拶で大会の日程を終了した。

委員会報告

△二〇〇一年六月一四日（木）（四時～八時三〇分）

於奈良文化財研究所
(1)会務について。二〇〇一・〇二年度の新体制を確認の後、鎌田副会長・山中委員（会計）・西山委員（編集・館野委員・渡辺委員（事務局）・鶴見幹事・吉川幹事に常任委員を委嘱すること、新たに市大樹氏・竹内亮氏・吉川幹事に幹事を委嘱することが承認された。

(2)入会希望者（四名）に関して入会審査がなされた。(3)会計について。二〇〇〇年度決算報告および監査報告が行なわれ、ともに承認された。とくに会誌の販売促進について議論された。(4)編集について。会誌第三号（相当は西山良平委員・馬場基幹事）の編集経過が報告された。(5)二〇〇一年度開催予定の但馬特別研究集会について。

実行委員会が発足したこと（委員長・鈴田元二副会長・委員・輔老拓治氏（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）・加賀省一氏（日高町教育委員会・小寺誠氏（出石町教育委員会・今津勝紀氏（岡山大学・館野和己委員・寺崎保広委員・吉川真司委員・波辺晃安委員）が報告され、日程や研究報告などの原案が了承された。（6）第二三回総会・研究集会の予定について意見が交換された。（7）その他、京奈和道問題の現況、二〇周年記念出版事業の編集経過と会員名簿の作成、奈文研の独立行政法人化に伴なう学会運営の在り方と会誌編集体制の見直しについて、報告及び議論が行なわれた。

◇二〇〇一年一〇月三二日（水）（一四時—一六時三〇分）

於奈良文化財研究所

（1）会務について。会員の異動及び、常任委員会・幹事会の開催状況が報告された。（2）入会希望者四名の審査が行なわれ、全員の入会が承認された。（3）会計について。二〇〇一年度の会計中間報告及び二〇〇二年度予算原案の報告があり審議を行なった。（4）会誌第三号の編集状況が報告された。（5）第二三回総会・研究集会について日程・内容などを決定した。（6）但馬特別研究集会について。現地の運営委員会（委員長・大村政通氏（兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所）が組織され、準備を行なっている旨報告があった。（7）二〇周年記念出版事業の進行状況について報告がなされた。（8）「世界遺産平城宮跡を考える」シンポジウムについて、木簡学会も主催・幹事

団体として参加することが報告され、了承された（同シンポジウムの内容については三八頁参考）。（9）その他、古代の銅生産シンポジウムが去る九月に開催され、木簡学会として後援したこと

（山本 崇）

木簡学会役員(2001・02年度)

会長 佐藤 宗諒
副会長 錦田 元一

委員 今泉 隆雄
清水 みき
山中 敏史
土橋 誠

本郷 真紹
渡辺 みき
吉川 良平
鶴山 和己

岩本 正二
田辺 征夫
西山 良平
笛野 和己

幹監事

吉江 増潤 西村さとみ
崇徳 景二 大樹 英一

吉川 山本 山本 馬場 竹内 岩宮 東野 治之
聰 崇 基 亮 隆司

横内 裕人 古尾谷知浩 鶴見 泰寿
鶴森 浩幸

吉川 真司 明和
鶴山 南 平川 保広

和田 佐藤 信
山下信一郎

寺崎 信
保広 信

PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 23 2001

Contents

Foreword	KAMADA Motokazu.....	i
Contents	iii	
Legend	vii	
Wooden Writing Tablets Recovered in 2000	1	
Outline.....	BABA Hajime.....	1
Explanatory Notes	6	
Nara Prefecture: Nara Palace Site; Block 7, East First Ward on Third Street, Nara Capital Site; Eleventh Street and Suzaku Boulevard, Fujiwara Capital Site; Sakafune-ishī Site		
Kyoto Prefecture: Nagaoka Capital Site (1); Nagaoka Capital Site (2); Block 10, East First Ward on Third Street, Heian Capital Site; Block 6, East Third Ward on Sixth Street, Heian Capital Site; Omuro Ninnaji		
Osaka Prefecture: Osaka Castle Site; site located in Nakanoshima 3-chōme (Tottori Fief Warehouse Site); Hiroshima Fief Osaka Warehouse Site; Kami Site; Sakai Moated City Site		
Hyōgo Prefecture: Fukaekita-machi Site; Miyuki-chō Site; Shiba Site		
Mie Prefecture: Tsujiko Site		
Aichi Prefecture: Habashita Site		
Shizuoka Prefecture: Nakamura Site; Haruoka Site Group		
Yamanashi Prefecture: Ōtsubo Site		
Kanagawa Prefecture: sites in the vicinity of Wakamiya Ōji; Hōjō Komachi Mansion		

Site; Hōjō Yasutoki and Tokiyorī's Mansion Site	
Tokyo Prefecture: Shiodome Site	
Chiba Prefecture: Ōsaki Castle Site	
Shiga Prefecture: Hachiya Site; Shingū Shrine Site	
Gifu Prefecture: Kakida Site	
Fukushima Prefecture: Arai Nekota Site	
Miyagi Prefecture: Nakano Takayanagi Site; Dō no Kuchi Site; Sendai Castle Honmaru Site; Ichikawabashi Site; Akai Site	
Iwate Prefecture: Yanagi no Goshō Site	
Yamagata Prefecture: Hasegami Site; Ishida Site; Yamagata Castle Site	
Ishikawa Prefecture: Honmachi 1-chōme Site; Yasue-chō Site; Utsugi Higashi Site; Uneda Nabeta Site; Kamo Site; Yoshida C Site; site in front of Mimanahiko Shrine	
Toyama Prefecture: Asaōya Site	
Niigata Prefecture: Shimo no Nishi Site; Koshimawari Site; Kura no Tsubo Site; Funato Sakurada Site	
Shinane Prefecture: Nishikawazu Site	
Hiroshima Prefecture: Onomichi Site	
Yamaguchi Prefecture: Suō Provincial Center Site	
Tokushima Prefecture: Kannonji Site; Nakamaegawa-chō 2-chōme Site	
Fukuoka Prefecture: Isōda C Site; Motooka-Kuwabara Site; Higanda Site	
Nagasaki Prefecture: Oki Castle Site (1); Oki Castle Site (2)	
Kumamoto Prefecture: Kamitakahashi Kōda Site; Shirafuji Site	
Wooden Writing Tablets Recovered before 1977 (23)	169
Nara Palace Site (Excavation No. 77), Nara Prefecture	
Amendments and Additions (4)	174
Block 13 East Third Ward on First Street, Nara Capital Site, Nara Prefecture (No. 22); Arai Nekota Site, Fukushima Prefecture (No. 22); Ōsanda Site, Fukushima Prefecture (No. 19); Higashi Kizu Site, Toyama Prefecture (No. 21); Shimo no Nishi Site, Niigata Prefecture (No. 21)	
Articles	
The Significance of Seventh-Century Wooden Documents for the History of the Japanese Language	INUKAI Takashi..... 185
A Re-Examination of Wooden Tablets Excavated from the Asuka-ike Site	YOSHIKAWA Shinji..... 205
New Publication	
YANIN, V. L. (MATSUKI Eizō and MIURA Kiyomi, transl.), <i>Shirakaba no tegami o okurimashita: Roshia chūsei toshi no rekishi to nichijō seikatsu</i> [Letters sent on birch bark: The history and daily life of a medieval Russian city]	WATANABE Akihiro..... 230
Bulletins	YAMAMOTO Takashi..... 239
Editor's Notes	NISHIYAMA Ryohei..... 242

Column:

On the Position of Holes Made in Wooden Tablets	BABA Hajime.....	76
Infrared Photography of Wooden Documents using Digital Cameras	NAKAMURA Ichiro.....	234

Reports of the Society:

Concerning the petition: "An Appeal for Withdrawing the Plan to Route the Keinawa Expressway beneath the Nara Palace World Heritage Site"	236
Concerning the "Symposium to Consider the Crisis Facing the Nara Palace Site from the Plan for a High-speed Thoroughfare," with the Society's involvement as a sponsor and as organizer among the sponsoring groups	238

Published by

THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS

木簡研究 第二三号

11001年十一月二十日 印刷

11001年十一月二十五日 発行

〒630
奈良市一条町二丁目九番一号
奈良文化財研究所

福集発行
本 簡 學 会
平城 史料調査室 気付
合説 佐藤 宗諒

TEL (0743) 34-3921
E-mail mokkan@nabunken.go.jp

振替口座 01000-16-1517

〒8475
京都府下京区油小路弘光寺上ル

印 刷
真 隆 社
TEL (0746) 3351-16034

ISSN 0912-2060

ISSN 0912-2060